第6次大河原町長期総合計画(案)

2019年度(平成31年度)~2029年度(●●11年度)

2018年 (平成30年) 10月 宮城県大河原町

目 次

1	基	本構想	
	1	はじめに 計画策定の趣旨	
	2	計画の構成と計画期間	
	3	時代の潮流	
	4	第5次長期総合計画等の振り)返り ————
	5	まちづくりの大切な視点 ~	大河原町の現状と課題~ -
	6	まちづくりのコンセプト	
	7	まちの将来像	
	8	一目千本桜プロジェクト	
	9	まちづくりの基本方針	
	1 0	人口目標	
	1 1	基計画の進行管理	
Π		本計画 構想の体系	
	第二	章 生活環境・住民自治	
	第2	2章 子育て・健康福祉	
	第3	3章 都市計画・街づくり	
	第4	4章 産業・観光	
	第	5章 学校教育・生涯学習	
	第6	6章 行政・組織経営	
Ш	資	料編	
	1	主要指標の見通し	
	2	住民満足度調査結果の概要	

第6次大河原町長期総合計画

I 基本構想

1 はじめに 計画策定の趣旨

本町では平成23年4月に第5次長期総合計画「大河原町経営計画」〜認めあい・支えあい・活かしあう開かれた先進のまち、おおがわら〜を策定し、住民自治の振興による持続可能なまちづくりを進めてきました。

すでにこの計画では、右肩上がりの成長の終焉、モノの豊かさから心の豊さへの転換、共生社会への転換や、人口減少社会の到来等を意識していました。

さて、第5次長期総合計画の計画期間中に、本町のまちづくりに、大きな衝撃を与える出来事が、2つありました。

ひとつは、計画公表直前の平成 23 年3月 に発生した東日本大震災です。沿岸市町で は津波により多くの命が奪われ、同時に発生 した福島第一原子力発電所の事故により、現 在も帰郷できない方や仮の住まいの方が多く 残されています。

本町でも「甚大な被害を受けましたが、ライフラインの復旧も早く、他の地域と比べれば被害は小さかったのではないかと感じている」と、長期総合計画の町長の挨拶に追記されています。震災直後は、復興事業にも着手できない状態で、想定できないほどの大きな自然災害への対応や、何よりも人命を守ることの切実さ等について、十分に整理し認識するいとまがありませんでした。

この震災から7年半が経過した現在、生命(いのち)と安全を守る取り組みや、いざという時のための準備が、町行政の基本的使命であることが再確認されています。

また、震災以前から、障がい者、高齢者、子ども等の社会的弱者に加え、就労状況等による失業や貧困により、社会からの孤立や排除されようとしている人々の発生が課題となっていました。この時期に発生した震災による被害や避難生活においても、より大きな社会的格差の顕在化が危惧されたところです。

しかしながら、無償ボランティアの活躍や地域の助け合いなどにより、大きな社会的断絶を生むことなく、復興への道すじをたどることができました。私たちは、この道すじのなかで、人と人の絆の大切さとともに、一人ひとりの存在が認められ、つながりあうことの重要さを再認識することとなりました。

もうひとつは、平成 26 年の「消滅可能性都市」の発表です。わが国は、平成 20 年をピークに人口減少社会に入り、本町においても平成 27 年をピークに緩やかな人口減少傾向となりました。人口減少が、町そのものの消滅につながることは、住民と行政それぞれが、自治体のあり方や役場の存在意義について深く考えさせられる契機となりました。

このようななか、本町でも時代の状況変化に柔軟に対応しながら、自治を担う独立した政府として人口の維持・減少抑制のための町独自の取り組みが必要となってきました。

およそ30年にわたる「平成」という時代が終わろうとしています。そして、本長期総合計画が始まる年は、「平成」から新しい時代へと変わる年になります。新しい時代のまちづくりでは、これまで以上の困難が予想されます。しかし、大河原町には、変わらず一目千本桜がその樹齢を忘れたかのように咲き誇っているはずです。

第6次大河原町長期総合計画は、第5次長期総合計画「大河原町経営計画」後期基本計画が平成30年度で満了することを受け、住民自治のまちづくりを基本とし、住民の生命(いのち)と安全を守るという行政の使命に立ち返りつつ、まちの人口減少を抑制し元気なまちを未来へとつないで行くための行政経営指針として策定しました。

2 計画の構成と計画期間

第6次大河原町長期総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画(別冊)」から構成されています。

基本構想

まちづくりの基本的な考え方(理念)と目指すべき町の姿(将来像)、そしてこれを実現するための政策展開の方向性や進め方(原則)などを示すものです。

計画期間は 2019 年度 (平成 31 年度)から 2029 年度 (○○11 年度)の 11 年計画としま す。

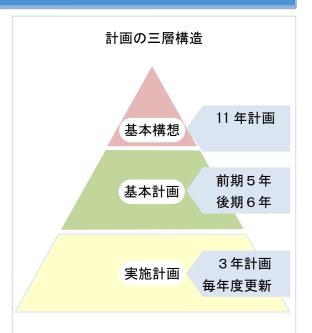
基本計画(前期計画)

基本構想を具現化するために、主要な政策 分野別に政策目標や目指すべき方向性、政 策展開を示すものです。

前期計画の計画期間は、2023 年度(○○5年度)までの5年間とし、2023年度(○○5年度)に見直しを行い、後期計画を作成します。なお、後期計画は、6年計画となります。

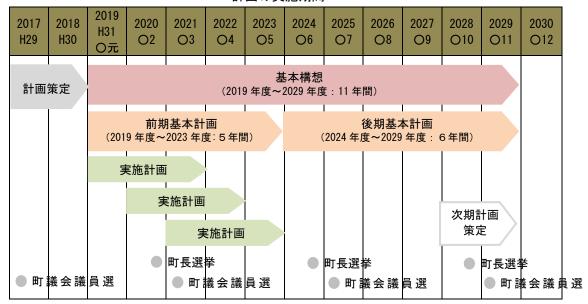
実施計画 (別冊)

基本構想、基本計画に基づきながら、国の 政策方向や町の予算編成と調整しながら、3 年間の事務事業と予算の見込みを毎年示す ものです。



平成23年5月2日の地方自治法改正により、地方自治体の基本構想の策定義務はなくなりましたが、総合的かつ計画的な町政の運営を推進するため、「大河原町総合計画の策定等に関する条例」(平成25年9月13日施行)に基づき、総合計画を策定します。

計画の実施期間



町長及び町議会の政策方針や公約に対応するため、次期長期総合計画は、2028 年度(〇〇10 年度) 秋予定の町長選挙と 2029 年度(〇〇11 年度)春予定の町議会議員選挙の後に策定することを予定し、第6次長期総合計画基本構想の計画期間は 2029 年度(〇〇11 年度)までの 11 年間とします。

3 時代の潮流

1 人口減少社会・少子高齢化

日本では、非婚化・晩産化、出生率の低下などにより、世界でも類を見ない少子高齢社会を迎えております。日本の総人口は2008年(平成20年)の1億2,808万人をピークに減少し、2053年(○○35年)には1億人を下回ると予想されています。

加えて、東京大都市圏などへの人口集中により、地方では人口減少が加速し、2040年(〇〇22年)までに全国の市町村のうち約半数にあたる896市町村が、人口減少によって存続が困難になる「消滅可能性都市」に該当するとの予測もあります。

2 生命(いのち)の尊重と安全・安心志向

平成 23 年3月に発生した東日本大震災は各地に甚大な被害をもたらし、平成 28 年4月には熊本地震が発生するなど、近年、巨大地震が多発しています。また、地球温暖化などによる台風や局地的な集中豪雨による、風水害が多発しています。さらに、国際的な情勢不安や新型インフルエンザの流行、振り込め詐欺、食の安全の問題など、身近な危険が増加、多様化しています。

私たちの安全・安心に対する意識の高まりとともに、行政にも住民の生命を守り、安全を保障するための政策展開が強く求められるようになっています。

3 様々な環境への配慮

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄 の社会経済活動は、地球温暖化や生態系の 破壊など、地球規模での深刻な環境問題を招 いています。

持続可能な社会の形成と良好な環境を未 来に引き継ぐためには、グローバルな取り組 みはもとより、地域や私たちの生活において も、自然環境の保全や再生可能エネルギー への転換、資源の再利用等、様々な環境保 全への配慮が必要となってきています。

4 地方分権と地方創生

平成12年の地方分権改革以来、国と地方の「対等協力」の関係や自治体の「自己決定・自己責任」の原則等は定着して来ました。しかしながら、分権により解決を目指した、首都圏への一極集中、地方の過疎化と経済の空洞化等の課題は一層顕在化しています。

これを受け、国の主導により地方自治体も 一体となって地方創生の取り組みが推進され ています。本来国の役割であるべき人口減少 問題の地方への転嫁、また法律と交付金等に よる政策誘導と画一的な事業展開等は、 国の関与や中央集権化の強まりとともに、限られた人口をめぐる奪い合いの様相を呈している、との指摘があります。

また、平成28年6月から、選挙権が18歳 に引き下げられましたが、身近な選挙においても投票率の低下は続いています。

このようななか、地方自治体では、まちの特徴や強み・弱みを的確に把握しながら、そのまちならではの自治振興と人口減少に対する取り組みが必要となっています。

5 ソーシャル・インクルージョン (社会的包摂)の推進

ソーシャル・インクルージョン(社会的包摂) とは、障がい者、女性、高齢者のほか、社会 経済の状況変化や自然災害による、失業、所 得格差、健康を含む生活苦等の困難により、 社会的に孤立している人々に対し、一人ひとり の存在を認めあい、つながりを持ち、包摂(包 容)できる社会を実現しようとする理念です。

特に、福祉の分野では、社会的に弱い立場にある人々を社会の一員として包み支え合うことが求められています。また、教育においては、様々な状況にある全ての子どもたちに、差別のない学習機会を提供し、包み込んでいこうとする理念として広がっています。

これまで以上に、「認め合い、支え合い、活かしあう」社会の実現が強く望まれています。

6 高度情報化社会

スマートフォンやソーシャルメディアなどICTの急速な普及により、生活利便性の向上や新しいコミュニケーションの形が定着しつつあります。

行政分野においても、マイナンバー制度の導入のほか、ICTの利活用により、新しいサービスの創出や事務の効率化などが進んでいます。

一方で、個人情報の漏洩や関連犯罪の発 生、情報格差等の課題も拡大しています。

また、近年の AI※や IoT※などの情報技術の急速な進展により、近い将来、行政を含む社会環境や生活環境の革命的な変化が見込まれています。

※AI (Artificial Intelligence): 人口知能
※IoT (Internet of Things): モノのインターネット、
モノに対し各種センサーを付けて、その状態をインターネットを介しモニターしたり、インターネットを介しモノをコントロールしたりすること

4 第5次長期総合計画等の振り返り

「第5次長期総合計画」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における施策などの実施状況を振り返ります。

なお、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間として平成27年12月に後期基本計画の重点プロジェクトに追加する形で策定したものです。

1 生活環境・住民自治

	実施した施策等	残された課題
総合計画	・地域防災計画の策定、自主防災組織の拡大 ・橋本交流センター、西原集会所・稗田前集会所の 建て替え ・再生可能エネルギー施策の推進	・コミュニティの活性化・消防、地域防災の強化・環境政策の方向性の見直し・行政情報の発信強化・住民参加(施策)の強化
総合戦略	・結婚プロジェクトの推進 ・空き家対策の計画策定	・移住定住施策の推進 ・空き家対策の推進

2 健康福祉

	実施した施策等	残された課題
	・仙南夜間初期急患センター開設	・医療連携による地域医療の確立
総合	・検診の一部無料化と疾病の早期発見	・総合的な子育て支援の推進
計画	・子育ての拠点施設整備(世代交流いきいきプラザ)	・高齢者、障がい者が地域で生活できる支援
	・子ども医療費無料化の拡大	・老人福祉施設等の拡充
総合	・産み育てやすい環境づくりの強化	・放課後児童の居場所づくりの充実
戦略	・運動を主にした健康寿命延伸の推進	・年代に応じた健康施策の展開
料。哈	・介護予防、地域見守り体制の強化	・地域包括ケアシステムの推進

3 都市づくり・街づくり

	- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	実施した施策等	残された課題
総合計画	・国道4号拡幅、金ケ瀬さくら大橋整備等の完了 ・インフラの大震災復興対応 ・道路、橋梁、町営住宅等長寿命化対策の推進 ・金ケ瀬揚配水場の建替え ・鷺沼排水区雨水整備 ・デマンド型乗合タクシーの実施	・既存道路の拡幅改良の強化(安全対策) ・都市計画マスタープラン策定 ・町営住宅の老朽化対応 ・花いちめん運動に代わる景観形成の検討
総合戦略	_	・ウォーキングロード等の広域連携 ・住宅政策による定住支援

4 産業・観光振興

	実施した施策等	残された課題
総合計画	・工業用地造成による企業誘致・一目千本桜ブランド化の推進、インバウンド対応、広域連携による観光振興・桜樹保護対策の充実	・農業の後継者不足、耕作放棄地や有害鳥獣などの対策 ・市街地商店街の活性化 ・地場産品のブランド化 ・桜樹の保護強化、新しい桜並木等の形成検討 ・新しい働き方への取り組み支援
総合戦略	・創業支援事業に着手・就農、遊休農地のマッチング推進・重点振興作物づくりを支援・観光物産拠点の設置	・起業及び創業者への支援体制づくり ・就農者増、特産化の支援 ・通年観光の体制整備、情報発信の強化 (シティプロモーション含む)

5 学校教育・生涯学習

	実施した施策等	残された課題			
総合計画	・金ケ瀬中学校体育館の建替え ・給食センターの整備に着手 ・学級編制弾力化、学力向上、心のケア等学校 体制づくり	・学校施設、社会教育施設等の老朽化対策、 管理運営に関する改革 ・生涯学習、スポーツ推進施策の拡充 ・生きる力教育の実践			
総合戦略	・中央公民館の複合化整備	・地域の担い手づくり、生きがいづくり			

6 役場組織・行政運営

	実施した施策等	残された課題		
総合 計画	・「大河原町新・行財政改革大綱」の策定・行財政の効率化・適正化を推進・住民満足度調査(政策施策評価)、大規模事業評価制度の設置	・持続的な評価の見直し・役場業務の更なる情報化		

5 まちづくりの大切な視点

~大河原町の現状と課題~

1 まちづくりの大切な視点(政策分野共通)

<大切な視点>

I 人口減少の抑制と超高齢社会への対応

<現状と課題>

- ・本町は、平成27年から人口減少傾向となりましたが、現在ではほぼ横ばいの状況で推移しています。一方、世帯数は増加傾向を続けています。核家族化が進むなか、単身世帯や高齢者世帯が増加しています。
- ・平成29年の人口移動調査(総務省)では、 仙台市、名取市に次いで転入超過の状態 です。町内での住宅の新築等も近年多い 状態が続き、県内において優位な状況が 続いています。
- ・県内市町村間では高い出生率が維持されているものの、出生数は減少傾向にあります。少子化の進行が懸念されるなか、子どもを産み育てやすい環境づくりの政策展開が求められています。

<対応方針>

- ○人口の社会増、維持を目指して、転入者の増加のほか、町内在住の若い世代にも引き続き住んでもらえるよう、移住定住の支援施策や、空き家、居住、雇用、教育環境の充実等、総合的なまちづくり施策を展開します。
- ○人口の自然増、維持を目指して、結婚促進 事業や出産・子育て支援を展開し、安心し て子育てができる環境形成を推進します。 また、医療や介護体制、健康づくり環境の 充実など、単身者や高齢者にも安心して住 み続けられるまちづくりを推進します。
- ○子どもから高齢者に至るまで、全ての住民が生涯暮らしやすいまち、町外在住者からも選ばれるまちを目指します。現在の町の優位性の維持、増進を図りつつ、町全体をより魅力的にするためのブランド化政策を横断的に展開するとともに、町の魅力を広く情報発信するなどのシティプロモーションを推進します。

<大切な視点>

Ⅱ 町のブランド化とシティプロモーション

<現状と課題>

- ・本町は、おだやかな気候やコンパクトなまちづくり、交通の利便性や商業等生活関連施設の集積等により「住みやすさ」が評価されています。
- ・反面、「町に特長がない」「個性的な魅力に 欠ける」「観光資源が少ない」という指摘も 多く受けています。
- ・一目千本桜以外に全国に発信できる観光 資源やまちの話題が少なく、マスコミでの 取り上げ等も少ないため、町の認知度はま だ低い状況です。

- ○一目千本桜等の観光資源や地場産品を活用した商品開発等により、高付加価値化と魅力の向上を図り、地域産業の振興に結び付けます。
- ○恵まれた自然・景観等の地勢要因、交通機 関、商業施設や医療機関等の集積、そし て、教育環境等も含んだ町全体の質と魅 力の向上を目指します。
- ○町の観光資源や地域産品の開発・PR の強化により高付加価値化等を目指す「地場産品のブランド化」はもとより、町の自然環境、歴史や文化も含めた生活環境、町の雰囲気などが、住民にとっては自慢、誇りとなり、町外の人たちにとっては、大河原町に対する興味や良いイメージ(信頼)の増進につながることを「まちのブランド化」として、これを総合的に展開します。
- ○「まちのブランド化」を総合的に展開しながら、ICT の活用や企業・関連機関と連携して積極的な町の情報発信を行います。合わせて、住民が自ら町の情報を広げるようなしかけづくりなどを推進し、町の「売り込み」と「知名度の向上」を目指したシティプロモーションを展開します。

<大切な視点>

Ⅲ 町の象徴・一目千本桜の保護と活用

<現状と課題>

- ・一目千本桜は、花見の時期には全国から 20 万人を超える人が訪れる、一大観光名 所となっています。近年、柴田町と共同の 事業展開により、インバウンド(外国人観光 客)も増加しています。
- ・一目千本桜は、「さくら名所百選の地」「新日本街路樹百景」「遊歩百選」に選ばれ、全 国的に有名であり、観光名所としてブランド となっているとともに、町民の誇りであり、町 のシンボルといえます。
- ・一目千本桜は、約1,200本のうち3割が樹齢 90年以上の老木であり、更新が必要です が、現在、白石川堤防では、更新や新たな 植栽が難しくなっています。

<対応方針>

- ○一目千本桜を町の象徴として、住環境を含む町の良好なイメージ形成や観光・物産などの振興を始めとした、まちのブランド化とシティプロモーションに活用します。
- ○住民や企業の理解と意識の醸成を図り、官 民協働の桜の保全・保護活動を展開しま す。同時に、まちづくりへの活用や情報発 信体制を構築し、確実に次世代に引き継い でいきます。
- ○河川法等との調整を図りながら、早急な桜の保全・保護対策及び新たな植栽場所の検討を行います。また、ソメイヨシノ以外の桜の植栽等についても検討を進めます。

<大切な視点>

IV まちの強みと資源を活かす広域連携と 官民連携

<現状と課題>

- ・本町は、地域の交通の要衝であり、国県の 出先機関や商業施設など様々な都市機能 が集積し、県南地域の中心的役割を担っ てきました。
- ・古くより、消防、ごみ処理、芸術文化、医療 など多くの分野のサービスを周辺市町と連 携して実施してきました。
- ・近年、観光分野において、宮城インバウンド DMO や「一目千本桜のブランド化事業」な どの広域連携を推進しています。
- ・また、本町で創業し、いまや全国展開を行う 企業等があります。

- ○観光、産業、医療・福祉等の公共施設の共 同設置・利用等について、周辺市町との連 携を進めます。
- ○町の位置や都市機能の中心性・拠点性を 活かすとともに、リーダーシップを発揮して 広域連携を先導します。
- ○地元商業者や企業との連携やタイアップなどの協力体制を構築し、産業振興はもとより、総合的なまちづくりを検討し展開します。
- ○公共施設の整備や管理・運営が、民間の 能力を活用し、連携して効率的な取り組み ができるよう、関連制度等を研究し導入を 推進します。
- ○町外からの起業・創業希望者の募集、育成 支援を検討します。

<大切な視点>:生活環境・住民自治

1. 防災・減災の充実と生活の安全確保

<現状と課題>

- ・本町は、自然災害には強い地域・地形とい えますが、大雨で冠水する箇所があります。
- ・東日本大震災では、ライフラインも比較的早 期に復旧しました。
- ・交通死亡事故や火災、凶悪犯罪等は少な いですが、近年、特殊詐欺や軽犯罪は増 加傾向となっています。
- ・地球温暖化など環境問題を抑制するため、 ゴミの分別やリサイクル、再生可能エネルギ 一の活用などが進められています。
- ・空き家等により、生活環境悪化の要因が増 加しています。

<対応方針>

- ○想定外の降雨による、洪水や冠水対策 等、防災・減災インフラのさらなる整備、維 持管理を図ります。
- ○安全・安心にかかる施策や地域の見守り体 制強化に関する取り組みを、優先的に実 施します。
- ○地域コミュニティや自主防災組織のリーダ 一の育成に取り組み、自助・共助・公助に よる地域防災力の向上を目指します。
- ○地勢的な優位性に加え、暮らしに関するき め細かな安全・安心対策を充実し、安全・ 安心なまちのイメージ(ブランド)を確立す るとともに、広く情報を発信し、シティプロモ ーションを展開します。
- ○各家庭や事業所での廃棄物削減やリサイ クル、再生可能エネルギーの活用など身 近な環境負荷の抑制を通じ、地球温暖化 対策に取り組みます。
- ○環境にさまざまな悪影響を及ぼす特定空 き家※については、行政関与についての 研究を深め、適切な対応を図るとともに、 利活用が可能な空き家等については、不 動産業者等と連携し、その有効活用を促 進します。

※特定空き家:そのまま放置すれば倒壊等の危険や衛生 上有害となるおそれのある状態などにある空き家等

<大切な視点>:生活環境・住民自治

2. 地域コミュニティの維持・再生と新た な自治のしくみづくり

<現状と課題>

- 農業や商店街等の衰退により、古くからの 属地的な地域・地区のつながりが弱まる一 方で、本町では、土地区画整理事業による 宅地開発が進んだことにより、町で定めた 行政区の単位の地域コミュニティが中心と なっています。
- ・行政区では、区域が広がり人口増加が進 む地区と、人口減少や高齢化が進み地区 の役員も不足する地区との格差が生じて います。
- ・核家族化や転入者の増加等により、地域コ ミュニティが希薄になっています。
- ・町では、ほとんどの行政区に集会所を整備 しています。地区の交流の場として活用され るほか、防災活動の中心にもなっています。

- ○行政区の範囲や運営管理のあり方につい て、オープンな議論を進めながら、地区人 口などの格差の改善を検討します。
- ○地縁や行政区の人のつながりを基本としな がらも、学校やサークル活動など様々なつ ながりづくりを推進します。
- ○多くの集会所が老朽化しています。地区の 将来人口や利用状況を見据えて、新設や 改修を進めるとともに、地区による維持管 理の体制づくりを進めます。
- ○住民参加・住民自治に必要な、情報公開と 啓発を行いながら、地域・地区の活動や地 域のさまざまな自治を支えるひとづくりとしく みづくりを進めます。

<大切な視点>:健康福祉

3. 地域医療体制の充実と健康づくりの 普及

<現状と課題>

- ・本町は、みやぎ県南中核病院や仙南夜間 初期急患センターのほか、診療所15施設、 歯科診療所が16施設、薬局が16施設あ り、恵まれた医療環境となっています。
- ・みやぎ県南中核病院は、公立刈田綜合病院 との機能分担や、地域の診療所と連携して 広域的な役割を担っています。
- ・町では高齢者の健康活動や介護予防活動等を盛んに行っており、住民の健康管理の 意識が高く、特に後期高齢者健診受診率 は高い状況となっています。
- ・子どもの肥満、メタボリックシンドローム該当者の割合が高いなどの不健康な要因も存在しています。

<対応方針>

- ○医療体制が充実している町の強みを維持・ 強化し、生涯安心して暮らすことができる環 境づくりを推進します。
- ○みやぎ県南中核病院や公立刈田綜合病院、地域の診療所との広域的な医療・保健福祉の連携を進めます。
- ○高度な医療機能を最大限に活かし、二次・ 三次医療機関の充実を図ります。
- ○青年期健診の受診率向上、健康寿命の延伸施策の強化、生活習慣病の予防強化などの健康づくり施策を展開します。
- ○健康維持や疾病予防に関わる情報発信と 環境整備に努めつつ、自らの健康は自ら 守る意識を高めます。
- ○地域医療体制の優位性や日頃の生活に おける健康づくり施策を充実し、生命を守 る安心なまちのイメージ(ブランド)を確立 するとともに、広く情報を発信し、シティプロ モーションを展開します。

<大切な視点>:健康福祉

4. 住み慣れた地域で暮らせる総合的福祉 の展開

<現状と課題>

- ・高齢化率は平成29年現在26.2%と仙南地域で最も低くなっていますが、高齢者の一人世帯・二人世帯は年々増加しており、老老介護の割合も高くなっています。
- ・要介護認定率は平成29年現在11.4%と県内でも低い状態にありますが、要支援・要介護認定者の総数は約700人で今後も増加が見込まれます。
- ・認知症やうつに注意が必要な高齢者の割 合が高くなっています。
- ・各種障害者手帳交付者は平成 26 年から 1,000 人を超え、近年は横ばい状態となっています。

- ○高齢者や障がい者への医療・介護・予防等 の一体的支援を提供する地域包括ケア体 制を推進するとともに、自宅で暮らすための 協力体制を確立します。
- ○高齢者福祉施設及び障がい者施設の拡 充と生活・社会参加・就労等の支援を強化 します。
- ○地域の集いの場や社会活動への参加を通じて、高齢者の閉じこもり防止、うつの予防につなげます。
- ○ボランティア等生活支援の担い手の養成・ 発掘とネットワーク化を図り、生活支援・介 護予防サービスの充実に結び付けます。

<大切な視点>:健康福祉

5. 安心して産み育てられる子育て環境 づくり

<現状と課題>

- ・本町の子どもの出生率は県内でも上位を保っていますが、出生数は年々減少傾向となり、18歳未満の児童数も減少しています。
- ・保育所4か所、幼稚園1か所、小規模事業保育施設3か所等により保育を実施しています。入所希望者が年々増加しており、現在は待機児童が発生しています。
- ・障がい児保育等については、町立保育所で 対応しています。
- ・核家族の割合が多くなり、虐待など児童の 養育に関することや出産から育児に対して 不安を持つ家庭が増加しています。

<対応方針>

- ○民間保育所などの施設整備や保育士確保 の支援等により、保育定員を充足し、待機 児童の解消を図ります。
- ○町立保育所の建替えを進め、民間保育所等との役割分担を図りながら、障がい児保育や延長保育等、様々な保育需要に対応できる体制を維持します。
- ○児童クラブや子育て支援センター等と地域 との連携を深め、地域による児童の健全育 成の環境づくりを推進します。
- ○要保護児童対策地域協議会の関係機関と の連携を深め、育児不安や虐待等への対 応や地域の見守り体制の強化を図ります。
- ○妊婦健康診査や乳幼児健康診査を充実 し、子育てに関する総合的な支援を展開し ます
- ○保育士等の職務能力の向上や子育て支援サークルの育成など、地域で子育て支援を担うひとづくりを推進します。
- ○子育てワンストップサービス、ファミリーサポートセンターの事業を充実し、子育て家庭の負担軽減を図ります。
- ○子どもを産み育てやすい環境整備や支援 体制を充実し、子育てに最適なまちのイメ ージ(ブランド)を確立するとともに、広く情 報を発信し、シティプロモーションを展開し ます。

<大切な視点>:都市づくり、街づくり

6. 将来を見据えた都市機能と公共施設の 維持・整備

<現状と課題>

- ・用途地域の 50%以上が、土地区画整理事業によって計画的に整備されたことから、住宅地等が連担しコンパクトで便利な都市環境となっています。
- ・道路・橋梁・上下水道等の都市施設の整備率は高い状況ですが、老朽化が進んでいることから、長寿命化等による適切な対策が必要になっています。
- ・道路・側溝の維持、修繕や街路灯の増設な ど、生活に身近な施設についての住民満 足度が低い評価となっています。
- ・道路や都市施設の整備や景観形成(計画) 等において、周辺市町との連携が強く求め られています。
- ・上水道普及率は 99.8%で、広域水道以外に 自己水源も確保し、災害時に備えています。
- ・下水道事業においては水洗化が 95.5%と 高い状況にあります。近年は雨水排水対策 事業に力を入れています。

- ○市街地等の未利用地の有効利用を誘導 し、コンパクトで効率的な都市形成を維持 します。
- ○長期的な視点から施設の需要等を予測 し、計画的な老朽化対策や長寿命化対策 を実施します。
- ○道路・側溝、街路灯など身近なインフラに ついては、修繕箇所等の迅速な把握に努 め、適切な整備や維持管理を実施します。
- ○自然災害や安全・安心に配慮しながら、利便性と景観が両立できる、土地利用と施設整備(都市計画)を進めます。
- ○道路や上下水道、雨水排水路の整備はも とより、景観形成や交流拠点等の整備にお いては、広域的な視点を大切にして、県や 周辺市町との連携事業を検討します。
- ○水道事業においては、安定した水の供給 はもとより、大河原のおいしい水の利活用 について検討を進めます。
- ○下水道事業においては、生活排水の衛生 的な処理のために、適切な維持管理を図り ながら、雨水排水路整備事業を重点化し、 冠水地域の解消を図ります。
- ○恵まれた自然環境と住居環境はもとより、 道路交通網や商業や公共施設等の利便 性など、コンパクトなまちの特長を活かした 施策を展開し、いろいろな暮らしが楽しめ るまちのイメージ(ブランド)を確立するとと もに、広く情報を発信し、シティプロモーションを展開します。

<大切な視点>:産業・観光振興

7. 地域産業の活性化と働く場づくり、 起業·創業支援

<現状と課題>

【農業】

- ・農地面積の狭さから小規模農業が多く、効率的な農業経営が困難となっています。
- ・農業従事者の高齢化・担い手不足や耕作放 棄地、里山の荒廃、鳥獣被害などの課題も あります。
- ・農商工連携、6次産業化、特産品づくり、ブランド化の取り組みが弱い状況です。

【商業・サービス業】

- ・国道4号バイパスのロードサイドなどの商業 集積は周辺地域からも人を集め、大河原商 圏は維持されています。
- ・市街地の商店街は、ロードサイドと近接する こともあり、空き店舗や更地の増加など維持 が厳しい状況です。

【工業】

・川根工業団地への企業誘致等により、雇用 拡大等が期待されています。しかし、工業 用地が少なくなったことから、今後の土地利 用型の企業誘致が難しくなっています。

【観光】

- ・一目千本桜は一大観光名所となっており、近年、インバウンド誘致の取り組みも推進しています。
- ・本町は、商業を中心として発展した経緯から、桜まつりや夏まつりなどは、商工会等と協力して開催しています。
- ・一目千本桜以外の観光資源や有名な伝統 行事、イベントが少ないため、通年の観光 客誘致には至っていません。

【起業・創業】

- ・地域産業の活性化に向け、起業や創業の 育成・支援に着手しています。
- ・中央公民館の複合化事業として、起業創業 支援室や商品の開発を進める「食の開発 室」等を整備しました。

<対応方針>

【農業】

- ○農地集積によって規模の拡大を図るなど、 安定的な農業経営を支援します。
- ○担い手育成とともに、新規就農者の参入支援を推進します。
- ○地域の特産作物の復興や新しい作物の産 地形成に取り組みながら、農商工連携や 6 次産業化によるブランド化と高付加価値化 を促進し、地域に根差した農業再生を目指 します。
- ○里山や耕作放棄地の保全に関する施策を 展開するとともに、イノシシを中心とした農 作物被害対策を強化します。

【商業・サービス業】

- ○高齢者等に優しい街づくりや見守り機能、 にぎわい創出や町のイメージ形成等、市街 地商店街の社会的役割を再確認し、再生 につなげます。
- ○国道4号ロードサイドの店舗等との情報交換や活性化事業の実施等の可能性を探りながら、広域的な商業拠点機能の維持、発展を図ります。

【工業】

○空き工場や跡地の調査と活用、新しい工場 用地の確保などを検討します。進出起業 に対する、優遇・奨励施策等の拡大を検討 します。

【観光】

- ○一目千本桜は、町の総合的なブランドの創生やシティプロモーションのメインツールとして、さまざまなまちづくりにおいて、活用するとともに広く情報発信に努めます。
- ○柴田町と連携しながら、花見の期間だけでない四季を通じた一目千本桜の魅力づくりに取り組みます。
- ○周辺市町、住民や企業との協力体制を強め、広域ルート、まちなか食べ歩き・買い物ルート、イベントや芸術文化との結び付けなどの企画やおみやげ品等の開発に取り組み、通年観光やインバウンド観光の振興を図ります。

【起業・創業】

- ○本町の中心性、利便性等の優位性に配慮し、商業・サービス業や食に関する、起業・創業支援と活性化支援を展開します。
- ○商工会や金融機関等と協力し、既存商店 等の後継者の育成や組織体制の強化に 取り組みながら、新規参入、新規起業・第 二創業に対する支援を強化します。
- ○一目千本桜のブランド力をますます強め、「食」を通じた地場産品の振興を図り、「大河原産」のブランド化を推進します。 あわせて、働きやすいまち、起業チャンスがあるまち等のイメージ(ブランド)を確立するとともに、広く情報を発信し、シティプロモーションを展開します。

<大切な視点>:学校教育・生涯学習

8. 次世代につなぐ学校教育と多様な学び と生きがいづくり

<現状と課題>

【小中学校関連】

- ・本町には、大河原小学校、大河原南小学校、金ケ瀬小学校、大河原中学校、金ケ瀬中学校の小学校3校、中学校2校があります。
- ・小中学校ではまちの歴史や文化に学ぶ「志 教育」を推進しています。
- ・小学校の学力は全国・県内で上位となって いますが、中学校においては、中1ギャップ 等による学力低下がみられます。
- ・発達障がいなど特別な支援を要する児童生 徒の増加への対応、また、問題行動や不登 校等、生徒指導上の課題があります。
- ・小・中学校全校で、町営の学校給食センターにより完全給食を実施しています。施設の老朽化に伴い、現在新しい施設整備を進めています。
- ・学校施設(校舎・体育館等)のなかには、耐用年数を迎え、今後、大規模改修や建替えが必要な施設が複数あります。

【生涯学習·社会教育関連】

- ・社会教育施設として、公民館2か所、駅前図書館、民俗資料収蔵室、仙南芸術文化センター等があります。
- ・中央公民館で、社会教育施設とにぎわい創 出及び起業創業支援等施設の複合化事業 を実施しました。
- ・駅前図書館においては、絵本のへやが復活 し、学習スペースの確保や「放送大学」の誘 致が行われました。
- ・体育施設として、総合体育館(はねっこアリーナ)、大河原公園多目的広場、東部屋内運動場があります。健康志向と体力づくりの意欲の高まりにより利用者が増えています。
- ・高齢化社会に対応した、生きがい創出や身 近な学びの場の充実が求められています。

<対応方針> 【小中学校関連】

- ○小学校の学力の現状維持・向上、中学校の 学力向上を図ります。さらに、学力や運動 能力による児童・生徒の自信向上等、指導 の質の向上を図ります。
- ○スクールカウンセラー等の専門家や関係機 関との連携により、複雑化する生徒指導や 家庭環境の課題に対応します。
- ○ICT教育や外国語教育など、情報化・国際 化への対応とともに、図書室の充実等により 読書活動も推進し国語の能力も高い人材 育成を図ります。
- ○教職員研修の充実、小中学校間の連携とと もに、特別な支援を必要とする児童・生徒 一人ひとりに応じた指導や支援、共に学ぶ ための仕組みづくりを行います。
- ○地域の大人の専門的な知識を活用するため、学習支援ボランティアの育成と充実を図ります。
- ○児童生徒数の動向を見据え、計画的な学 校等の改修や修繕、建替えを行います。

【生涯学習·社会教育関連】

- ○中央公民館の複合化により、従来の生涯学 習機能に加え、多様な交流とにぎわい創出 とまちづくりの人材育成に取り組みます。
- ○駅前図書館では、生涯にわたる学習の場と して、誰もが気軽に利用できるよう、機能の 充実と維持管理に努めます。
- ○子どもと地域を中心にした組織づくり等を進めながら、スポーツへの参加機会を充実し、健康づくりと結びついた全世代のスポーツ振興を図ります。
- ○地域で高齢者が集い、活躍できる場から、 高度な芸術文化にふれ合い、参加できる場 まで、多様な学習の場、ふれあいの場を創 出します。
- ○生涯学習や地域スポーツ振興のための、指 導者、協力者となる団体およびこれらを担う ひとづくりを推進します。
- ○人口動向や学習ニーズの変化を見据え、 計画的な改修や修繕を進めるとともに、広 域連携や官民連携等による、施設整備と維 持管理等を検討します。
- ○学校教育を含む優れた学習環境の維持、 充実を図り、町の文化度や学びにより自分 らしい生き方が出来るまちのイメージ(ブラ ンド)を確立するとともに、広く情報を発信 し、シティプロモーションを展開します。

3 行政経営の大切な視点

<大切な視点>:役場組織・行政運営 (1)経営感覚あふれる行財政改革の推進

①行政サービスの質の向上

<現状と課題>

- ・少子高齢化や住民生活の多様化に対応し、 行政サービスも増加し、細やかな対応が求 められるなか、利用者の負担軽減やサービ ス対象の拡大等を実施してきました。
- ・反面、国等の行財政改革の方針により、職員数や財政面では縮減を求められ、質・量ともに十分な対応が難しくなっています。

<対応方針>

- ○公平・公正を原則としながら、三現主義*で 住民の真のニーズに基づく、良質(good)な サービスの提供を目指します。
- ○窓口サービス等では効率的なワンストップ サービスの実現のために、ICT の活用や今 後は AI 等の活用も検討します。
- ○困りごと相談や高齢者等の窓口対応は、親身で丁寧な対応を目指します。

②将来を見据えた財政運営と公共施設の管理更新 **<現状と課題>**

- ・本町の平成29年度末の予算規模は約84億 2,100万円、起債残高約60億7,400万円、 基金残高約24億1,000万円となっています。
- ・少子高齢化の進行により、国・県・町それぞれの歳入・歳出のバランスが崩れ、町税や交付金の減少等、今後は一層厳しい財政状況が予想されます。
- ・税の収納等では、収納窓口の設置、コンビニ収納、クレジットカード支払等を導入し、納税者の利便性と収納率の向上を実現させています。
- ・公共施設等の需要動向に大きな変化が見込まれるなか、学校や集会所等の多くの公共施設が今後連続して更新時期を迎えるため、平成29年度に「公共施設等整備基金」を設置しました。

<対応方針>

- ○財政健全化比率やプライマリーバランスなどに配慮するとともに、公会計による財務書類も活用し、スクラップ&ビルドの徹底により、堅実かつ柔軟な財政運営を図ります。
- ○税に対する理解を広く求めながら、公正で 適切な課税と納税者に便利な納税と公平 で徴収に努めます。
- ○「大河原町公共施設等総合管理計画」に基づき、施設の必要性や統廃合の可能性について協議を進め、公共施設の維持管理と 更新を図ります。また、基金等による計画的な財源確保を図ります。

③組織改革とひとづくり(職員能力の向上) **<現状と課題>**

- ・平成 29 年度末現在、185 人の職員定員となっています。職員数の抑制が続くなか、職員 の年齢構成がアンバランスになっています。
- ・保健師、保育士、土木建築技師等の専門職の確保が難しくなっています。
- ・平成30年4月には、子育て支援や高齢化社 会への対応を目的として、組織改革を実施 しました。
- ・職員の研修体制は、地方公務員研修所、市町村アカデミー等での研修や県への職員派遣が主なものとなっています。

<対応方針>

- ○専門職や情報化・国際化などへ対応できる 人材確保はもとより、自ら適切に課題を把握し、企画立案、住民との協働により課題 解決に取り組むことが出来る職員の育成と 確保を目指します。
- ○組織のフラット化等の検討も含め、時代の 潮流に柔軟に対応できる、効率的な組織づ くりに取り組みます。
- ○現在の職員研修体制に加え、職場内研修、OJT等の身近な研修体制を充実するとともに、民間企業や大学等の教育機関との連携と協力体制づくりを進めます。職員使命やコンプライアンスに対する意識の徹底を図ります。

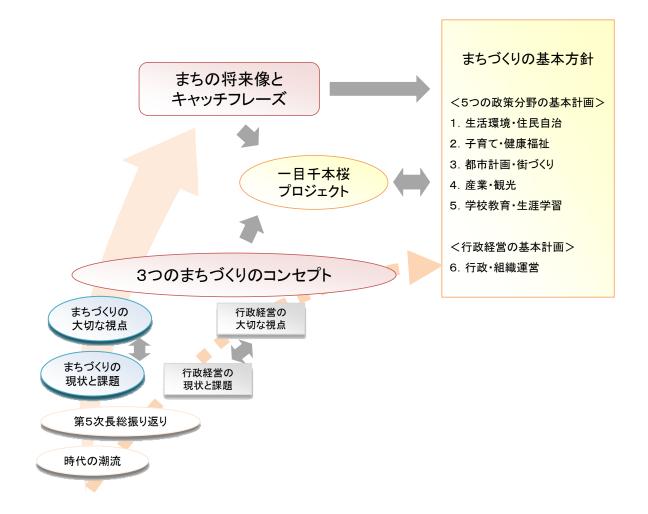
*三現主義、ユーザーイン志向とgoodな行政サービス

三現主義とは、現場=役場・町内各地域、現品=行政サービス、現状=住民ニーズや現場で起きている様々な課題意味し、これらに即して、行政サービスの企画や実施をするものです。また、ユーザーイン志向とは、国の政策方針や行政側から提供しやすいサービス(企画)を優先することなく、地域や住民から見て真に必要されているニーズや課題への対応を図る事です。

良質 (good) なサービスとは、公平・公正の原則から、最高の (best) や、より良い (better) サービスではなく、良質 (good) なサービスを選択するものです。

三現主義とユーザーイン志向により、計画や事業の実施を目的化することなく、常に住民目線によるニーズやまちの課題を見極め、自己負担や自己責任を踏まえた、住民の意向や選択を大切にした good な行政サービス提供を目指します。

第6次長期総合計画 基本構想の展開イメージ (参考資料)



6 まちづくりのコンセプト

まちづくりの大切な視点を整理し、基本理念として3つのまちづくりコンセプトを設定しました。 このコンセプトは計画全体を貫く骨格となる考え方として、政策の方向性に統一性を持たせる ものであり、今後の施策・事務事業の展開においても「こだわり」続ける指針とします。

まちづくりの 大切な視点 (政策分野共通)

- I 人口減少の抑制と 超高齢社会への対応
- II 町のブランド化と シティプロモーション
- Ⅲ 町の象徴・一目千本桜の 保護と活用
- IV まちの強みと資源を活かす 広域連携と官民連携

まちづくりの大切な視点(政策分野別)

- 1. 防災・減災の充実と 生活の安全確保
- 4. 住み慣れた地域で暮らせる総合的福祉の展開
- 7. 地域産業の活性化と働く場づくり、起業・創業支援

- 2. 地域コミュニティの維持・再生 と新たな自治のしくみづくり
- 5. 安心して産み育てられる 子育て環境づくり
- 8. 次世代につなぐ学校教育と 多様な学びと生きがいづくり

- 3. 地域医療体制の充実と 健康づくりの普及
- 6. 将来を見据えた都市機能と 公共施設の維持・整備

行政経営の大切な視点

(1)経営感覚あふれる 行財政改革の推進

3つのまちづくりコンセプト(3本柱)

①住民自治・住民主権

「認めあい・支えあい・活か しあう」の継承

1つめは、住民自治・住民主権のまちづくりを大原則とし、まちを担うひとづくりを大切にします。

そのため、前長期総合計画で掲げた、「認めあい」「支えあい」「活かしあう」を継承し、全員参加のまちづくりを目指します。

情報共有と協働による、住民が主役のまちづくりを土台として、住民自治を進行し、まちの未来を創造できるひとづくり、しくみづくりを全ての政策分野で推進します。

住民が主役のまちづくりまちを担うひとづくり

②生命(いのち)と安全を守る 生命(いのち)と安全・安心が まちづくりの基本

2つめは、町民の生命と安全を守ることが、まちづくりの原点であり、町の基本的使命であることを再確認します。

自然災害や様々な犯罪や事故などから町民の命と安全を守ること。健康な生活の維持やさまざまな社会不安にしっかりと対応できることを目指します。

災害に強い町土や広域の 医療拠点である町の特長と役割を踏まえながら、誰もが安全・安心が実感できる政策を 重点的に展開します。

安全・安心が実感できる まちづくり

③町を未来へとつなぐ 大河原町らしい「人口減少 への挑戦」

3つめは、大河原町らしさを 活かした、人口減少の抑制です。人口の減少は、住民自治 はもとより地域や町そのものの 存続を脅かします。そこで、将 来の目標人口を掲げながら、 主に転出者の減少・転入者の 増加を目指します。

中心性、先進性、利便性などの町の個性と強みを活かしてブランド化を推進し、住民からも町外在住者からも選ばれるまちをつくり、未来へとつないで行きます。

ブランド化による 選ばれるまちづくり

7 まちの将来像

まちの将来像・キャッチフレーズ

ひと・まち・桜が咲きほこる 先進のまち ~おおらかに、たくましく未来へ続く おおがわら~

10年後、そしてもっと先の未来にも、生命(いのち)と安全な暮らしが大切に守られ、住民が主役の元気な「おおがわらまち」がある。この姿を思えば、100年もの間生命を紡ぎ、毎年花を咲かせ、まちの象徴として愛され続ける「一目千本桜」の姿と重なり合います。

確実に到来する人口減少社会のなかで、人々がいきいきと活躍できるまちであるためには、過去から受け継いだ町の財産と、現在持っている町の能力を十分に活かしきること。そして、これからは、一歩先行く先進のまちづくりを継続し、まちのブランドを確立し誰からも選ばれるようなまちづくりを進めることが大事です。

これからも、まちの活力、誇り、魅力がずうっと「咲きほこる」ように、

町の将来像をひと・まち・桜が咲きほこる 先進のまち としました。

加えて、将来の人々の暮らしや人と人とのつきあい方、まちの雰囲気や景観が目指すべき姿として、"寛容と知性"そして"豊かな広がり"をイメージさせる、「おおらか」と、"生命力"や"元気と持続力"そして"しなやかさ"もイメージさせる「たくましい」を結びつけ、みんなで"おおがわら"の魅力を広く発信し、ひと・まち・桜を未来へつないで行くことを目指して、

町のキャッチフレーズをおおらかに、たくましく未来へ続く おおがわら としました。

まちづくりの展開イメージ(参考図面)

5. 安心して産み育てられる 子育て環境づくり ぎゅぎゅっと 便利がつまった 街づくり

あったかな 子育て・福祉と 健康づくり

4. 住み慣れた地域で暮らせる総合的福祉の展開

6. 将来を見据えた都市機能と 公共施設の維持・整備 はつらつとしたしごとづくり

3. 地域医療体制の充実と

健康づくりの普及

Ⅰ 人口減少の抑制と超高齢社会への対応

|| 町のブランド化と シティプロモーション

7. 地域産業の活性化と 働く場づくり、起業 ・創業支援

2. 地域コミュニティの 維持・再生と新たな 自治のしくみづくり 町の象徴一目千本桜 の保護と活用 |V まちの強みと資源を | 活かす広域連携と

官民連携

志たくましく おおらかな 学びの場づくり

8. 次世代につなぐ学校教育 と多様な学びと生きがい づくり

ほっとする 暮らしづくり

1. 防災・減災の充実と 生活の安全確保 町を未来へとつなぐ

ブランド化による 選ばれるまちづくり きりっと丁寧な 仕事をする 役場づくり

生命(いのち)と安全 を守る

安全・安心が実感できる まちづくり (1)経営感覚あふれる 行財政改革の推進



住民自治・住民主権住民が主役のまちづくり

まちを担うひとづくり



一目千本桜プロジェクト

一目千本桜プロジェクトは、3つのまちづくりコンセプトに基づいて、「安全・安心」「ひとづく り」「まちのブランド化」のテーマを設定し、各政策分野の施策や事業を横断的かつ重点的に 展開し、総合戦略として最大の効果を目指すものです。

ひと・まち・桜が咲きほこる 先進のまち おおらかに、たくましく未来へ続く おおがわらっ

①おおらかで たくましい ひとづくり プロジェクト ②安全・安心の まちづくり プロジェクト ③まち全体の ブランド化 プロジェクト

先人のおおらかな先進の 志に学びながら、たくま しくまちを未来へつなげ るために、さまざまなま ちの主役 (ひと) づくり を目指します

【主な取組み】

- ○地域を担うひとの支援と人 材確保の推進。
- ○桜保育所、学校給食センタ 一、体育館の建替え等、子育 ・教育施設の充実
- ○高齢者や障がい者の社会参 加機会の拡大とサポーター
- 等の育成・支援 ○起業創業支援とまちづくり
- <u>人材の発掘と活用。</u> ○「志教育」の推進、県内上位 の学力維持・向上
- ○生涯を通じた様々な学習機 会の創出と啓発の推進

災害時はもとより、日々 の基本的な安全確保と生 命(いのち)を守る取り 組みが、暮らしの安心の 実感とまちの魅力に結び つくことを目指します。

- ○交通安全対策と地域の見守 りによる防犯対策の強化 ○自主防災組織等、地域におけ
- る備えの充実。 ○みやぎ県南中核病院を中心
- とした地域医療体制の充実 〇地域包括ケアシステムの構築と健康づくりの推進 〇公共施設・インフラ等の長寿 命化と減災対策の推進
- ○水道の安定供給と雨水排水 路の整備等、浸水、冠水対策 の推進

まちの様々な資源を磨 き、信頼・誇り・情報発 信の向上に結び付け、総 合的なまちのブランド化 により、誰からも「選ば れるまち」を目指します。

【主な取組み】

- 〇一目千本桜を活用した、シ
- ティプロモーション 〇地場産品などの「食」を中心 とした高付加価値化。
- ○結婚促進、子育て支援、移
- 住定住支援等の実施 〇安全・便利な都市形成と恵
- まれた景観の保持 〇白石川右岸河川敷整備等、
- 交流拠点施設の整備 〇企業誘致や起業・創業支援
- による「働く場」の充実
- ○安全でおいしい水の供給











「一目千本桜」の生命(いのち)を住民みんなで守る。みんなの心のよりどころとして、未来 へつなぐ。町の象徴として、情報発信し広げて行く。

「一目千本桜」を町のイメージの代表として、まちづくりの様々な場面で活用しながら、プロ ジェクトを推進します。

9 まちづくりの基本方針

1 政策分野別の基本方針と展開

I. 生活環境、住民自治に関する基本方針

【将来像】誰もがまちの主役、ほっとして安全な暮らしができるまち

主な政策展開

- ①住民主体の地域活動が活発なまち
- ②美しい環境で誰もが快適に暮らせる まち
- ③子どもからお年寄りまで安全安心に 暮らせるまち
- ④住民と行政が力を合わせてつくる、災害に強いまち
- ⑤情報を共有し住民が主役の開かれた まち
- ⑥広域な視点で時代を展望できるまち

まちづくりの進め方

- ①行政区運営を支援し地域の自治とコミュニティの振 興を図ります。地域活動と地域防災の拠点として、集 会所等の活用を推進します。
- ②環境基本計画に基づき、町・住民・事業所などが一体となり、快適で住みよい町を目指します。ゴミの減量化など、地球環境保全を推進します。
- ③安全安心に暮らせるまちを目指し、交通安全の啓発 や設備の充実を図ります。関係機関と連携し、地域 の見守りにより犯罪のない町を目指します。
- ④自主防災組織の連携強化と住民の防災意識の高揚を図ります。消防団員の確保に努め、防災施設を充実し、災害に強いまちをつくります。
- ⑤多様な情報公開を展開するとともに、まちづくりへの 住民の参加を推進します。自主的な住民活動を支 援し、住民が主役の自治振興を図ります。
- ⑥社会情勢を見極めながら、広域的な視点に立ち、時代のながれに柔軟に対応できる施策を展開します。

Ⅱ. 子育て・健康福祉に関する基本方針

【将来像】地域ですくすくと育ち、あったかな生き方がかなうまち

主な政策展開

- ①地域ぐるみで取り組み、いつまでも健康 に暮らせるまち
- ②充実した地域医療体制により、安心し て暮らせるまち
- ③子育て家庭を支え、子どもの未来をつく るまち
- ④すくすくと育つ、きめ細やかな保育のま ち(桜保育所)
- ⑤児童の健全育成と地域の子育て支援 が充実したまち(児童センター、上谷児 童館、世代交流いきいきプラザ)
- ⑥高齢者が生きがいをもち、地域であた たかに暮らせるまち
- ⑦障がい者と健常者が、相互に尊重し、 支え合うまち
- ⑧誰もが安心して暮らせる、地域福祉が 活発なまち
- 9国民健康保険
- ⑩後期高齢者医療制度
- ①国民年金

まちづくりの進め方

- ①健康増進計画に基づき、疾病予防・健康保持事業を強化し、地域ぐるみの健康づくりを推進します。
- ②関係機関等と密接に連携を図りながら、広域的な 役割を担う医療体制を構築します。
- ③安心して子育てができ、健全な親子関係が構築で きる環境整備を図り、健やかな子どもの育成に努め ます。
- ④健全保育及び障がい児・乳児保育等に対応し、きめ細やかな保育所運営を図ります。
- ⑤地域で子育てを支援する基盤形成を図り、健康増進しかつ情操豊かな子どもを育みます。
- ⑥高齢者が生きがいを持って自立した生活ができるよう、社会参加の支援や在宅での福祉サービス・介護予防事業を充実します。
- ⑦障がい者と健常者が、地域で安心して暮らせるよう 必要な福祉サービス等の給付や支援をします。
- ⑧地域に密着した福祉活動を支援し、助け合いの心 を育みます。

Ⅲ. 都市計画・街づくりに関する基本方針

【将来像】中心・安心・先進で、ぎゅぎゅっと便利がつまったまち

主な政策展開

- ①暮らしと未来に調和した都市計画を進めるまち
- ②公園や広場にみんなが集まり、交流 が生まれるまち
- ③安全で便利な道路・橋梁を備えるまち
- ④都市施設と美しいまちなみづくりが共存するまち
- ⑤どんな時でも安全でおいしい水が飲め るまち
- ⑥衛生的で安全に暮らせる下水道・雨水 排水のあるまち
- ⑦公営住宅管理と独自の住宅政策に取り組むまち

まちづくりの進め方

- ①都市計画マスタープランを基本として、町の将来を見据えた安全安心重視の都市計画を推進します。
- ②公園を安全に利用できるように、住民と協働した管理 を行います。白石川右岸河川敷整備を進め、交流拠 点づくりを目指します。
- ③道路・橋梁等の適切な維持管理とともに、計画的な老 朽対策及び減災対策を実施し、安全で便利な暮らし を支えます。
- ④駅前広場などの維持管理により、町の玄関と美しいまちなみづくりに努めます。交通弱者に対応した地域公共交通を維持します。
- ⑤安全でおいしい水をいつでも供給することを目指して、効率的で安定した水道事業経営を目指します。
- ⑥公共下水道(汚水排水・雨水排水)事業を推進し、衛生 的で快適な生活環境と、浸水地域解消による安全安心 な地域づくりを進めます。
- ⑦町営住宅の計画的な維持管理とともに、移住定住の 推進等と連携した、総合的な住宅政策を検討します。

Ⅳ. 産業・観光に関する基本方針

【将 来 像】プロモーションとブランド化で、誰もがはつらつと行き交うまち

主な政策展開

- ①故郷と食をつなげる活力ある農業があるまち
- ②にぎわいを生み出す商工業の振興と起業・創業支援のまち
- ③地域資源を活かし、ブランドが花開くまち
- ④ 労政
- ⑤地方卸売市場(特別会計)

まちづくりの進め方

- ①農地を適正に保全しながら、「人・農地プラン」に基づき、農地集積や新規就農を促進し、農業の効率化や担い手の育成、支援を図ります。耕作放棄地の管理や有害鳥獣対策等を強化します。農作物の高付加価値化や「食」を中心にしたブランド化と関連づけて、地域に適した農業再生に取り組みます。
- ②大河原商圏の維持を図りながら、市街地商店街の活性化やまちなかのにぎわい創出に向けた取り組みを継続します。企業誘致に向けて、支援策の拡充や新しい用地の調査、検討を進めます。「にぎわいプラザ」を活用し新規起業や第二創業を育成するとともに、「食」を中心にした産業の活性化とブランド化を推進します。
- ③地域活性化イベントの充実と観光物産協会の支援、 観光物産の振興を図ります。広域連携により、インバウンド誘致を推進します。
 - ー目千本桜の保護活動の強化と一層のブランド化を 促進し、町のシンボル、まちづくりの象徴として継承し ます。町の総合的なブランド化に結び付け、シティプ ロモーションのメインツールとして活用します。

Ⅴ. 学校教育・生涯学習に関する基本方針

【将 来 像】志(こころざし)たくましく、おおらかに学び続けられるまち

主な政策展開

- ①「笑顔」「元気」「学び」を育む教育環境 をつくるまち
- ②児童・生徒の「笑顔」「元気」「学び」を育む学校があるまち【小中学校】
- ③安全・安心で栄養バランスのとれたおいしい学校給食があるまち
- ④共に活きる力を育む生涯学習の環境を つくるまち
- ⑤地域の人たちが主体的に学びつどう環 境があるまち
- ⑥住民が学び続ける図書館があるまち
- ⑦身近な芸術と歴史に親しみ、新たな文 化を創造するまち
- ®ライフステージに応じたスポーツを生涯 楽しめるまち

まちづくりの進め方

- ①児童生徒の個性を生かし、社会の変化に対処する 力を養う学校教育を目指します。また、少子化を踏 まえた学校施設の整備・再編に向けた方針を策定 します。
- ②豊かな心と生きる力を育む志教育を推進します。また、町の学力向上策「3本の矢+1」による基礎学力の定着を目指します。
- ③学校給食センターを整備し、おいしい給食を提供することで、児童生徒の心身の健康増進を図ります。
- ④中央公民館を拠点として、幅広い世代のニーズに合った事業を展開し、誰もが学び続けられる環境をつくります。
- ⑤地域づくりの拠点施設として、地域のニーズに合った事業を展開します。
- ⑥誰もが何度も足を運びたくなる図書館づくりを推進 1.ます.
- ⑦多様な芸術文化に身近に親しめる環境づくりを推進します。
- ⑧総合体育館を中心とした体育施設の維持管理と指導者・団体の育成を図り、スポーツ・レクリエーションを振興します。

Ⅵ. 行政·組織経営

【将来像】まちを未来へとつなぐ、きりっと丁寧な仕事をする役場があるまち

主な政策展開

- ①来庁者に優しく、便利なサービス窓口 があるまち
- ②健全で将来を見据えた経営感覚にあ ふれるまち
- ③時代の変化に対応できる役場組織を 目指すまち
- ④時代の変化に対応できる改革を進め るまち
- ⑤選挙
- ⑥議会·監査委員
- ⑦統計調査

まちづくりの進め方

- ①住民の視点に立ち、窓口業務の迅速で的確な処理を目指し、窓口サービスの向上に努めます。
- ②【財政】経営感覚とコスト意識を大切にし、財政指標に留意しながら、自主性・自立性のある健全な財政運営に取り組みます。
 - 【税務】税に対する理解を求めながら、公正で適切 な課税と公平で納税者に便利な納税と徴収に努 めます。
 - 【財産管理】将来の社会状況を見据えながら、適切な管理と施設の更新を計画的に進めます。
- ③社会変化に柔軟に対応できる、組織及び業務の再編を進めるとともに、職員の人材育成を図り、信頼される組織づくり、職員(ひと)づくりを推進します。
- ④PDCAサイクルによる、計画の進行管理の徹底とともに、時代の状況変化に対応できる、職員能力の向上を図ります。時代と社会の変化に合わせた、行財政改革の見直しを進めます。

2 土地利用の基本方針

1 土地利用の基本方針

- ○災害に強い町土づくりの推進
- 〇低・未利用地等の有効利用と良好な住環境整備の推進
- ○地域産業振興のための適正な土地利用の推進
- ○環境と景観に配慮した土地利用の推進
- 〇広域拠点機能を充実する土地利用の推進

2 地域別の土地利用の方向性

①中部地域

く現状>

本地域は、全域が用途地域に指定されており、白石川を挟むようにして市街地が形成されています。人口集中地区を全て含む地域となっており、行政・商業・業務並びに交通機能の拠点として、町の中心的役割を担っています。

<方向性>

- ○駅前周辺や本町・中町等の中心市街地及 び国道4号バイパス沿線については、本町 のみならず、仙南地域全体における商業・ 交通の拠点性を高めます。また、狭隘道路 の解消や公園等の整備を進め、良好な居 住環境の形成を図ります。
- ○土地区画整理事業等により、市街地に連 担して形成された住宅地については、良好 な住環境を維持しながら、低・未利用地の 有効利用を促進します。
- ○小島地区周辺については、みやぎ県南中 核病院などの医療施設、仙南芸術文化センター、総合体育館、ショッピングセンター 等の商業施設が集積していることから、広 域拠点としての役割を担うべく、アクセス性 の向上を図ります。
- ○白石川については、町のシンボルである一 目千本桜の保全・保護を行い、良好な景観 の形成に努めます。
- ○想定外の降雨量となった場合の洪水、冠 水対策等、防災・減災インフラのさらなる整 備、維持管理を図ります。

②東部地域

<現状>

<u>本</u>地域は、白石川沿いに農地が広がり、中部地域の南側を取り囲むように森林が広がっています。

<方向性>

- ○農地は耕作放棄地や鳥獣被害等の対策を 講じながら、安定的な農業経営を目指し、 農地集積による農業規模の拡大を推進しま す。
- ○南側の森林地域については、良好な自然 環境を有していることから、今後とも保全を 図ります。
- ○白石川については、大雨時にも洪水等が 発生しないよう、雑木の撤去や川底のしゅんせつ等により、防災面を強化します。河 川敷については、環境保全に配慮しつつ、 親水空間として有効活用します。
- ○工場の立地動向等に応じて、工業生産に必要な工業用地の確保を検討します。

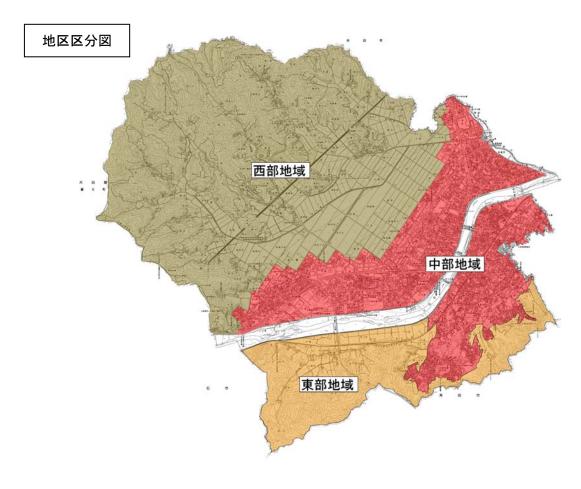
③西部地域

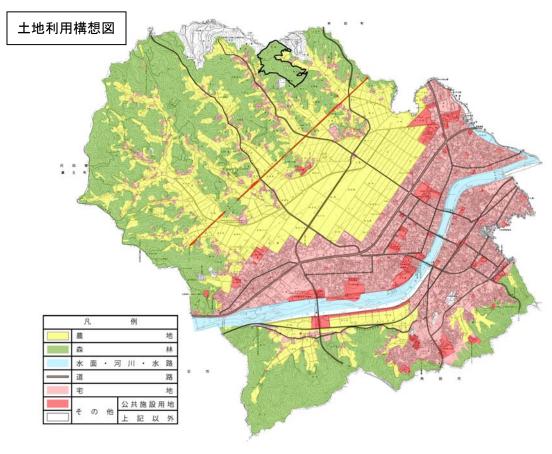
<現状>

<u>本</u>地域は、東側に優良な農地、西側に豊かな森林が広がっています。

<方向性>

- ○東側の農業地域については、重要な食糧 供給地として、農地集積による農業規模の 拡大を図ります。
- ○西側の森林地域については、自然環境に も恵まれており、森林の保全に努めながら 有効活用を図ります。
- ○山あい周辺の水田や畑では、耕作放棄地 や鳥獣被害等の問題により、農業生産のみ ならず、周辺地域の環境悪化にもつながっ ていることから、適切な管理を図ります。
- ○工場の立地動向等に応じて、工業生産に必要な工業用地の確保を検討します。





10 人口目標

1 人口目標

本町の2017年(平成29年)現在の人口(住民基本台帳)は23,669人となっています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計方法に準じた推計人口(施策を講じない場合の将来人口)は第6次長期総合計画最終年の2029年(○○11年)には22,426人に減少(1,243人減)し、年少人口と生産年齢人口は減少して、高齢人口は増加する傾向です。

総合計画の施策を実施し、子育て支援や健康増進による自然増、転入や定住促進による社会増を見込み、2029年(○○11年)に人口23,000人を維持することを目標とします。

施策を講じない場合の将来人口



		将来人口推計(人)				
	2018 H30	2019 H31	2020 ●元	2021 • 2	2022 •3	
年少人口 14歳以下	3,165	3,123	3,088	2,878	2,750	
生産年齢人口 15~64歳	14,113	14,006	13,888	13,413	13,113	
高齢人口 65歳以上	6,300	6,351	6,400	6,575	6,563	
総人口	23,578	23,480	23,376	22,866	22,426	

※各年 12 月 31 日時点

施策を講じた場合の将来人口

2029 年度(〇〇11 年度) 将来人口 23,000 人

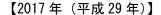
(2017年(H29)現状 23,669人)

(人 25,000 ⁻							23,669		23,034
20,000 -	20,431						26.4%		29.4%
15,000 -									
10,000 -	66.8%						60.1%		— 57.7% —
5,000 -									
0 -	23.2%						13.5%		12.9%
0	1985年	1990年	1 9 9 5 年	2 0 0 年	2005年	2 0 1 0 年	2 0 1 7 年	2 0 2 3 年	2 0 2 9 年
				実績				推	ÉĒT
		■年少人	(人)	□生産年	手齢人口(人) 🖪	高齢人口(人)		

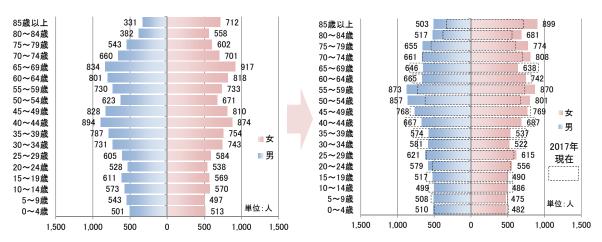
	将来人口推計(人)					
	2018	2019	2020	2021	2022	
	H30	H31	●元	●2	●3	
年少人口 14歳以下	3,165	3,123	3,096	2,973	2,960	
生産年齢人口 15~64歳	14,113	14,006	13,908	13,523	13,291	
高齢人口 65歳以上	6,300	6,351	6,431	6,723	6,783	
総人口	23,578	23,480	23,435	23,219	23,034	

※各年 12 月 31 日時点

将来(施策実施時)の人口構成の変化



【2029年(〇〇11年)】



本町における人口減少対策の考え方

日本の総人口が将来的に減少していく原因は、主に出生数と死亡数の差(自然減)によるものといえます。 この少子化の要因としては、非婚化、晩婚化の進行と近年では特に就業形態の変化が大きいといわれています。

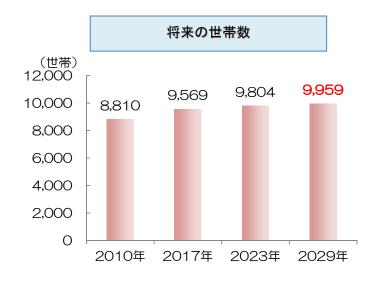
一方、地方における大幅な人口減少は、国の総人口の減少に加え、大都市圏等への人口流出による、転入者と転出者の差(社会減)が加わったものといえます。

本町はこれまで、県内市町村と比較して高い出生率による自然増と若干転出者が転入者を上回る社会減の傾向のなかで人口の微増を続けてきましたが、近年出生数の減少等による自然減の傾向に伴い、緩やかな人口減少傾向に入りました。

これを踏まえて、本町では、出生率を維持するための施策を展開しつつ、人口の社会増への転換を目指して、転入者(特に若い世代)に選ばれる政策展開を重視します。

2 世帯数

本町の2017年(平成29年)現在の世帯数(住民基本台帳)は9,569世帯となっています。 人口減少下においても、単身世帯や転入者の増加等により、世帯数は増加する傾向となっており、第6次長期総合計画最終年の2029年(○○11年)には10,000世帯程度になる見込みです。



11 計画の進行管理

1 PDCA サイクルの遵守

第6次大河原町長期総合計画は、PDCAサイクル(政策循環)の遵守を基本として、以下の3点に留意しながら進行管理を行います。

①PDCA サイクルの構築

PDCA サイクルは、計画(Plan)⇒実施(Do) ⇒確認(Check)⇒改善(Action)というサイク ルを回し、事務改善を進め政策や住民サービ スを高めていくことです。

町の事務事業の各段階において、PDCAが 適正に実施される仕組みをつくります。

②わかりやすい政策体系による進行管理

施策や事務事業の目的と手段、何を・いつまで・どの程度行うのかを明記した「政策体系図」を年度予算や財政計画と結びつけて作成し、これを基本として評価と改善を推進します。

また、主要施策には目標指標(KPI)を設置 し、分かりやすく継続的な進行管理を行いま す。

③PDCA 各段階への住民参画

計画段階から住民参画を進め、事業実施や評価・改善の全ての段階に住民参画と協力体制が構築できるようなしくみづくりを推進します。



2 行政評価の実施

これまで町では、事務事業評価、住民満足 度調査による政策・施策評価(プログラム評 価)、外部委員会による大規模事業評価等を 実施して来ました。

第6次大河原町長期総合計画の進行管理においても、PDCAサイクルにあわせ、評価制度の効率、効果等を検証しつつ事務の改善に役立てて行きます。

また、主要施策に設定した目標指標(KPI)に対しても、定期的にその実績を評価し、適正な進行管理に役立てます。

3 住民主体の進行管理

住民は、選挙により「権限」を納税により「財源」を、町長とその補助機関である役場に信託しています。この大原則を踏まえ、本計画の実施を目的化することなく、常に自己負担や自己責任を踏まえた、住民の意向や選択を大切にしたまちづくりを推進します。

住民主体のまちづくりにおいて、住民、議会、行政それぞれの役割、住民参加などを明確にしながら、まちづくり活動や町政に積極的に参加できるようにするための、住民自治振興のしくみづくりを進めます。

第6次大河原町長期総合計画

Ⅱ 基本計画

基本構想の体系

時代の潮流

- (1)人口減少社会・少子高齢化
- (2)生命(いのち)の尊重と安全・安心志向
- (3)様々な環境への配慮
- (4)地方分権と地方創生
- (5)ソーシャル・インクルージョン(社会的包摂)の推進
- (6)高度情報化社会

第5次長期総合計画等の振り返り(残された課題)

住生 民活 自環 治境

- ①コミュニティの活性化
- ②消防、地域防災の強化
- ③環境政策の方向性の見直し
- ④行政情報の発信強化
- ⑤住民参加(施策)の強化
- ⑥移住定住施策の推進
- ⑦空き家対策の推進

健康福

- (1)医療連携による地域医療の確立
- ②総合的な子育て支援の推進
- ③高齢者、障がい者が地域で生活できる支援
- ④老人福祉施設等の拡充
- ⑤放課後児童の居場所づくりの充実
- ⑥年代に応じた健康施策の展開
- ⑦地域包括ケアシステムの推進

街都 づけづく

- ①既存道路の拡幅改良の強化(安全対策)
- ②都市計画マスタープラン策定
- ③町営住宅の老朽化対応
- ④花いちめん運動に代わる景観形成の検討
- ⑤ウォーキングロード等の広域連携
- ⑥住宅政策による定住支援

観産 光業 振・

- ①農業の後継者不足、耕作放棄地や有害鳥獣など の対策
- ②市街地商店街の活性化
- ③地場産品のブランド化
- ④桜樹の保護強化、新しい桜並木等の形成検討
- ⑤新しい働き方への取り組み支援
- ⑥起業及び創業者への支援体制づくり
- (7)就農者増、特産化の支援
- ⑧通年観光の体制整備、情報発信の強化 (シティプロモーション含む)

生学 涯校 学教

- ①学校施設、社会教育施設等の老朽化対策、管理 運営に関する改革
- ②生涯学習、スポーツ推進施策の拡充
- ③生きる力教育の実践
- 4高齢者による地域の担い手づくり、生きがいづくり

行役 政場 運組 営織

- ①継続的な行財政改革の実施、評価制度の見直し
- ②役場業務の更なる情報化

まちづくりの大切な視点 (大河原町の現状と課題)

- 1 まちづくりの大切な視点(政策分野共通)
- I 人口減少の抑制と超高齢社会への対応
- Ⅱ 町のブランド化とシティプロモーション
- Ⅲ 町の象徴・一目千本桜の保護と活用
- Ⅳ まちの強みと資源を活かす広域連携と官民連携

2 まちづくりの大切な視点(政策分野別)

- 1. 防災・減災の充実と生活の安全確保
- 2. 地域コミュニティの維持・再生と新たな自治のしくみづくり
- 3. 地域医療体制の充実と健康づくりの普及
- 4. 住み慣れた地域で暮らせる総合的福祉の展開
- 5. 安心して産み育てられる子育て環境づくり
- 6. 将来を見据えた都市機能と公共施設の維持・整備
- 7. 地域産業の活性化と働く場づくり、起業・創業支援
- 8. 次世代につなぐ学校教育と多様な学びと 生きがいづくり

3 行政経営の大切な視点

(1) 経営感覚あふれる行財政改革の推進

まちの将来像

ひと・まち・桜が咲きほこる 先進のまち キャッチフレーズ

おおらかに、たくましく未来へ続く おおがわら

3つのまちづくりコンセプト

①住民自治・住民主権 「認めあい・支えあい・活かしあう」の継承

> 住民が主役のまちづくり まちを担うひとづくり

②生命(いのち)と安全を守る 生命(いのち)と安全・安心がまちづくりの基本

安全・安心が実感できるまちづくり

③町を未来へとつなぐ 大河原町らしい「人口減少への挑戦」

> まちのブランド化による 選ばれるまちづくり

人口目標

2029 年度 (●●11 年度)

> 将来人口 23.000 人

(H29現状23,669人)

土地利用の基本方針

- ・災害に強い町土づくりの推進
- 低・未利用地等の有効利用 と良好な住環境整備の推進
- ・地域産業振興のための適正 な土地利用の推進
- ・環境と景観に配慮した土地 利用の推進
- ・広域拠点機能を担う土地利 用の推進

~一目千本桜プロジェクト~

①おおらかでたくましいひとづくりプロジェクト

先人のおおらかな先進の志に学びながら、たくましくまちを未来 へつなげるために、さまざまなまちの主役(ひと)づくりを目指 します。

②安全・安心のまちづくりプロジェクト

災害時はもとより、日々の基本的な安全確保と生命(いのち)を 守る取り組みが、暮らしの安心の実感とまちの魅力に結びつくこ とを目指します。

③まち全体のブランド化プロジェクト

まちの様々な資源を磨き、信頼・誇り・情報発信の向上に結び付 け、総合的なまちのブランド化により、誰からも「選ばれるまち」 を目指します。

まちづくりの基本方針

住生 民活環境 治境

役、ほっとして安 全な暮らしがで きるまち

- 誰もがまちの主 ①住民主体の地域活動が活発なまち
 - ②美しい環境で誰もが快適に暮らせるまち ③子どもからお年寄りまで安全安心に暮らせる まち
 - 4)住民と行政が力を合わせてつくる、災害に強 いまち
 - ⑤情報を共有し住民が主役の開かれたまち ⑥広域な視点で時代を展望できるまち

子育て 健康福祉

育ち、あったかな 生き方がかなう まち

- 地域ですくすくと ①地域ぐるみで取り組み、いつまでも健康に暮 らせるまち
 - ②充実した地域医療体制により、安心して暮らせるまち ③子育て家庭を支え、子どもの未来をつくるまち ④すくすくと育つ、きめ細やかな保育のまち(桜保育所) ⑤児童の健全育成と地域の子育て支援が充実し たまち (児童センターほか)
 - ⑥高齢者が生きがいをもち、地域であたたかに 暮らせるまち
 - ⑦ 障がい者と健常者が、相互に尊重し、支え合うまち ⑧誰もが安心して暮らせる、地域福祉が活発なまち

が計り画

進で、ぎゅぎゅつ と便利がつまった まち

中心・安心・先 ①暮らしと未来に調和した都市計画を進めるまち ②公園や広場にみんなが集まり、交流が生まれるまち ③安全で便利な道路・橋梁を備えるまち ④都市施設と美しいまちなみづくりが共存するまち ⑤どんな時でも安全でおいしい水が飲めるまち ⑥衛生的で安全に暮らせる下水道・雨水排水のあるまち

プロモーションとブ ランド化で、誰も がはつらつと行き 交うまち

①故郷と食をつなげる活力ある農業があるまち ②にぎわいを生み出す商工業の振興と起業・創 業支援のまち

(7)公営住宅管理と独自の定住支援に取り組むまち

③地域資源を活かし、ブランドが花開くまち

生学 涯校 学 教

志(こころざし)た くましく、おおらか に学び続けられ るまち

- ①「笑顔・元気・学び」を育む教育環境をつくるまち ②児童・生徒の「笑顔・元気・学び」を育む学 校があるまち【小中学校】
- ③安全・安心で栄養バランスのとれたおいしい学校 給食があるまち

4共に活きる力を育む生涯学習の環境をつくるまち ⑤地域の人たちが主体的に学びつどう環境があるまち ⑥住民が学び続ける図書館があるまち ⑦身近な芸術と歴史に親しみ、新たな文化を創造するまち ⑧ ライフステージに応じたスポーツを生涯楽しめるまち

まちを未来へとつ なぐ、きりっと丁 寧な仕事をする 役場があるまち

①来庁者に優しく、便利なサービス窓口があるまち ②健全で将来を見据えた経営感覚にあふれるまち ③時代の変化に対応できる役場組織を目指すまち ④時代の変化に対応できる改革を進めるまち

第1章 生活環境・住民自治

<誰もがまちの主役、ほっとして安全な暮らしができるまち>

第1項 (1)コミュニティに関する基本計画

<政策> 住民主体の地域活動が活発なまち

■政策の基本方針

行政区運営を支援し、地域の自治とコミュニティの振興を図ります。集会所及び生活センターの適切な維持管理を行いながら、運営体制を検討し、地域活動や地域防災の拠点として活用を推進します。

■関連計画や法律・条令等

- ○大河原町集会所設置及び管理に 関する条例
- ○大河原町集会所管理に関する 規則
- 〇大河原町区長等に関する規則
- ○大河原町共同のまちづくり事業交 付金交付要綱

■現状と課題

- 〇町内 43 行政区は区長等が中心となり自治会活動等を行っています。高齢化等による 役員不足や自主防災組織が設置されていない行政区等が課題となっています。
- ○アパート等の急増により、地域コミュニティの形成に苦慮している地区が発生しています。
- 〇高齢化等により区長や役員の担い手不足 が懸念されるなか、行政区の見直し(分割、統合)の意見も出ています。
- ○集会所については、地域の拠点として集約を検討していましたが、東日本大震災以降、地区の避難場所や防災拠点としての 役割が見直され、地区単位の集会所の存続を望む声が多くなっています。
- ○集会所の維持、補修等運営面での町の負担が増加しており、地区による管理や経費 負担等の検討が必要です。
- ○生活センターは、地区の財産であり、地区 の維持管理が原則ですが、老朽化に伴う 補修等の助成を行っています。また、町へ の移管要望(集会所化)もあります。

■政策・施策の展開

< 政 策 >

< 施 策 >

1.住民主体の地域活動が活発なまち

- ① 自治組織活動(行政区活動)の推進
- ② 集会所の維持管理と活用の推進
- ③ 生活センターの維持管理支援
- ④ 地域コミュニティ施設づくりの推進

- ① 自治組織活動(行政区活動)の推進
- 〇行政区に協働のまちづくり事業交付金等 の支援を充実し、それぞれの行政区が地 域の身近な課題解決に取り組めるように 支援します。
- 〇行政区の人口、面積、居住形態等を把握 し、必要に応じ行政区の見直し(分割、統 合)について、慎重に検討を進めます。

<主な事務事業>

- 行政区運営事業(行政区長等)
- ・協働のまちづくり事業交付金事業
- 行政区の改変・自治組織活動活性化事業
- ② 集会所の維持管理と活用の推進
- 〇地域活動の拠点として施設の維持管理に 努め、使用頻度と老朽化を考慮した計画 的な集会所の補修を行います。
- 〇公共施設等総合管理計画を踏まえ、施設 の統廃合も含めた改修・整備方針を検討し ます。
- 〇地区による自主的な管理·運営などの検討 を進めます。

<主な事務事業>

• 集会所維持管理事業

③ 生活センターの維持管理支援

○所有する地区と協議しながら、維持・管理、 大規模修繕等について支援します。

<主な事務事業>

- ・ 生活センター維持管理補助事業
- ④ 地域コミュニティ施設づくりの推進
- ○集会所の大規模改修や整備については、 公共施設等総合管理計画を基本としなが ら、人口動態や利用状況を踏まえ、計画的 に取り組みます。

<主な事務事業>

• 集会所の大規模改修及び整備事業

No.	指標の内容	現状値 (平成 29 年度)	目標値(指標) (平成 33 年度)
1	集会所の利用人数	48,171 人	48,500 人
2	「コミュニティの活性化」に対する満足度 (5点満点中)	3.4 点	3.5 点

第2項 (1) 町の環境に関する基本計画

環境・ごみ処理・町営墓地

<政策> 美しい環境で誰もが快適に暮らせるまち

■政策の基本方針

環境基本計画に基づき、町・住民・事業所などが一体となり、快適で住みよい町を目指します。また、ごみの減量化、省エネなど、地球環境の保全に対する身近な取り組みを推進します。

■関連計画や法律・条令等

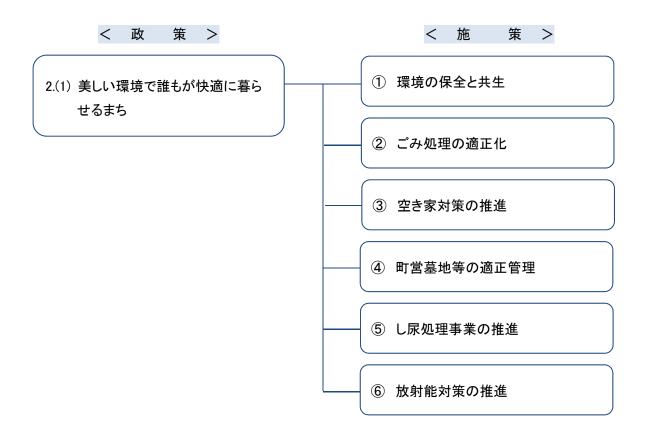
- 〇大河原町環境基本条例
- ○大河原町環境基本計画(美しいま ちづくりプラン:2011~2020)

■現状と課題

- ○平成28年度の可燃ごみ総排出量は4,330t と年々減少しています。町内5か所に設置 したリサイクルステーション回収状況は 55,740.9kgと年々増加しています。
- 〇町内一斉清掃の実施や3R(リデュース、リ ユース、リサイクル)事業の推進を行なって います。平成 27 年度からは衣類回収のほ かに小型家電回収事業も実施し、平成 28 年度は衣類・小型家電 9,140kg を回収しま した。
- 〇次世代型住宅(スマートハウス)補助制度 により、再生可能エネルギーの利用や省エ ネルギーの導入を促進し、地域からの地球 温暖化防止に寄与してきました。
- 〇地球温暖化対策実行計画(事務事業編)を 策定し、町の公共施設の二酸化炭素排出 量の削減に率先して取り組み、事業所や各 家庭での二酸化炭素排出量の削減の推進 が必要となっています。

- 〇人口減少、高齢化により空き家が増加しています。空き家が問題化する前の対策が必要となっています。
- 〇町営墓地は原前霊園と頼母山霊園の2か 所あります。原前霊園は、大正時代からの 墓地で、通路等の老朽化が進み、毎年修 繕を行っています。
- 〇除染実施計画に基づく除染作業は、平成 29 年4月に環境省へ除染措置完了の報告 を行いました。

■政策・施策の展開



■施策の方向性と主な事務事業

- ① 環境の保全と共生
- ○騒音・悪臭等の公害や雑草・ペットなどの 苦情に対し、迅速な調査・指導や啓発を行います。白石川等の水環境の点検を実施 します。
- ○太陽光などの再生可能エネルギーの普及 や、省エネルギーに対する身近な取り組み を推進し、環境に優しく、災害に強いまちづ くりを図ります。
- 〇次世代型住宅の普及を図るため、各家庭 での省エネルギーや再生可能エネルギー の取り組みを支援します。
- 〇さまざまな環境保全に関する啓発活動や 教育を推進し、家庭や地域からの地球温 暖化対策に寄与します。

<主な事務事業>

- 環境保全対策事業
- 合併処理浄化槽設置補助事業
- ・ペット対策事業
- 環境政策推進事業 (次世代型住宅補助制度等)

② ごみ処理の適正化

- ○ごみの分別やリサイクルの徹底を呼びかけ、さらなるごみの減量化を推進します。
- ○町内5か所のリサイクルステーションの活用により、リサイクル率の向上を図ります。
- 〇仙南クリーンセンターにおける一般廃棄物の焼却のほか、各種廃棄物処理・処分事業を広域事業として取り組み、効率的な環境美化を図ります。(仙南地域広域行政事務組合事業への負担金)

<主な事務事業>

- ・ ごみ収集運搬委託事業
- 不燃物処理事業等(一般管理)
- ・仙南広域負担金(仙南最終処分場、動物焼 却施設、仙南リサイクルセンター、仙南 クリーンセンター)

- ③ 空き家対策の推進
- 〇空き家に対する相談や対策事業に総合的 に取り組み、防犯、景観等の生活環境の保 全を図ります。
- 〇特定空き家については、行政関与につい ての研究を深め、適切な対応を図ります。
- ○利活用が可能な空き家等については、不 動産業者等と連携し、その有効活用を促 進します。

<主な事務事業>

- ・空き家対策事業
- ・ 空き家バンク整備事業
- ④ 町営墓地等の適正管理
- 〇町営墓地の維持管理に努め、環境整備 を図ります。
- 〇仙南地域広域行政事務組合が行っている 「柴田斎苑建替事業(平成31年4月供用開 始予定)」について負担します。

<主な事務事業>

- 町営墓地維持管理事業
- 仙南広域負担金(柴田斎苑)

⑤ し尿処理事業の推進

〇公共下水道処理区域外での合併処理浄化 槽への切り替えと公共下水道処理区域で の未供用世帯に下水道への接続を推進 し、衛生環境の保全と農業用水及び白石 川へ排出される水質の改善に努めます。

<主な事務事業>

- ・ し尿汲取り委託事業
- ・仙南広域負担金 (柴田・角田衛生センター)

⑥ 放射能対策の推進

- 〇除染実施計画に基づく除染箇所や公園、 学校等の空間線量を測定し、適切な情報 提供により町民の不安解消を図ります。ま た、除去された土壌の適切な管理、処分を 行います。
- 〇仙南地域広域行政事務組合で実施する ゴミの焼却事業に伴う、放射能について も、同組合との協議・連絡体制を密にしな がら、適切な情報提供により町民の不安解 消を図ります。

<主な事務事業>

• 放射能対策事業

No.	指標の内容	現状値 (平成 29 年度)	目標値(指標) (平成 33 年度)
1	「環境美化の推進」に対する満足度 (5点満点中)	3.5 点	3.6 点
2	町民 1 人一日当たりのごみ排出量(kg)	0.89kg	0.85 kg
3	リサイクル率(資源ごみ/総排出量)	13.5%	15.0%
4	町内一斉清掃への参加人数(延べ人数)	8,944 人	9,000 人
5	空き家の数	236 件(H28 調査)	維持
6	「空き家対策の推進」に対する満足度	2.3 点	3.0 点

第3項 (1)地域の安全に関する基本計画 交通安全・防犯

<政策> 子どもからお年寄りまで安全安心に暮らせるまち

■政策の基本方針

交通安全指導隊などの関係機関と連携し、交通 安全の啓発や設備の充実を図ります。また、防犯 では、地域で見守り体制を充実し、安全で安心な まちを目指します。

■関連計画や法律・条令等

- 〇大河原町交通安全条例
- ○大河原町安全で安心なまちづく り条例
- 〇大河原町交通安全指導員条例
- 〇大河原町防犯指導員条例
- 〇大河原町運転免許自主返納支援 事業実施要綱

■現状と課題

- 〇平成 30 年4月に交通死亡事故ゼロ 1,500 日間を達成しました。しかし、交通事故のな かでも高齢者や自転車事故の割合が依然 として高い状況です。
- ○交通安全指導員などの関係機関と連携し ながら交通事故防止活動を行っています。
- 〇道路標識や、信号などの交通安全施設 は、町民、行政区等からの危険個所の情 報を把握し、整備を進めています。
- 〇高齢者の免許返納者に対し、デマンド型乗 合タクシー回数券等を配布し、高齢者の交 通事故の未然防止を図っています。

- ○街路灯のLED化については、計画的に交換作業を順次進めています。
- 〇近年、不審者情報が多くなっており、防犯メールによる情報提供等を、警察や防犯協会と連携して行っています。
- ○「ながら見守りパトロール」※を実施し、小 中学生の登下校時の安全確保を図ってい ます。
- ※買い物や散歩、仕事をしながら等、何かをしながら 地域の状況に気を配る活動

■政策・施策の展開

く 政 策 >
 3.(1) 子どもからお年寄りまで安全安心して暮らせるまち
 ② 交通安全施設の充実
 ③ 防犯活動の充実

- ① 交通安全啓発の推進
- ○交通死亡事故ゼロの継続と交通事故抑止 策として、大河原警察署、町交通安全指導 隊などの関係機関等との連携を図ります。 特に高齢者と子どもの事故を中心に、効果 の高い交通事故対策を実施します。
- 〇高齢者の免許返納者に対し、デマンド型乗 合タクシー回数券またはタクシーチケットを 配布し、高齢者の交通事故の未然防止を 図ります。

<主な事務事業>

- 交通安全街路灯管理事業
- 交通安全啓発事業
- 交通安全指導隊事業

② 交通安全施設の充実

- 〇道路標識や信号などの交通安全施設については、「大河原町通学路等安全対策推進 会議」などの関係機関との会議により検討 し、警察への要望を行います。
- 〇町民や行政区からの要望について、関係 機関と協議し、街路灯の新設やLED化を 図ります。

<主な事務事業>

- 交通安全施設維持管理事業
- 街路灯設置事業
- · 街路灯LED化事業
- 区画線等表示事業
- 歩道舗装打換事業
- 道路防護柵設置工事

③ 防犯活動の充実

- 〇各地域における防犯活動を行う地区防犯協会(西部・東部・中央・丑越・金ケ瀬)や町防犯指導隊による啓発・広報、巡回等の活動により犯罪を抑止し、町民の防犯意識の向上を図ります。
- 〇新入学児童に防犯ブザーを貸与し、不審 者等から守ります。
- ○ながら見守りパトロールなど、誰でも気軽に できる活動を積み重ねることで、子どもたち の犯罪被害の未然防止を図ります。

<主な事務事業>

- 防犯指導員事業
- 防犯活動推進事業
- 防犯啓発事業

No.	指標の内容	現状値 (平成 29 年度)	目標値(指標) (平成 33 年度)
1	「交通安全・防犯対策の充実」に対する満足度 (5点満点中)	3.2 点	3.3 点
2	町内交通事故の発生件数	96 件	90 件
3	刑法犯認知件数	140 件	126 件
4	街路灯(防犯灯)LED化率	29%	100%

第4項 (1)消防・防災に関する基本計画 消防・防災・地震

<政策> 住民と行政が力を合わせてつくる、災害に強いまち

■政策の基本方針

地域の自主防災組織の強化や防災訓練などにより、住民の防災意識の高揚を図ります。

消防団員の確保や防災施設を充実し、災害に強い町をつくります。

■関連計画や法律・条令等

- 〇災害対策基本法
- 〇消防組織法
- ○大河原町消防団設置等に関する 条例
- 〇大河原町地域防災計画

■現状と課題

- 〇火災発生状況は、防火思想の啓発や普及により、出火率(人口 1 万人に対する火災発生件数)は2.1件と仙南2市7町の平均5.5件より少ない状況となっています。(平成28年実績)
- ○大河原消防署などの常備消防は、職員の 増員及び消防車両の更新を行い、消防力 と広域的な危機管理体制が強化されてい ます。
- 〇町消防団等の非常備消防では、消防団員 の確保に努めていますが、入団者より退団 者が多いという状況が続いています。地域 の安全を確保するうえで団員の確保が非 常に重要になっています。
- 〇消防車両及び水利については、基準を満 たしています。消防車両及び消防ポンプ は、計画的に更新しています。

- ○災害発生時には、避難勧告等の発令や指 定避難所の開設を適切なタイミングで行い 住民の安全確保を図っています。
- 〇自主防災組織は43行政区中40行政区で 組織されており、防災意識の向上や災害 時の助け合いに向けて、助成や活動支援 を行っています。毎年の総合防災訓練で は、全自主防災組織参加のもと実施してい ます。
- 〇高齢者世帯や障がい者などの、要配慮者 等への避難計画の策定が必要になってい ます。
- 〇住宅の耐震診断、改修工事及び危険ブロック塀の除去について支援していますが、 実施件数は減少しています。

■政策・施策の展開

く 政 策 >

4.(1) 住民と行政が力を合わせてつく る、災害に強いまち

く 施 策 >

- ① 常備消防活動(消防署)の推進
- ② 非常備消防活動(大河原町消防 団)の推進
- ③ 消防防災施設整備の充実
- ④ 風水害対策の推進
- ⑤ 地域の災害対策の推進
- ⑥ 地震に対する安全性の確保及び 向上

- ① 常備消防活動の推進
- 〇常備消防(仙南地域広域行政事務組合、 大河原消防署)に関する費用負担を行いな がら連携を強め、消防力と広域的な防災体 制の強化を推進します。

<主な事務事業>

- 仙南広域負担金(消防費)
- ② 非常備消防活動(大河原町消防団)の推 進
- 〇春秋の火災予防運動や各種イベントにお ける啓発、消防後援会や消防団協力事業 所との連携を一層強化します。
- 〇団員確保や消防ポンプ付積載車等の更 新・維持管理に努め消防団活動の充実に 努めます。

<主な事務事業>

- 消防団運営事業
- ・ 消防ポンプ車等管理事業
- ③ 消防防災施設整備の充実
- 〇防火水槽や消火栓などの消防施設の充実 と適正な維持管理に努めます。
- ○消防ポンプ自動車や、消防ポンプ付積載 車を更新し台数の維持に努めます。
- 〇無蓋防火水槽は、安全性を考慮し消火栓 等への移行を検討します。

<主な事務事業>

- 消防関連施設(車両)等整備事業
- 消防施設維持管理事業
- ④ 風水害対策の推進
- ○想定最大規模の洪水浸水想定区域に対応 する防災マップを整備し、非常時に対応し た避難行動が取れるように周知を図りま す。
- ○防災訓練等において、地域住民参加のも と、集中豪雨や土砂災害の訓練や講習を 実施します。

<主な事務事業>

• 水防対策事業

- ⑤ 地域の災害対策の推進
- 〇大規模災害やミサイル飛来等に備え、防災 行政無線、J アラートなどの情報機器の適 切な管理と活用を図ります。
- ○防災情報伝達システム(各地域への防災 屋外拡声装置の設置等)など、災害時の情 報提供や緊急時連絡方法の検討を進めま す。
- 〇自主防災組織が未結成の3行政区での組織結成を目指すとともに、防災訓練等の活動を積極的に支援し、防災意識の高揚と災害時の地域の共助体制づくりに努めます。
- 〇自主防災組織や関連機関と連携し、要配 慮者等の適切な把握と、避難計画の策定 に努めます。
- 〇地域における防災資機材や備蓄品の充実 を支援するとともに、役場における計画的 な食料品等の備蓄を図ります。
- 〇役場(職員)においては、業務継続計画を 策定するとともに、日ごろより実践に即した 研修等を実施し、災害等の非常時に備えま す。

<主な事務事業>

- 地震等防災訓練事業
- 防災行政無線関係事業
- 自主防災組織支援事業
- 災害対策非常配備関係事業
- 災害時要援護者支援事業
- ⑥ 地震に対する安全性の確保及び向上
- ○危険ブロック塀の撤去助成等を行い、一般 住宅の耐震化等を推進します。

<主な事務事業>

- 木造住宅耐震診断助成事業
- 木造住宅耐震改修工事助成事業
- 危険ブロック塀等除却事業

No.	指標の内容	現状値 (平成 29 年度)	目標値(指標) (平成 33 年度)
1	消防ポンプ自動車、消防ポンプ付積載車台数	22 台	22 台
2	火災の発生件数	5 件	減少
3	自主防災組織の結成	40 行政区	43 行政区
4	消防団の団員数	272 人	300 人
5	「消防防災体制の充実」に対する満足度 (5点満点中)	3.7 点	3.8 点
6	「災害対策の充実」に対する満足度 (5点満点中)	3.2 点	3.3 点

第5項 (1)住民参加・住民自治と情報共有に関する基本計画 <政策> 情報を共有し住民が主役の開かれたまち

■政策の基本方針

ICT技術の進展に対応し、多様な町の情報を発信し、住民との情報共有を推進します。

まちづくりへの参加機会を増やすとともに、自主 的な住民活動を支援し、住民が主役の自治振興 を図ります。

■関連計画や法律・条令等

○大河原町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(電子申請関連)

■現状と課題

- ○町からの情報発信は、主に「広報おおがわら」「おしらせばん」「町ホームページ」で行っています。
- ○町のホームページには、年間約 337,000 件 のアクセスがあります。
- 〇パソコンやスマートフォンの普及により、インターネット利用者が簡単に情報収集と情報選択ができる環境づくりが求められています。
- 〇電子申請等で行える行政手続きの増加 等、ICT を活用した多様な住民サービスの 展開が求められます。
- ○情報公開や公文書の管理については、法 令順守により適正に行っていますが、今後 とも個人情報の保護等、慎重な運営が求 められています。

- 〇これまで、住民自治、住民主体のまちづく りを推進してきました。しかし、投票率の低 下等、行政に対する無関心層の増加や、 行政主導、行政依存の傾向が続いていま す。
- ONPOなどの市民活動団体が少ない傾向に あり、このような住民活動の活性化を図る 必要があります。
- 〇住民、議会、行政それぞれの役割、住民参加の意義などを再確認し、自己負担や自己責任を踏まえた、住民意向と選択を大切にしたまちづくりが求められます。
- 〇選挙に関する啓発はもとより、まちづくり活動や町政に幅広く参加できるような、しくみづくりが求められます。
- ○新しく整備した、にぎわいプラザと中央公民 館のまちづくりルームなどを活用した、住民 活動の活性化が期待されています。

■政策・施策の展開

< 政 策 >

5.(1) 情報を共有し、住民が主役の開かれたまち

く 施 策 >

- ① I C T技術を活用した地域情報化の 推進
- ② 広報・広聴の推進
- ③ 適正な情報公開と公文書管理の推進
- ④ 住民参加の機会拡充と住民活動の 育成・支援

- ① I C T技術を活用した地域情報化の推進
- 〇ホームページのリニューアルや多言語化、 フェイスブックなどのSNSへの対応等、町 内外に向けた情報の発信を充実します。
- ○電子メールの配信サービスほか、防災や 防犯にも活用できる、GISシステム等の活 用を検討します。

<主な事務事業>

- 地域イントラネット維持管理事業
- ・公式サイト管理事業
- ・電子メール配信サービス事業
- 共同電子申請事業
- ② 広報・広聴の推進
- 〇「広報おおがわら」や「おしらせばん」等の 紙ベースの情報伝達を継続しつつ、必要 な情報が手軽に選択・取得できる環境整 備に努めます。

<主な事務事業>

- •「広報おおがわら」」発行事業
- •「おしらせばん」発行事業
- 情報共有活動事業(出前情報交換会等)
- 広報掲示板設置事業
- ・ふるさとCM制作事業

- ③ 適正な情報公開と公文書管理の推進
- ○個人情報の保護等に十分に配慮しながら、 制度に基づいて適正な情報公開を行いま す。

<主な事務事業>

- 情報公開審查会事業
- 文書管理事業
- ④ 住民参加の機会拡充と住民活動の育成・支援
- 〇中央公民館のまちづくりルームなどの住民 活動の場所の充実と活用を図り、住民活動 を促進します。
- 〇各種事業の計画策定段階から事業実施において、住民参加の機会を増やします。N POから任意の住民団体まで、幅広い自主的な活動を支援します。町政への住民参加促進を図るとともに、住民自治振興のためのしくみづくりを推進します。

<主な事務事業>

- 住民自治促進事業
- 住民活動支援事業
- ※本施策は、それぞれの政策分野において横断して 取り組むもので、関連事業(計画)と予算も各政策 分野で計上されるものです。

No.	指標の内容	現状値 (平成 29 年度)	目標値(指標) (平成 33 年度)
1	「わかりやすい情報公開の推進と情報共有」に対する満足度(5点満点中)	3.8 点	3.9 点
2	町ホームページの年間アクセス件数	337,000 件	400,000 件
3	電子申請が可能な行政手続き数	16 件	25 件
4	「まちづくりへの住民参加促進」に対する満足度 (5点満点中)	3.1 点	3.2 点

第6項 (1) 時代の潮流に関する基本計画

<政策> 広域な視点で時代を展望できるまち

■政策の基本方針

さまざまな広域連携にリーダシップを発揮して取り組みます。人口減少の抑制に向けて、町独自の施策を検討、実施します。時代の潮流に柔軟に対応できる施策を展開します。

■関連計画や法律・条令等

〇男女雇用機会均等法

■現状と課題

- 〇これまで、消防やごみ処理、仙南芸術文化 センター(えずこホール)の運営、みやぎ県 南中核病院などの多くの公共政策におい て、周辺市町と連携し事業を展開していま す。
- 〇人口減少が進むなか、今後は、観光分野 や公共施設の共同利用、共同管理など幅 広い分野の広域連携が求められます。
- 〇現在、本町の人口は横ばい状態です。新 築住宅の建築件数等も順調ですが、今後 の本格的な人口減少社会の到来を踏ま え、移住・定住政策や結婚促進事業等の 町独自の取り組みが必要となっています。
- 〇まちづくりの全ての分野において、グロー バル化や男女共同参画社会など、時代に よる社会環境の変化に対して、柔軟な対応 が求められています。

■政策・施策の展開

 < 政策 >
 < 施 策 >

 6.(1) 広域な視点で時代を展望できるまち
 ① 広域連携の推進

 ② 人口を維持するしくみづくりの推進

 ③ さまざまな社会環境変化への対応

- ① 広域連携の推進
- 〇仙南地域広域行政事務組合による共同事業を維持、継続するとともに、県南地域の将来を見据えながら、さまざまな分野での連携と共同事業を検討し、推進します。
- 〇町の持つ、中心性や拠点性を認識し、連携 のリーダーシップを発揮します。

<主な事務事業>

- 仙南広域負担金(総務費)
- 広域連携推進事業
- ② 人口を維持するしくみづくりの推進
- 〇町外からの移住者の増加と町内定住を促進するために、転入者に対する奨励、住宅の新築や改築に対する支援、転入の仲介に関する奨励等の制度づくりを検討、推進します。
- 〇少子化対策の一環として、男女の交流イベントなどを開催し、出会いの場を提供します。

<主な事務事業>

- 移住 定住促進事業
- 結婚促進事業

- ③ さまざまな社会環境変化への対応
- ○国際化に対応するため、子どもを中心として、異文化に対する理解を推進します。
- 〇男女共同参画社会の更なる進展にむけ て、啓発事業等を実施します。

<主な事務事業>

- 結婚促進事業
- 国際交流事業
- ※本項の3つの施策は、それぞれの政策分野において横断して取り組むもので、関連事業(計画)と予算も各政策分野で計上されるものです。

No.	指標の内容	現状値 (平成 29 年度)	目標値(指標) (平成 33 年度)
1	「広域行政の推進」に関する満足度 (5 点満点中)	3.1 点	3.2 点
2	転入件数	740 件	維持
3	結婚届届出件数	99 件	維持

第2章 子育て・健康福祉

<地域ですくすくと育ち、あったかな生き方がかなうまち>

第1項 (1)保健体制、(2)健康づくりに関する基本計画 <政策> 地域ぐるみで取り組み、いつまでも健康に暮らせるまち

■政策の基本方針

健康増進計画に基づき、健康寿命の延伸を図るため、保健サービス体制を整備するとともに、疾病予防、健康保持増進を重視して、誰もが地域ぐるみで健康づくりに取り組めるようにします。

■関連計画や法律・条令等

- 〇母子保健法 〇健康増進法
- 〇食育基本法 〇予防接種法
- 〇大河原町食育推進計画
- 〇大河原町健康増進計画

■現状と課題

- ○住民参加による健康づくりを進めるため、 保健協力員等と連携し、健康教室事業を実 施しています。
- 〇輸血用血液確保のため、移動献血バスに よる献血の実施と献血思想の普及を行って います。
- ○病気の早期発見のため、町独自に乳がん 検診、胃がん検診、青年期健康診査等を 無料で実施しています。また、土・日や夜間 に追加健診を実施していますが、受診率は 伸び悩んでいます。
- 〇生活習慣病重症化予防のため、各種健康 診査結果が、「受診勧奨」に該当した方に 対して、医療機関受診状況の確認や受診 勧奨を継続して実施しています。
- 〇成人歯科相談、健康相談、生活習慣病予 防教室等の事業を継続して実施していま す。特に、生活習慣病予防教室の参加者 が減少傾向にあるため、新たな事業を検討 しています。
- 〇メタボリックシンドロームの割合が県平均より高い(特に男性)状況です。運動を通した健康づくりの普及強化が求められています。

- ○乳幼児健診の未受診者へは個別通知や訪問などにより受診勧奨し、受診率を高めています。受診が困難な場合は保健師が個別訪問等で状況を確認しています。
- 〇継続支援の必要な乳幼児と家族が増え、 保健師の負担が増加しています。
- 〇少子化対策の一環として、不妊に悩む方へ 特定不妊治療費助成事業を実施していま す。
- ○臨床心理士による、こころの健康相談の件 数が増加し、また、対応が困難な事例が増 えてきています。
- 〇平成27年度から中学3年生を対象とした、 インフルエンザ予防接種の全額補助の実施をしています。また、平成28年度からB型肝炎ワクチンが定期予防接種となりました。

■政策・施策の展開

く 政 策 >

1.(1)(2) 地域ぐるみで取り組み、いつまでも健康に暮らせるまち

< 施 策 >

① 保健体制の充実と保健サービスの推進

② 献血と骨髄移植の普及の推進

(2)健康づくり

(1)保健体制

① 青年期からの疾病予防・健康保持 増進

- ② 子どもの心身が健やかに育つため の多面的な育児支援
- ③ 精神障がいについての啓発活動の 推進
- ④ 感染症予防の充実

■施策の方向性と主な事務事業

≪保健体制≫

- ① 保健体制の充実と保健サービスの 推進
- ○健康増進計画に基づき、サービスを提供する仕組みを整え、保健協力員等と連携し、 地域ぐるみの健康づくりを推進します。 また、健康づくりの拠点として、保健センターの適切な管理運営に努めます。

<主な事務事業>

- ・保健センター運営管理事業
- 健康づくり推進協議会事業
- 地区組織育成事業

- ② 献血と骨髄移植の普及の推進
- ○献血協力者の維持及び若年層の献血協力 者増加を図るため、献血実施の周知と啓発 を行います。

また、骨髄移植のドナーに対する支援等、 助け合いの仕組みづくりを進めます。

<主な事務事業>

- 献血推進事業
- 骨髓移植推進事業

≪健康づくり≫

- ① 青年期からの疾病予防・健康保持増進
- 〇若い世代から疾病の予防・早期発見、健康 づくりのための行動ができるよう、青年期か ら生涯に渡り受診しやすい体制づくりを進 めます。
- ○町独自の検診無料化等については、受診 率の推移や利用者のニーズ等に配慮しな がら、柔軟な制度運用を図ります。
- ○「歩いて健幸システム」を継続しながら、ウ オーキング教室など気軽に運動できる機会 と場を提供し、生活習慣病を予防します。

<主な事務事業>

- 各種健康診査・がん検診事業
- 健康相談 教育事業 訪問指導事業
- 特定健康診查 保健指導事業
- 後期高齢者健康診査
- ・歩きたくなるまち推進事業
- ② 子どもの心身が健やかに育つための多面的な育児支援
- 〇子育て世代包括支援センターを設置し、 妊産婦及び乳幼児の健康保持・増進に関 する包括的な支援を行います。
 - また、妊娠期から子育て期にわたる切れ目 のない支援体制を構築します。
- 〇少子化対策の一環として、不妊に悩む方 へ特定不妊治療費助成事業を継続しま す。

<主な事務事業>

- 妊婦 乳児健康診查事業
- 健康診查事業、健康相談事業
- 健康教育事業、訪問指導事業
- 特別支援(虐待予防)事業
- 未熟児療養医療費給付事業
- 特定不妊治療費助成事業

- ③ 精神障がいについての啓発活動の 推進
- 〇こころの健康に関する啓発活動を推進し、 必要なときに相談支援が受けられる体制づ くりを進めます。
- 〇大河原町自殺対策計画を策定し、生きることに対する、包括的な支援を展開します。

<主な事務事業>

- 相談 訪問事業
- 精神障がい者コミュニティサロン運営 事業
- 家族会支援事業
- 自殺対策緊急強化事業

④ 感染症予防の充実

〇各種予防接種を対象年齢内に完了させ、 感染症を予防するため、個人負担の軽減 を図ることなどにより、接種率の向上を図り ます。

結核についても、検診等により発生の予防 と早期発見を図ります。

<主な事務事業>

- 個別予防接種事業
- 集団予防接種事業
- ・インフルエンザ等ワクチン接種事業
- 予防接種健康被害調查委員会事業
- 結核検診事業
- ・中学3年生インフルエンザワクチン 接種事業

No.	指標の内容	現状値 (平成 29 年度)	目標値(指標) (平成 33 年度)
1	「健康づくりの推進」に対する満足度 (5 点満点中)	3.9 点	4.0 点
2	健康教室開催行政区数 (保健協力員3年任期中の教室開催行政区数)	40 行政区	43 行政区
3	健康診断受診者数	324 人	600 人
4	がん検診受診者数(延べ人数)	11,406 人	12,000 人
5	生後4か月までの保健師等の家庭訪問率	99.4%	100%

第2項 (1)地域医療に関する基本計画

<政策> 充実した地域医療体制により、安心して暮らせるまち

■政策の基本方針

県、関係市町、医療関係団体等と密接な連携を 図りながら、みやぎ県南中核病院及び仙南夜間初 期急患センターの管理運営へ参画し、町民の安心 した暮らしと、広域的な医療拠点としての役割を担 っていきます。

■関連計画や法律・条令等

- 〇医療法
- ○仙南夜間初期急患センター条例・規則
- 〇みやぎ県南中核病院企業団規約

■現状と課題

- 〇本町は、みやぎ県南中核病院や仙南夜間 初期急患センターのほか、診療所 15 施 設、歯科診療所が16施設、薬局が16施設 あり、住民の生命(いのち)を守り、地域で安 心して暮らせる地盤があります。
- 〇高齢化や疾病構造の変化により、住み慣れた地域において、良質な医療を受けたいというニーズがさらに高まっています。
- 〇一次医療においては、かかりつけ医、二次、三次医療については、みやぎ県南中核病院を核とした医療と保健福祉の連携を図り、さらなる医療環境の充実が求められています。
- 〇みやぎ県南中核病院に救命救急センターを設置したことにより、三次救急機能が充実しました。さらに、腫瘍センターにおける放射線治療の開始、緩和ケア病棟の開棟など、がん診療連携拠点病院としての機能も充実しています。
- 〇仙南夜間初期急患センターを開設し、医療 機関の診療時間外に、中学生以上の内科 診療を行っています。
- ○今後の人口減少化社会を踏まえ、みやぎ 県南中核病院と診療所との協力体制の更 なる充実、広域的な病院の役割分担と連 携が求められます。

■政策・施策の展開

く 政 策 >

< 施 策 >

2.(1) 充実した地域医療体制により、 安心して暮らせるまち ① 地域の医療、診療体制の充実

- ① 地域の医療、診療体制の充実
- ○急性期から回復期、慢性期に至るまで切れ目のない医療を提供し、住民が地域で安心して医療を受けられる体制づくりを進めます。
- ○地域の診療所と連携しながら、みやぎ県南 中核病院の高度な医療機能を最大限に活 かし、二次、三次医療の充実を図ります。
- 〇地域医療機関の負担軽減を図るため、仙 南夜間初期急患センターの円滑な運営を 図ります。

<主な事務事業>

- 救急医療負担金
- 企業団管理費構成市町負担金
- ・訪問看護ステーション管理費
- 休日診療対策事業
- ・仙南夜間初期急患センター事業

No.	指標の内容	現状値 (平成 29 年度)	目標値(指標) (平成 33 年度)
1	「医療体制の充実」に対する満足度 (5 点満点中)	3.5 点	3.6 点

第3項 (1)児童福祉、(2)民間保育所等の支援 に関する基本計画

<政策> 子育て家庭を支え、子どもの未来をつくるまち

■政策の基本方針

子ども・子育て支援事業計画等に基づき、安心 して子育てができ、健全な親子関係が構築できる 環境整備を図ります。また、子育てに伴う経済的 負担の軽減を図り、健やかな子どもの育成に努め ます。

多様な保育需要に応えるため、民間保育所等との協働により保育施設及び保育サービスの充実 を図るとともに、質の高い保育環境を整備し待機 児童の解消を図ります。

■関連計画や法律・条令等

- 〇子ども子育て支援事業計画
- 〇児童福祉法
- 〇子ども子育て支援法
- 〇児童手当法
- 〇児童扶養手当法
- 〇児童虐待防止法
- 〇母子保健法
- 〇子どもの貧困対策の推進に関する 法律

■現状と課題

【児童福祉】

- 〇本町の子どもの出生率は県内でも上位を 保っていますが、出生数は年々減少傾向 にあり、18 歳未満の児童数も減少していま す。
- 〇母子・父子のひとり親家庭の数は 245 人前後 であり、近年大きな変動はありません。
- ○妊娠・出産・産後・子育ての期間を通じて寄せられる、不安や困りごと相談などが増加しており、切れ目のない支援体制が求められています。
- ○児童虐待等については、関係機関等との連携を図りながら、それぞれのケースに応じて 的確・迅速な対応に努めています。
- 〇子ども医療費助成の支給対象年齢を拡大 し、平成28年4月からは所得制限を撤廃し ています。現在は、年度末までに18歳に達 するすべての子どもへ医療費の助成を行っ ています。
- 〇平成 29 年7月より子育てワンストップサービスを開始し、児童手当の認定請求等の手続きがオンラインで申請できるようになりました。

【民間保育所支援等】

- 〇保育所4か所、幼稚園1か所、小規模保育 事業施設3か所等により保育対応を行っ ています。
- ○多様な保育の実施を目指して、これまでに 小規模保育事業施設3か所を認可し、定 員を増員しましたが、待機児童の解消まで は至っていない状況です。
- 〇子育て環境の変化等により、子育で中の母親の就労希望が年々増加しているため、保育所への入所を希望する家庭が増加しています。
- ○認可保育所及び小規模保育事業施設に対して、それぞれに応じた運営経費の一部を 支援しています。また、民間保育所の新築 や改築等費用の一部を支援しています。
- ○多様なニーズに対応した保育サービスの 充実を図るため、引き続き民間保育所等へ の支援を進めます。
- 〇平成30年度より、金ケ瀬カトリック保育園に 金ケ瀬カトリック児童クラブを新設し、運営を 同保育園に委託しています。

■政策・施策の展開

 (3)(1)(2) 子育で家庭を支え、子どもの未来をつくるまち
 ① 児童養育家庭の生活安定支援

 ② 児童健全育成及び子育で支援

 ③ 子ども医療費等助成事業の推進

 ② 房間保育所等の環境充実

 ② 多様なニーズに対応した民間保育事業への助成

 ③ 適正な保育運営の推進

【児童福祉】

- ① 児童養育家庭の生活安定支援
- 〇児童手当のほか、ひとり親家庭や、心身に 障がいを持つ児童を養育する親等に対し、 児童扶養手当等の適切な支給申請事務を 進め、生活の安定と児童の福祉の増進を 図ります。

<主な事務事業>

- 児童手当支給事業
- 児童手当等関連事務事業
- 児童扶養手当等申請事務事業
- ひとり親家庭等支援事業

② 児童健全育成及び子育て支援

- 〇要保護児童対策地域協議会へ専門職員を 配置し、要保護児童等の家庭に対し、適切 な支援を行います。
- 〇子どもの将来が家庭環境によって左右されたり、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、子どもの貧困問題に関し包括的な事業を展開します。
- ○「子ども・子育て会議」に諮りながら、町の 保育や子ども・子育て支援事業の検討を進 めます。
- 〇子育てワンストップサービスを充実し、手続きの負担を減らします。

<主な事務事業>

- 児童虐待防止事業
- ・子どもの貧困対策事業
- 子ども・子育て支援事業
- ・子ども・子育て利用者支援事業
- 第3子以降小学校入学祝い金支給 事業
- DV 被害者等支援事業
- ③ 子ども医療費等助成事業の推進
- 〇子ども医療費の助成や母子・父子家庭医療費の助成を継続し、医療機会の確保と 子育てに伴う経済的負担の軽減を図り、 子どもの健全育成を目指します。

<主な事務事業>

- 子ども医療費助成事業
- · 母子·父子家庭医療費助成事業

【民間保育所支援等】

- ① 民間保育所等の環境充実
- 〇民間保育所等が円滑に運営できるよう「施 設型給付」「地域型保育給付」にて支援しま す。
- 〇金ケ瀬カトリック保育園に放課後児童クラブの運営を委託し、地域の多様な保育ニーズに対応します。

く主な事務事業>

- 施設型保育運営給付事業
- 地域型保育運営給付事業
- 民間保育所建設支援事業
- 放課後児童クラブ民間委託事業
- ② 多様なニーズに対応した民間保育事業への助成
- 〇民間保育所等における保育サービスの充実のための取り組みに対し、支援を行います。また、施設の新築、改修整備についても支援を行い、多様な保育ニーズに対応した環境整備を進めます。

<主な事務事業>

- 延長保育促進事業
- 民間保育所運営事業
 - (一時預かり、障がい児保育等)
- ③ 適正な保育運営の推進
- 〇保育所運営全般に関する適正な事務を行います。また、法令の範囲内で定員を弾力 的に運用しながら、待機児童の解消に努めます。

<主な事務事業>

• 保育所運営一般事業

No.	指標の内容	現状値 (平成 29 年度)	目標値(指標) (平成 33 年度)
1	「子育て支援の充実」に対する満足度 (5 点満点中)	3.7 点	3.8 点
2	 待機児童数 	24 人	0人
3	保育士の人数	103 人	120 人

第4項 (1) 町立桜保育所に関する基本計画

<政策> すくすくと育つ、きめ細やかな保育のまち

■政策の基本方針

公立保育所として、健全保育及び障がい児・乳 児保育等に対応できる、質の高い保育環境の整 備ときめ細やかな保育事業を推進します。

■関連計画や法律・条令等

- 〇子ども子育て支援事業計画
- 〇子ども子育て支援法
- 〇児童福祉法
- 〇児童福祉施設最低基準
- 〇大河原町保育所条例
- 〇大河原町立保育所延長保育事業 実施要綱

■現状と課題

- 〇桜保育所は築42年が経過し施設の老朽化が進んでいるため、施設の改築が喫緊の 課題となっています。
- ○障がい児保育、乳児保育のニーズは高まっているものの、保育士不足や施設基準等、受け入れ体制が不十分です。
- 〇入所児の状況に合わせて、個別配慮、食物アレルギー等に対する除去食など、きめ細やかな保育を実施しています。
- 〇地域に根ざした保育所として、「子育て支援 事業」や「保育所開放」などの事業を実施し ています。
- 〇子育てや保育所への理解を促すため、保 護者対象の保育体験を実施しています。ま た、保護者からの子育ての悩みや相談に 随時対応しています。
- ○施設内外の研修の受講等、保育士の質の 向上に取り組んでいます。

■政策・施策の展開

く 政 策 >

4.(1) すくすくと育つ、きめ細やかな 保育のまち

< 施 策 >

- ① 安全を重視した施設の維持管理 の推進
- ② 多様なニーズに対応できる保育 事業

■施策の方向性と主な事務事業

- ① 安全を重視した施設の維持管理の推進
- ○新しい保育所の場所を検討し、施設を建 替えします。また、安心・安全な施設運営 のために、職員の共通理解を基に管理体 制の強化を図ります。

<主な事務事業>

- 施設安全管理事業
- 桜保育所改築工事事業

- ② 多様なニーズに対応した保育事業
- ○障がい児保育、乳児保育等、町立保育 所としての役割を担いながら、多様な保 育ニーズに対応できる、保育所づくりを 進めます。
- 〇保護者や関係機関との連携を強化し、地域ぐるみで子育てを推進する意識づくりや ひとづくりを進めます。

<主な事務事業>

- 一般保育事業
- 延長保育事業

No.	指標の内容	現状値 (平成 29 年度)	目標値(指標) (平成 33 年度)
1	「子育て支援の充実」に関する満足度 (5 点満点中)	3.7 点	3.8 点

第4項 (2) 大河原児童センター、(3) 上谷児童館、

(4) 世代交流いきいきプラザに関する基本計画

<政策> 児童の健全育成と地域の子育て支援が充実したまち

■政策の基本方針

地域との関わり合いを密にしながら、施設の特徴を大切にした施設運営を行います。

地域全体で子育てを支援する基盤形成を図る ため、育児についての相談事業及び子育てサーク ル等への支援を実施します。

放課後児童クラブ事業を通じて、健康の増進と 情操豊かな子どもを育みます。

■関連計画や法律・条令等

- 〇子ども子育て支援事業計画
- 〇子ども子育て支援法
- 〇児童福祉法
- ○児童館設置条例
- ○放課後児童クラブ事業実施規則
- 〇世代交流いきいきプラザ条例
- ○子育て支援センター事業実施規則
- ○ファミリーサポートセンター 事業実施要綱

■現状と課題

【大河原児童センター】

- ○大河原児童センターでは、児童センター児 童クラブや子育てサークル活動、子育てに 関する相談対応等をしています。
- ○児童クラブでは、施設の自由開放や自由 来館事業も実施しています。
- 〇母親クラブ(みらい子育てネット・らんらんクラブ)が、児童健全育成を目的とした活動を 展開しています。
- ○雇用形態の多様化等に伴い、留守家庭児 童保育や子育てに対する公的支援のニー ズが高まっており、利用者、登録者は増加 傾向にあります。
- ○児童クラブは、定員に達していますが、利 用希望が年々増加しており、一時預かりで 対応しています。

【上谷児童館】

- 〇上谷児童館は、施設の老朽化が進んでいるため、計画的な修繕をしながら、施設の 維持を図ります。
- ○本館を拠点として、母親クラブ(みらい子育 てネット・七草クラブ)が、児童健全育成を 目的とした活動を展開しています。
- 〇子育て支援事業として、すこやかクラブ(2・3歳児親子対象)や子育てサークル活動等で、遊びの提供と育児の悩み、相談に応じています。子育てに迷いを感じている保護者が増加しています。
- 〇本館では、上谷、第2上谷児童館児童クラブ、金ケ瀬児童クラブ(金ケ瀬小学校内)の 3か所を所管しています。
- 〇平成30年度から、金ケ瀬カトリック児童クラブ(子ども家庭課より金ケ瀬カトリック保育園に委託)と第2上谷児童館児童クラブの開設により、待機児童は解消されましたが、利用希望は今後も増加していくと見られます。
- 〇自由来館を利用する児童が増加しており、 地域の文化に触れる体験や講師を招いた 様々な活動を展開しています。異なる学年 や集団のなかでの関わりを大切にしていま す。

【世代交流いきいきプラザ】

- 〇世代交流いきいきプラザは、子育て支援を 中心として、高齢者向けの活動や一般住民 の諸活動にも利用できる施設で、災害時の 避難所にもなっています。
- 〇子育て支援施設としては、放課後児童クラブと子育て支援センターが併設されています。
- 〇子育て支援センターでは、みらいのひろば の自由開放、子育て相談、子育てサークル 活動の支援などを実施し、子育て家庭を支 援しています。町外者も多く利用していま す。

- 〇みらいのひろばでは、地域子育て支援団体 と共同で子育て支援を行っています。
- 〇安心して子育てができる環境整備を目的として、平成29年度から子育て支援センター内にファミリーサポートセンターを開設し、子育て援助活動支援事業を展開しています。
- 〇放課後児童クラブは2室で定員が90名で、 現在、定員に達していますが、利用希望が 年々増加しており、一時預かりで対応せざ るを得ない状況です。

■政策・施策の展開

く 政 策 >

4.(2)(3)(4) 児童の健全育成と地域の 子育て支援が充実したまち く 施 策 >

① 安全な施設の維持管理と地域住民 との協働による子育て支援の推進

② 児童センター児童クラブ事業の推進

(大河原児童センター児童クラブ)

(3)上谷児童館

(2)児童センター

- ① 安全な施設の維持管理と地域住民 との協働による子育て支援の推進 (上谷児童館)
- ② 上谷児童館児童クラブ事業の推進 (上谷児童館児童クラブ) (第2上谷児童館児童クラブ)
- ③ 金ヶ瀬児童クラブ事業の推進 (金ケ瀬児童クラブ)

(4)世代交流いきいきプラザ

- ① 安全な施設管理と施設の活用促進
- ② 子育て支援センター事業の推進
- ③ 世代交流いきいきプラザ児童クラブ の推進(世代交流いきいきプラザ 児童クラブ・第2児童クラブ)

【大河原児童センター】

- ① 安全な施設の維持管理と地域住民との協働による子育で支援の推進
- 〇利用者が安全·安心に活動できるよう、適 切な施設管理と運営を行います。
- 〇児童センターを拠点として活動している母親クラブを支援するとともに、地域や学校と連携した事業を展開します。

<主な事務事業>

- ・児童センター活動事業
- ・児童センター維持管理事業
- 地域組織活動への補助事業
- ② 児童センター児童クラブ事業の推進 (大河原児童センター児童クラブ)
- ○放課後児童クラブを通じ、児童の健全育成 を推進します。また、利用者のニーズを適切 に把握し、より参加しやすい事業展開を図り ます。

<主な事務事業>

・児童センター児童クラブ保育事業

【上谷児童館】

- ① 安全な施設の維持管理と地域住民との 協働による子育て支援の推進 (ト谷児童館)
- 〇計画的な施設の修繕等を実施し、安全·安 心で快適な施設の運営管理を図ります。
- 〇児童館を拠点として活動している母親クラブを支援するとともに、地域の協力を得ながら、地域に根差した独自の子育て事業にも取り組みます。

<主な事務事業>

- 上谷児童館活動事業
- 上谷児童館維持管理事業
- 地域組織活動への補助事業
- ② 上谷児童館児童クラブ事業の推進 (上谷児童館児童クラブ・第2上谷児 童館児童クラブ)

<主な事務事業>

・ 上谷児童館児童クラブ保育事業

- ③ 金ヶ瀬児童クラブ事業の推進 (金ケ瀬児童クラブ)
- ○放課後児童クラブを通じ、児童の健全育成 を推進します。また、利用者の二一ズを適 切に把握し、より参加しやすい事業展開を 図ります。

<主な事務事業>

・金ケ瀬児童クラブ保育事業

【世代交流いきいきプラザ】

- ① 安全な施設管理と施設活用の促進
- 〇子育て支援施設として、子どもたちの安全 確保を最優先にした施設管理を図ります。
- 〇高齢者等をはじめとした、幅広い施設利用 のため、公民館や集会所等との適切な役 割分担に配慮しつつ、快適な施設環境を 維持し、効率的な管理運営に努めます。

<主な事務事業>

- いきいきプラザ施設維持管理事業
- げんきサロン事業
- ② 子育で支援センター事業の推進
- 〇母親等の育児不安に対する相談対応のほか、子育てサークル活動への支援や「みらいのひろば」の自由開放等を実施します。
- 〇ファミリー・サポート・センターで子育て援助 活動支援事業を展開し、安心して子育てが できる環境整備を図ります。

<主な事務事業>

- 子育て支援センター活動事業
- 子育て支援センター維持管理事業
- ・子育て援助活動支援事業 (ファミリーサポートセンター)
- ③ 世代交流いきいきプラザ児童クラブ事業の推進 (世代交流いきいきプラザ児童クラブ、第2児童クラブ)

<主な事務事業>

• いきいきプラザ児童クラブ保育事業

No.	指標の内容	現状値 (平成 29 年度)	目標値(指標) (平成 33 年度)
1	「子育て支援の充実」に対する満足度 (5 点満点中)	3.7 点	3.8 点
2	大河原児童センターの利用人数	12,565 人	維持
3	上谷児童館の利用人数	19,727 人	維持
4	子育て支援センターの利用人数 (いきいきプラザ内)	10,188 人	維持
5	ファミリー・サポート・センター 援助活動数 (いきいきプラザ内)	13 件	100 件

第5項 (1) 高齢者福祉に関する基本計画

<政策> 高齢者が生きがいをもち、地域であたたかに暮らせるまち

■政策の基本方針

高齢者が生きがいを持って暮らせるよう、多様な社会参加の機会を支援します。また、高齢者の状態に応じた在宅での福祉サービスを充実するほか、介護保険制度の円滑な運営に努めます。

■関連計画や法律・条令等

- 〇老人福祉法
- 〇介護保険法
- 〇高齢者福祉計画
- 〇介護保険事業計画

■現状と課題

- 〇平成 29 年現在、本町の高齢化率は 26.2% となっており、高齢者一人世帯が 1,093 世帯、高齢者二人世帯が 971 世帯と高齢者 世帯が年々増加しています。
- 〇高齢者一人世帯等において、日常生活に 支障を来たすケースが増え、様々な福祉サ ービスと医療・介護・予防の一体的支援が 求められています。
- 〇高齢者が増加し続ける状況のなか、生きが いづくり、健康づくりの機会と場が必要になっています。
- 〇高齢者の活動支援として、老人クラブ連合 会及び地区のクラブに補助金を支給してい ますが、老人クラブの登録者は減っていま す。

- ○支え合う高齢社会の実現に向け、福祉ボランティアの育成、地域の見守りの強化など、住み慣れた地域で暮らし続けるための身近な支え合いが求められています。
- 〇施設入所待機者対策として、民間特別養護老人ホームの設立を促進します。
- ○孤独死防止の対策として、企業や関係機関と協定を結び、業務中に異常を発見した際に町へ通報を行うなど、地域巡回ネットワークを構築しています。

■政策・施策の展開

く 政 策 >

5.(1) 高齢者が生きがいをもち、地域 であたたかに暮らせるまち

く 施 策 >

- ① 高齢者の保護と安定した生活の 確保
- ② 高齢者の生きがいづくりの推進
- ③ 高齢者の豊かな生活支援の充実
- ④ 介護保険制度の充実(地域支援事業分)(制度運営・保険給付分)

- ① 高齢者の保護と安定した生活の確保
- 〇日常生活を営むのに支障がある人を対象 に、適正な養護老人ホームへの入所審査・ 措置を実施し、自立した生活ができるよう 支援します。

<主な事務事業>

- ・ 養護老人ホーム審査会事業
- ・ 養護老人ホーム措置事業
- ② 高齢者の生きがいづくりの推進
- 〇老人クラブの新規結成や主催事業を支援 し、高齢者の生きがいづくりと豊かな生活 の創出に結びつけます。

<主な事務事業>

- ・老人クラブ育成事業
- ③ 高齢者の豊かな生活支援の充実
- 〇地域主催の敬老会等の開催を支援し、地域全体で高齢者を敬う心の啓発を行います。
- 〇住み慣れた地域で暮らし続けるための配 食や家事援助等の高齢者サービスの充実 を図ります。
- 〇民間特別養護老人ホームの設立を促進 し、入所待機者の減少を図ります。

<主な事務事業>

- 生きがい生活支援通所事業
- ・ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業
- ・配食サービス事業
- 軽度生活援助事業
- 低所得者利用負担軽減対策事業
- 敬老会事業

④ 介護保険制度の充実

(地域支援事業分)

(制度運営・保険給付分)

〇介護予防・日常生活支援総合事業の充実 を図り、介護保険制度の円滑な運営を支 援します。

<主な事務事業>

- 介護保険特別会計繰出金
- 新予防給付計画作成事業

No.	指標の内容	現状値 (平成 29 年度)	目標値(指標) (平成 33 年度)
1	「福祉の充実」に対する満足度 (5 点満点中)	3.3 点	3.4 点
2	老人クラブ登録者数	583 人	維持

第5項 (2)(3)介護保険に関する基本計画

〈地域支援事業〉〈介護保険制度運営・保険給付事業〉

<政策> 高齢者が生きがいをもち、地域であたたかに暮らせるまち

■政策の基本方針

高齢者が心身の健康を保ちながら、生きがいを もって生活できるよう、介護予防事業を充実しま す。また、介護が必要になった場合には、高齢者 が安心できるサービス提供体制の充実に取り組 みます。

■関連計画や法律・条令等

- 〇老人福祉法 〇介護保険法
- ○高齢者虐待の防止、高齢者の養護 者に対する支援等に関する法律
- 〇高齢者福祉計画
- 〇介護保険事業計画

■現状と課題

- ○認知症に対する理解や介護方法について の教室・講座等の開催を通じ、介護者への 支援の充実を図っています。
- 〇高齢者の虐待対策として、必要に応じて特別養護老人ホームへの措置入所を行います。
- ○認知症などにより判断能力が不十分な高齢者で家族等からの支援がない場合、安全・安心に暮らすことができるよう成年後見制度を活用し、必要に応じて町が申立てを行っています。
- 〇高齢者が自立した生活を送り、地域で元気に暮らせるよう、介護予防事業(一次、二次予防高齢者支援事業)から介護予防・日常生活支援総合事業へ移行し、サービス利用の充実、手続きの簡素化に取り組んでいます。
- 〇介護保険事業計画(第7期:平成30~32年度)に基づき、適正に介護サービス費の給付を行っています。

■政策・施策の展開

く 政 策 >

5.(2)(3) 高齢者が生きがいをもち、地域であたたかに暮らせるまち

く 施 策 >

① 介護者への支援の充実

② 高齢者の権利擁護や虐待防止の 充実

③ 要介護にならないための事業の 推進

保険給付事業介護保険制度運営

地

域支援事

① 介護保険制度の円滑な運営

60

- ≪地域支援事業≫
- ① 介護者への支援の充実
- 〇介護に対する正しい理解や介護方法の普及、介護用品の支給により、介護環境の 充実を図ります。

<主な事務事業>

- 家族介護用品支給事業
- 介護教室開催事業
- 認知症理解講座事業
- ② 高齢者の権利擁護や虐待防止の充実
- 〇高齢者が尊厳を持って、安全・安心に暮ら せるよう支援を行います。

<主な事務事業>

- 高齢者権利擁護事業
- 高齢者虐待防止事業
- ③ 要介護にならないための事業の推進
- 〇高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護・ 予防という専門的なサービスと、その前提としての住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの体制づくりを目指します。

<主な事務事業>

- 一般介護予防事業
- ・ 地域包括支援センター運営事業
- 包括的支援事業
- 介護予防・生活支援サービス相当事業費

≪介護保険制度運営、保険給付事業≫

- ① 介護保険制度の円滑な運営
- ○介護保険要介護認定、保険料の賦課徴 収、利用者への給付を適正に実施し、安心 して暮らせる高齢福祉社会づくりの実現を 図ります。

<主な事務事業>

- 介護保険運営管理事業
- 介護保険料賦課徴収事業
- 介護認定事業
- 介護予防サービス費給付事業
- 保険給付支払事務事業
- 財政安定化基金拠出金事業

No.	指標の内容	現状値 (平成 29 年度)	目標値(指標) (平成 33 年度)
1	「福祉の充実」に対する満足度 (5 点満点中)	3.3 点	3.4 点
2	認知症サポーター要請講座の開催回数	7 回	8 回

第6項 (1) 障がい者(児) 福祉に関する基本計画 <政策> 障がい者と健常者が、相互に尊重し、支え合うまち

■政策の基本方針

障がい福祉サービス等の提供、心身障がい者への医療費助成、重度障がい者へのタクシー利用助成等を実施し、障がいの有無に関わらず、皆が地域で安心して暮らせるよう支援します。

■関連計画や法律・条令等

- 〇障害者総合支援法
- 〇身体障害者福祉法
- 〇精神保健福祉法
- 〇知的障害者福祉法
- 〇児童福祉法
- 〇大河原町障がい者計画
- 〇大河原町障がい福祉計画
- 〇大河原町障がい児福祉計画

■現状と課題

- ○障がい者(児)や難病患者等のニーズに応じた的確な福祉サービスが提供できるよう、きめ細かな相談業務を実施しています。
- ○障がい者が地域で暮らすための生活・社会 参加、就労等の支援の強化とともに、障が い者施設の拡充が求められています。
- 〇町内の障がい福祉サービス事業所は増え ていますが、ニーズが多様化するなかで、 利用者に合わせたサービスの充実が求め られています。
- ○「福祉作業所さくら」は、指定管理者制度に より、地域活動支援センターとして適正に 事業運営されていますが、建物の老朽化 が進んでいます。
- 〇医療費助成により、心身障がい者の適正 な医療機会の確保及び心身障がい者の経 済的負担の軽減を図っています。
- ○重度の心身障がい者(非課税世帯)に対するタクシー利用事業を実施しており、利用者数は伸びています。

■政策・施策の展開

く 政 策 >

6.(1) 障がい者と健常者が、相互に尊 重し、支え合うまち < 施 策 >

- ① 障がい者(児)相談の充実と計画策定等 の推進
- ② 障がい者(児)や難病患者等の日常生活 及び社会生活の総合的な支援の推進

- ① 障がい者(児)相談の充実と計画策定等の推進
- ○障がい者相談員や関連団体への活動支援 を行います。
- ○障がい者計画(6年ごと)、障がい福祉計画 及び障がい児福祉計画(3年ごと)を策定 し、利用者のニーズに合わせた支援を展開 していきます。

<主な事務事業>

- ・身体・知的障がい者相談活動事業
- 障がい者計画等策定事業

- ② 障がい者(児)や難病患者等の総合的な 支援の推進
- 〇自立支援給付や障がい児入所給付等を実施し、障がい者(児)や難病患者等が自立した日常生活、社会生活が行えるようにします。

<主な事務事業>

- 地域生活支援事業
- 自立支援給付事業
- 障がい者医療費事業
- ・ 障がい者(児)支援事業
- 障がい児入所給付事業

No.	指標の内容	現状値 (平成 29 年度)	目標値(指標) (平成 33 年度)
1	「福祉の充実」に対する満足度	3.3 点	3.4 点
	(5 点満点中)		

第7項 (1) 社会福祉・地域福祉に関する基本計画 <政策> 誰もが安心して暮らせる、地域福祉が活発なまち

■政策の基本方針

福祉委員や社会福祉協議会の活動支援を通じて、地域福祉活動の充実を図り、誰もが安心して暮らせるまちづくりに取り組みます。

■関連計画や法律・条令等

- 〇社会福祉法
- 〇民生委員法
- ○戦没者等の遺族に対する特別 弔慰金支給法

■現状と課題

- 〇町民の生活課題、福祉課題の多様化のなかで、福祉委員(民生委員・児童委員)の役割、活動はますます重要になっていますが、活動範囲の広がりやそれに伴う負担の増加などから、新たな後継者の確保が難しい状況になっています。
- ○社会福祉協議会では、住み慣れたまちで 安心して生活できる「福祉のまちづくり」実 現のため、ふれあい・いきいきサロン活動 など様々な活動を実施しています。
- ○地域福祉の拠点となる福祉センターは、老 朽化により修繕箇所が増えています。

■政策・施策の展開

 (1) 誰もが安心して暮らせる、地域福祉が活発なまち
 ① 地域福祉活動の推進

 (2) 社会福祉協議会の事業活動の推進
 ③ 地域福祉に関する事業の推進

 (3) 地域福祉に関する事業の推進
 ⑥ 戦没者援護事業の推進

- ① 地域福祉活動の推進
- ○福祉委員の活動を支援し、誰もが安心して 暮らせる地域づくりを図ります。

<主な事務事業>

- 福祉委員(民生児童委員)事業
- 民生委員推薦会事業
- ② 社会福祉協議会の事業活動の推進
- 〇継続して社会福祉協議会に運営資金を助成し、活発な福祉事業を推進します。

<主な事務事業>

- 社会福祉協議会運営補助事業
- 生活相談事業

- ③ 地域福祉に関する事業の推進
- ○関係機関と連携して生活困窮者に対する 適正な生活相談等を実施します。
- ○福祉センターについては、適正な維持管理 を継続して実施していきます。

<主な事務事業>

- ・ 大河原町福祉センター管理事業
- 社会を明るくする運動推進事業
- 生活保護相談事業
- ④ 災害罹災者の自立支援の推進

<主な事務事業>

- 災害援護資金貸付事業
- ⑤ 戦没者援護事業の推進

<主な事務事業>

• 戦没者援護事業

No.	指標の内容	現状値 (平成 29 年度)	目標値(指標) (平成 33 年度)
1	「福祉の充実」に対する満足度 (5 点満点中)	3.3 点	3.4 点
2	福祉委員の人数	54 人	54 人

第8項 (1) 国民健康保険に関する基本計画

<政策> 安心して生活できる健全な国民健康保険があるまち

■政策の基本方針

被保険者の健康増進、予防医療等の強化に向けた保健事業の充実を図ります。また、国民健康保険財政の健全化に向けた取り組みを推進します。

■関連計画や法律・条令等

- 〇大河原町国民健康保険条例·施 行規則
- ○大河原町国民健康保険税条例・ 施行規則

■現状と課題

- 〇平成30年4月より、国民健康保険が都道 府県単位化され、宮城県が財政運営の責 任主体となり、中心的な役割を担っていま す。
- ○1人あたりの医療費は、生活習慣病の増加 や医療の高度化などにより、年々増加傾向 にあります。
- 〇保健事業の実施による生活習慣病の予防 やジェネリック医薬品の普及促進により、 医療費の抑制を図っています。
- ○徴収においては、町税等収納窓口の設置、コンビニエンスストア収納及びクレジットカード代理納付の開始により、住民の利便性向上を図っています。
- 〇滞納者に対しては、負担公平の観点から、 短期被保険者証の交付や高額療養費の現 金支給などを行っています。また、仙南地 域広域行政事務組合へ毎年度 20 件程度 を移管し、納付催告や差押えにより滞納整 理を進めています。

■政策・施策の展開

< 政 策 >

8.(1) 安心して生活できる健全な国民 健康保険があるまち

< 施 策 >

① 被保険者の予防医療の強化と 健全な財政運営の推進

- ① 被保険者の予防医療の強化と健全な財政運営の推進
- ○データヘルス計画に基づき、生活習慣病対策をはじめとする被保険者の健康増進、糖尿病等の発症や重症化の予防などの保健事業を実施します。
- 〇窓ロサービスの向上などきめ細やかなサービスの提供に努めます。
- ○適正な納付管理による早期の納税催告に 努めるとともに、短期被保険者証の交付等 を行い、収納率の向上を図ります。

<主な事務事業>

- 国民健康保険給付事業
- 保健事業
- 国民健康保険賦課徴収事業

No.	指標の内容	現状値 (平成 29 年度)	目標値(指標) (平成 33 年度)
1	「保険制度の充実」に対する満足度 (5 点満点中)	3.3 点	3.4 点
2	被保険者の特定健診の受診率	51.2%	57%
3	国民健康保険税収納率	73.6%	維持

第8項 (2)後期高齢者医療制度に関する基本計画

<政策> 高齢者が安心して医療を受けられるまち

■政策の基本方針

後期高齢者の医療の確保とともに、健康増進を 図るため後期高齢者健康診査(個別健診)を実施 します。また、高齢者が安心して医療を受けられる よう、制度の円滑な運営に努めます。

■関連計画や法律・条令等

- 〇高齢者の医療の確保に関する 法律
- ○大河原町後期高齢者医療に関す る条例
- ○宮城県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療に関する条例

■現状と課題

- 〇平成 20 年4月から、75 歳以上の高齢者等 を対象とした後期高齢者医療制度が開始 されました。県内すべての市町村が加入す る広域連合が運営主体となり、高齢者の医 療の確保、健康増進を図っています。
- ○各種申請受付処理など窓口サービスの提供と賦課徴収を中心とする業務を行っています。
- 〇高齢者の生活機能低下予防等のため、後期高齢者健康診査(個別健診)を実施しています。
- 〇未納者対策として、督促状の発送のほか、 電話による催告や臨戸訪問などを行ってい ます。

■政策・施策の展開

< 政 策 >

8.(2) 高齢者が安心して医療を受けられるまち

< 施 策 >

① 制度の円滑な運営及び保険料徴収

■施策の方向性と主な事務事業

- ① 制度の円滑な運営及び保険料徴収
- 〇後期高齢者健康診査(個別健診)を実施 し、生活習慣病の重症化や生活機能の低 下を予防し、生活習慣の改善を図ります。
- 〇未納者対策については、督促状の送付や 電話催告など関係部署との連携による実 態把握と、制度の啓発により、収納率の向 上を図ります。

<主な事務事業>

- 後期高齢者保険料徴収管理事業
- 後期高齢者事業(広域連合負担金)

No.	指標の内容	現状値 (平成 29 年度)	目標値(指標) (平成 33 年度)
1	「保険制度の充実」に対する満足度 (5 点満点中)	3.3 点	3.4 点
2	後期高齢者健康診査(個別健診)の受診者数	55.1%	57%

第3章 都市計画・街づくり

<中心・安心・先進で、ぎゅぎゅっと便利がつまったまち>

第1項 (1) 都市計画、土地利用に関する基本計画 <政策> 暮らしと未来に調和した都市計画を進めるまち

■政策の基本方針

都市計画マスタープランを基本として、町の特長や将来将来人口等に配慮しながら、暮らしの安全・安心を大切にした都市計画を推進します。

■関連計画や法律・条令等

- 〇都市計画法
- 〇大河原町都市計画マスタープラン
- 〇大河原町国土利用計画
- 〇大河原町都市計画審議会条例

■現状と課題

- 〇本町は、用途指定地域の 50%以上が土地 区画整理事業により整備されており、コン パクトで便利な市街地を形成しています。 また、様々な都市機能が集積し、県南地域 の中心的機能を担っています。
- ○今後は、暮らしの安全・安心を確保しなが ら、拠点性、利便性をまちづくりに活かす都 市計画に加え、景観形成に関する計画策 定と事業への取組みが求められます。
- 〇本長期総合計画、第四次国土利用計画に 基づき、都市計画に関する基本的な方針を 定める「大河原町都市計画マスタープラン」 の策定に取り組んでいます。

(平成31年度完成)

〇白石川と一目千本桜、蔵王山の遠景など 優れた自然景観がありますが、市街地や 国道4号沿いの街並み景観については、条 例等による規制や誘導、修景事業等は行 われていません。

■政策・施策の展開

< 政 策 >

< 施 策 >

1.(1) 暮らしと未来に調和した都市計画を進めるまち

- ① 計画的な土地利用と暮らしを重視した都市計画の推進
- ② 町の特長を活かした景観計画の検討

- ① 計画的な土地利用と都市整備の推進
- ○第 4 次大河原町国土利用計画、大河原町 都市計画用途地域等に基づき秩序ある土 地利用の誘導を図ります。
- 〇都市計画マスタープランを策定し、町の中 心性や拠点性などの特長や将来人口等も 見据えながら、安全・安心を重視した、都市 施設の適正な配置や維持管理を推進しま す。
- ② 町の特長を活かした景観計画の検討
- ○平成 31 年度策定予定の県の仙南地域広域景観計画をもとに、恵まれた自然景観を活かし、安全にも配慮した快適な市街地の景観形成を目指した、景観計画の策定に取り組みます。
- 〇里山や一目千本桜、市街地の緑化や街並みなどの景観の保全と修景を図るとともに、蔵王山の遠景や白石川の眺望等、広域的な連携による、景観の保全・形成を進めます。

<主な事務事業>

- 都市計画管理事業
- ・都市計画マスタープラン策定事業
- 大河原町景観計画策定事業

No.	指標の内容	現状値 (平成 29 年度)	目標値(指標) (平成 33 年度)
1	「都市施設・公共交通の充実」に対する満足度 (5 点満点中)	2.9 点	3.0 点

第2項 (1)公園・緑地に関する基本計画

<政策> 公園や広場にみんなが集まり、交流が生まれるまち

■政策の基本方針

公園の遊具等の定期的な点検を実施し、安全に利用できる施設管理を進めます。住民による管理・活用を行う「公園サポーター制度」などを継続し、誰もが集える公園づくりを推進します。

白石川右岸河川敷整備により、新しい住民の憩いの場や広域的な交流拠点づくりを目指します。

■関連計画や法律・条令等

- 〇都市計画法
- 〇大河原町都市公園条例
- 〇児童福祉法
- 〇大河原町児童遊園等設置条例

■現状と課題

- 〇町内には、都市公園が 40 か所、児童遊園 が 12 か所あり、地域の人たちの集いやコミュニティ活動の場となっています。近年、災害時の一時避難所や給水場所としても活用されています。
- 〇遊具等の公園施設の老朽化が進んでおり、安全確保の面からも、定期的な点検、 修理と計画的な施設の更新が求められて います。
- ○地域住民のボランティアにより公園の除草 等の管理が行われています。参加者の高 齢化が進んでいる状況で、新たな人材の 確保が課題となっています。
- 〇県による白石川右岸の雑木伐採や整地が 進んでいます。広場や関連施設の整備に より、広域的な交流ゾーンとしての活用の 可能性が広がっています。

■政策・施策の展開

く 政 策 >

2.(1) 公園や広場にみんなが集まり、 交流が生まれるまち < 施 策 >

- ① 安全な公園等の協働による維持管理
- ② 白石川右岸河川敷等整備による 新たな交流拠点の創出

- ① 安全な公園等の協働による維持管理
- 〇公園や児童遊園などを安全に利用できるよう、定期的な遊具等の点検と修繕・更新を実施します。利用に関する、モラルの向上のための啓発を行うとともに、住民自らが、管理し活用できるよう、公園サポーター制度などを継続して推進します。

<主な事務事業>

- 住民による公園管理等支援事業 (都市公園・児童遊園)
- 公園 児童遊園維持管理事業
- 公園施設整備事業

- ② 白石川右岸河川敷等整備による新たな 交流拠点の創出
- 〇県による白石川右岸河川敷整地事業(上谷〜上大谷地区前)に合わせ、広場、トイレ、駐車場等、関連施設の整備を検討します。
- ○町民が気軽に集える場や、広域的なサイク リングの拠点、また、一目千本桜や白石川 等との一体的な展開を図り、町内の観光エ リアの拡大と広域的周遊ルート形成などの 検討も進めます。

<主な事務事業>

• 白石川右岸河川敷等整備事業

No.	指標の内容	現状値 (平成 29 年度)	目標値(指標) (平成 33 年度)
1	「公園・緑地の整備」に対する満足度 (5点満点中)	3.2 点	3.5 点
2	都市公園の公園サポーター数(40都市公園)	25 団体	維持
3	 児童遊園の公園サポーター数(12 児童遊園)	9 団体	維持

第3項 (1) 道路・橋梁に関する基本計画 <政策> 安全で便利な道路・橋梁を備えるまち

■政策の基本方針

道路・橋梁等施設の定期的な点検と適切な維持管理により安全を確保します。長寿命化計画に基づき老朽対策及び減災対策を計画的に実施し、安全で便利な暮らしを支えます。

■関連計画や法律・条令等

- 〇道路法
- 〇河川法
- 〇各協議会規約
- 〇大河原町舗装長寿命化修繕計画
- 〇大河原町橋梁長寿命化修繕計画

■現状と課題

○新設道路については、中核病院西線が平成 30 年度までに全線供用開始となり、利便性の向上とともに救急搬送の迅速化が図られたほか、県道蔵王・大河原線の拡幅整備も進んでいます。

また、白石川右岸河川敷等整備の進捗に 合わせ、(仮)川前地区道路整備等が想定さ れています。

- 〇住民満足度調査において、道路等の修 復、側溝の有蓋化などの満足度が低くなっ ています。
- ○道路の維持管理は、社会資本整備総合交付金を活用しながら、舗装長寿命化計画に 基づき計画的に進めています。

- 〇通学児童や歩行者の安全·安心の確保を 優先し、側溝の有蓋化を実施しています。
- ○橋梁は、5年に1回のサイクルで定期点検 するとともに、橋梁長寿命化計画に基づき 補修を行っています。
- ○末広橋の耐震補強工事及び末広歩道橋の 塗り替えを実施(県事業)し、長寿命化が図 られました。今後は、末広橋の拡幅等につ いて、県への要望を行います。
- 〇宅地増加に伴い、遊水池として機能していた農地が失われ、冠水箇所が増加しています。

■政策・施策の展開

 (3) 安全で便利な道路・橋梁を備えるまち
 ① 土木関連業務総合管理の推進

 ② 的確な道路の維持管理の推進
 ③ 道路の新設改良

 ④ 橋梁の維持と新設・改良
 ⑤ 河川管理の推進

 ⑥ 道路橋梁施設の災害復旧

- ① 土木関連業務総合管理の推進
- 〇工事に係る積算システムの活用や各種負担金管理など、適切な土木関連の総務管理を実施します。

<主な事務事業>

- 土木総務管理事業
- ② 的確な道路の維持管理の推進
- 〇道路及び付属設備等の定期的な点検の実施や地域からの修繕要望等に応え、適切な維持管理に努めます。

国の交付金制度等活用しながら、計画的な補修・整備などを行います。

○道路側溝等の適切な維持管理と補修に努 めるとともに、雨水排水路整備の推進や遊 水地の確保と管理等により、大雨時の冠水 に備えます。

<主な事務事業>

- 道路側溝維持管理事業
- 町道舗装補修等事業
- 道路構造物点検事業
- 小規模冠水対策事業
- ③ 道路の新設改良
- 〇都市計画マスタープランに基づき、国・県道 などの新設改良を積極的に働きかけます。 また、国・県道などの新設改良や将来の町 の都市機能のあり方に配慮して、町道の新 設改良を計画します。
- 〇道路と一体的に側溝の有蓋化を推進する ほか、既存側溝の有蓋化について優先順 位を定め実施し、通学児童や歩行者の安 全・安心を確保します。

<主な事務事業>

- 道路排水路改良事業
- 道路新設改良事業
- ④ 橋梁の維持と新設・改良
- ○橋梁の維持管理や国県への要望活動を行います。
- 〇末広橋及び周辺県道の拡幅改良については、橋の架け替えの場合、地域の生活や景観に大きな影響が生じることから、現在の末広橋を1.5m拡幅し、接続する道路は7mに満たない箇所の拡幅を行う方針とします。今後も「主要地方道亘理大河原川崎線整備促進期成同盟会」より、県に対し強力に要望を継続します。

<主な事務事業>

- 橋梁維持管理事業
- · 橋梁点検·長寿命化計画改定事業

⑤ 河川管理の推進

〇白石川と荒川河川敷の除草等、景観や生 活環境に配慮した河川管理を行います。

<主な事務事業>

- 白石川河川敷等除草委託事業
- ⑥ 道路橋梁施設の災害復旧

<主な事務事業>

• 道路橋梁施設災害復旧事業

No.	指標の内容	現状値 (平成 29 年度)	目標値(指標) (平成 33 年度)
1	「安全で便利な道路の整備と維持管理」に対する 満足度(5 点満点中)	2.8 点	3.3 点
2	町道の舗装率	81.49%	81.51%
3	道路構造物(町管理)の点検率	100%	100%

第4項 (1) 労政に関する基本計画

<政策> 安心な暮らしができる、安定した雇用環境があるまち

■政策の基本方針

駅前広場などの都市施設の適切な維持管理を 推進し、便利で快適な町の玄関口をつくります。 高齢者等の交通弱者と市街地の活性化に対応 できる、地域公共交通を維持します。

■関連計画や法律・条令等

- 〇大河原町自転車等駐車場条例
- ○大河原町駅前コミュニティセンター条 例
- 〇大河原町駐車場条例

■現状と課題

- 〇町の玄関口として、駅前広場の植栽や施設管理に努めており、快適な環境を維持しています。
- 〇駅前再開発ビルオーガは、駅前図書館や 絵本のへや、コミュニティ施設、及び立体駐 車場の公共施設と、民間による商業施設 等(ハローワーク含む)で構成されていま す。立体駐車場やコミュニティ施設は、指定 管理者制度により施設の管理・運営を行っ ています。
- 〇駅前駐輪場・駐車場、駅前自由通路などの 老朽化が進んでおり、今後の利用状況も踏 まえた改修等の検討が必要です。
- ○町では駅前広場や尾形橋の歩道にプランターを設置し草花を植栽しています。各地区では、緑化推進事業等にあわせ、道路沿いの空地等に花木を植栽し管理しています。
- 〇公共交通としては、JR東北本線大河原駅、 ミヤコーバス(2路線)、民間タクシー(2社) があります。

町では、高齢者などの交通弱者対策として、平成24年7月から、デマンド型乗合タクシーを運行しています。

■政策・施策の展開

< 政

が共存するまち

策 >

< 施 策 >

① 駅前広場等の適切な維持管理

② 良好なまちなみ景観づくり

③ 公共交通の維持確保

- ① 駅前広場等の適切な維持管理
- 〇駅前広場と周辺施設の一体的な維持管理 を行い、町の玄関口としての快適な環境・ 景観と利便性を維持します。

駐輪場・駐車場は、利用者の状況も踏まえ、効率的な運営と計画的な維持・修繕を図ります。

○駅前再開発ビル「Orga(オーガ)」については、所有者や入居テナントと連携し、テナント等の振興と駅前図書館やコミュニティ施設の利用拡大が図られるよう、的確な管理運営(支援)を行います。

<主な事務事業>

- 駅前広場維持管理事業
- 駐輪·駐車場維持管理事業
- 駅前自由通路維持管理事業
- ・立体駐車場コミュニティ施設等管理業
- オーガ全体共用管理費負担事業
- ・オーガコミュニティ施設等管理運営事業

② 良好なまちなみ景観づくり

〇住民や地区と協働し、道路沿いや公共施 設等に花木の植栽活動を推進し、美しい街 並みづくりにつなげます。

<主な事務事業>

• 花いちめん運動推進事業

③ 公共交通の維持確保

OJRや路線バスに対する要望活動や運行支援を継続します。

デマンド型乗合タクシーについては、高齢 化社会に対応した交通弱者などの「あし」と しての役割と、地域経済への影響、そして 利便性と公平性の確保等を踏まえつつ、効 率的な運営に努めます。

<主な事務事業>

- バス等公共交通対策事業
- デマンド型乗合タクシー運行事業

No.	指標の内容	現状値 (平成 29 年度)	目標値(指標) (平成 33 年度)
1	「都市施設・公共交通の充実」に対する満足度 (5 点満点中)	2.9 点	3.3 点
2	デマンド型乗合タクシー利用登録者数	3,606 人	4,000 人

第5項 (1)水道に関する基本計画

<政策> どんな時でも、安全でおいしい水が飲めるまち

■政策の基本方針

安全でおいしい水をいつでも安定して供給することを目指して、水道施設の維持管理と利用者へのサービス向上を図ります。

長期的な経営分析を行い、事業の効率化を図り、安定したライフラインを維持します。

■関連計画や法律・条令等

- 〇水道法
- 〇大河原町給水条例

■現状と課題

- 〇本町の平成 28 年度末給水人口は、23,663 人で普及率は 99.8%となっています。 水源は、仙南・仙塩広域水道からの受水と 金ケ瀬用排水場の自己水源により給水し ています。
- ○有収率(水が利用者のところに届いている 割合)は、平成 29 年度は 90.0%であり、そ の向上が求められます。
- ○創設時の配水管は石綿管がほとんどで老 朽化が進み、計画的に配水用ポリエチレン 管などに布設替えを進めています。
- ○東日本大震災においても、自己水源は使 用可能で、いち早く中核病院への給水のほ か、緊急給水に対応することが出来まし た。
- ○金ケ瀬用排水場の自己水源の水は、その 水質に優れ、滅菌処理のみで供給できるた め、「おいしい水」と多くの評価を受けてい ます。
- 〇人口減少社会の進展により給水需要の大幅な減少が見込まれることから、将来を的確に見越した水道事業の効率的で健全な 経営が求められています。

■政策・施策の展開

< 政 策 >

5.(1) どんな時でも安全でおいしい水 が飲めるまち < 施 策 >

- ① 安全·安心に配慮した配水·給水 維持管理事業の推進
- ② 水の安定供給のための施設整備の充実

- ① 安全・安心に配慮した水道事業の推進
- 〇計画的な漏水調査や配水施設の修繕を進め、効率的な水道事業を推進します。 仙南・仙塩広域水道と自己水源の2系統の水源を確保するとともに、施設の減災等を

個南・個塩広域水道と目己水源の2系統の水源を確保するとともに、施設の減災等を進め、災害等の対応に万全な体制強化を図ります。

修繕対応や料金の徴収、窓口対応等、利用者のサービス向上に努めます。

<主な事務事業>

- 一般管理事業
- 取水 浄水事業
- •配水 給水事業

- ② 水の安定供給のための施設整備の充実
- 〇将来の人口予想に基づき、計画的な老朽 化した配水管の布設替えや未配水管路線 への配水管布設等を実施します。
- 〇災害時の安定した給水や大河原のおいしい水を広くPRし、町のイメージ向上や地域 経済の活性化(ブランド化)へ結びつけを検討します。

<主な事務事業>

- 配水管布設替事業
- 配水管布設事業
- 浄水施設等整備事業

No.	指標の内容	現状値 (平成 29 年度)	目標値(指標) (平成 33 年度)
1	上水道の充実に対する満足度 (5 点満点中)	3.5 点	3.6 点
2	有収率 (水が利用者のところに届いている割合)	90.0%	91.0%
3	石綿セメント管(老朽管)の残延長	1.1km	0.3km

第6項 (1)下水道に関する基本計画

<政策> 衛生的で安全に暮らせる下水道・雨水排水のあるまち

■政策の基本方針

公共下水道(汚水排水)の整備を推進し、対象 地域の水洗化を促進し、衛生的で快適な生活環 境の創出と河川の水質等の自然環境の保全を目 指します。

雨水排水施設の整備を促進し、浸水被害の解消等、安全・安心な生活環境をつくります。

■関連計画や法律・条令等

- 〇下水道法
- 〇大河原町流域関連公共下水道 事業計画

■現状と課題

- 〇本町の下水道事業は全体計画を 742.0ha (本町面積の約30%)とし、汚水662.9ha、 雨水201.7ha の区域で事業認可を受け て、下水道事業を実施しています。
- 〇汚水排水路については、平成28年度末の整備率は86.6%となっています。また、 平成28年度末の水洗化率は95.5%で、毎年微増しているものの、築年数が古い住宅などで下水道への接続が進まない状況です。
- 〇雨水排水路整備事業では、集中豪雨による浸水被害をなくすため、現在、鷺沼排水区の整備を推進していますが、これ以外の浸水区域への対応が困難なことが重要課題となっています。
- ○下水道の管路施設等の維持管理及び更新 には多額の経費がかかり、長期的な財政 負担となるため、町の都市計画はもとよ り、将来の人口予測にも配慮した事業展 開が必要です。

■政策・施策の展開

< 政 策 >

く 施 策 >

- 6.(1) 衛生的で安全に暮らせる下水 道・雨水排水のあるまち
- ① 公共下水道基本計画の推進
- ② 効率的な下水道施設の維持管理と 下水道事業の展開
- ③ 災害復旧事業

- ① 公共下水道基本計画の推進(計画的な下水道本管整備)
- 〇公共下水道基本計画に基づき、汚水排水 整備事業では、計画的な本管整備を推進 し整備率を高め、対象地域の早期の水洗 化を目指します。

雨水排水整備事業では、浸水被害が多発している鷺沼排水区の雨水排水施設の早期完成を目指すとともに、雨水管理総合計画を策定し、町内の浸水区域の解消に計画的に取り組みます。

<主な事務事業>

- 下水道整備事業
- 鷺沼排水区雨水整備事業
- 流域下水道整備事業負担金

- ② 効率的な下水道施設の維持管理と下水 道事業の展開
- 〇公共下水道に対する情報提供や啓発活動 等を通じ利用者の理解を深め、公共下水 道(汚水排水)への接続を推進し、水洗化 率を高めます。

計画的な管渠清掃や汚水排水の水質検査を実施するとともに、ストックマネジメント計画に基づき、管路施設等の調査・診断を実施し施設の長寿命化を図ります。

〇公共下水道会計の法適化(企業会計の導入)を推進するとともに、将来の人口動向も 的確に見込みながら、効率的で健全な持続できる経営体制づくりを推進します。

<主な事務事業>

- 公共下水道施設維持管理事業
- 公共下水道施設改築更新事業
- 下水道会計地方公営企業法適用化事業
- ③ 災害復旧事業

<主な事務事業>

• 下水道施設災害復旧事業

No.	指標の内容	現状値 (平成 29 年度)	目標値(指標) (平成 33 年度)
1	「下水道の充実」に対する満足度 (5 点満点中)	3.4 点	3.5 点
2	汚水整備率 (整備面積/事業認可面積)	86.6%	87.0%
3	雨水整備率 (整備面積/事業認可面積)	19.8%	24.0%

第7項 (1)住宅政策に関する基本計画

<政策> 公営住宅管理と独自の定住支援に取り組むまち

■政策の基本方針

町営住宅の計画的な維持管理を行うとともに、 移住定住推進・空き家対策などと連携した、総合 的な住宅政策の検討を進めます。

■関連計画や法律・条令等

- 〇公営住宅法
- 〇公営住宅法施行規則
- 〇住生活基本法
- 〇大河原町公営住宅等長寿命化計画

■現状と課題

- 〇現在、町営住宅は、上谷団地、栄町団地、 見城前団地、稗田前団地で 25 棟(管理戸 数 267 戸)となっています。老朽化した建物 が多く、改修費用等が増加しています。 今後、全面改修を要する住宅も存在しま す。
- 〇上谷2階建て住宅については、耐用年数を 迎え、入居者も少ないことから、入居者の 転居先の確保などを行いながら、計画的に 解体工事を実施しています。
- 〇これまで、町では住宅(居住)政策としては、ほとんどが町営住宅に関するものでしたが、今後は空き家問題や移住定住への対応、住宅における自然環境保護の取組み、高齢者等の社会的弱者に対する住宅供給等、関連政策部門と連携した、住宅政策への取組みが必要となっています。
- 〇高齢者や低所得者等、住宅確保要配慮者 に対する民間での住宅供給体制構築が求 められています。(住宅セーフティネット制 度)
- 〇定住施策として、空き家リフォーム・三世代 同居用住宅新築・増築等に対する補助制 度をまち・ひと・しごと創生総合戦略でも位 置づけています。

■政策・施策の展開

< 政 策 >

< 施 策 >

7.(1) 計画的な公営住宅管理と定住支援に取り組むまち

① 計画的な町営住宅の維持管理

② 新たな住宅政策への取り組み

- ①計画的な町営住宅の維持管理と更新
- 〇将来の住宅需要を的確に見極めながら、 町営住宅の計画的な維持管理を実施しま す。

大河原町公営住宅等長寿命化計画を見 直し、大規模改修や建て替え、また取り壊 し(廃止)について慎重に取り組みます。

〇居住者の理解と移転対策を進めながら、上 谷2階建て町営住宅の解体工事を順次実 施します。

<主な事務事業>

- 上谷·見城前団地管理事業
- 町営住宅維持管理事業
- 町営住宅等長寿命化事業
- ・町営住宅(上谷2階建て)解体事業

②新たな住宅政策への取り組み

- 〇移住·定住政策、空き家対策の展開、一般 住宅や事業所における環境保全への取組 み等に対し、その目的に応じて、住宅政策 の視点から、担当課等と連携し横断的な政 策を展開します。
- 〇高齢者等の社会的弱者の住宅確保要配慮 者に対する、民間住宅の供給を目指す、住 宅セーフティネット制度の利用を検討しま す。
- 〇安全·安心で環境や景観にも配慮した、住宅地と住宅等の整備を目指し、大河原町らしい住宅政策の展開について検討を進めます。

<主な事務事業>

• 住宅政策推進事業

No.	指標の内容	現状値 (平成 29 年度)	目標値(指標) (平成 33 年度)
1	 町営住宅管理戸数 	267 戸	219 戸

第4章 産業・観光

<プロモーションとブランド化で、誰もがはつらつと行き交うまち>

第1項 (1)農業(農林畜産業)に関する基本計画

<政策> 故郷と食をつなげる活力ある農業のまち

■政策の基本方針

農地を適正に保全しながら、「人・農地プラン」に基づき、農地集積や新規就農を促進し、農業の効率化や担い手の育成、支援を図ります。

耕作放棄地の管理や有害鳥獣対策等を強化します。また、農商工連携を促進し、農作物の高付加価値化や「食」を中心にしたブランド化と関連付けて、地域に適した農業再生に取り組みます。

■関連計画や法律・条令等

- ○農地法·農業委員会等に関する法 律
- 〇食料農業農村基本法
- 〇農業経営基盤強化促進法
- 〇家畜伝染病予防法
- 〇森林法

■現状と課題

- 〇農業経営者の高齢化や後継者不足、都市 化の影響で農家数、農地面積ともに減少し ており、ほ場整備事業を活用した担い手へ の農地集約が求められています。
- 〇遊休農地や耕作放棄地が数多く存在し、里 山の荒廃や鳥獣被害など様々な悪影響が 出ていることから、保全管理や有効活用方 法の検討が必要になっています。
- 〇輸入農畜産物の安全性の問題や食糧の安定供給、食糧自給率向上の観点から、生産性や品質の向上が求められています。また、国内産の農畜産物についても厳しい安全性と環境への配慮が求められており、これらに配慮した質の高い農産物の生産に取り組む必要があります。
- 〇本町は、水稲中心の経営形態であり、園芸作物の生産が少ないことから、特産品づくりや6次産業化につながりにくい現状があります。米を含めた、農作物の6次産業化、高付加価値化、販売経路の拡大などのブランド化の取組みが必要です。
- 〇畜産業は、本町農業生産の 50%以上と大きなウェイトを占めており、安定経営の持続に対する支援が求められています。
- 〇林業は産業として極めて小さいものですが、森林については、環境保全等の多様な 役割が重要視されていることから、適切な 保全と活用が求められています。

■政策・施策の展開

< 政 策 >

1.(1) 故郷と食をつなげる活力ある 農業のまち

〈 施 策 〉

- ① 農地の保全、適正利用と効率的で 安定した農業経営の推進
- ② 魅力ある職業であるための地域 農業
- ③ ほ場整備等の農業基盤整備の 推進
- ④ 畜産農家の育成と安定経営の支援
- ⑤ 森林の保全と適切な環境整備

■施策の方向性と主な事務事業

- ① 農地の保全、適正利用と効率的で安定した農業経営の推進
- 〇農地の保全・適正利用及び生産性の向 上、経営の合理化を図ります。また、耕作 放棄地の解消、再生の対策を進めます。

<主な事務事業>

- •農業委員会管理•運営事業
- 耕作放棄地対策事業
- 田園文化創造基金事業
- ② 魅力ある職業であるための地域農業の維持と活性化
- 〇農地集積による規模拡大、低コスト農業の 推進により、農業の効率化を図るとともに、 新規就農希望者の定住支援や生活相談等 を行い、後継者不足の解消や担い手育成 につなげます。
- 〇イノシシをはじめとした有害鳥獣や病害虫 被害など、農業経営の様々な問題への対 応を強化します。
- 〇米の需給調整を当面継続し、転作作物の 作付けによる水田活用を図ります。米を中 心に低農薬などによる、環境と人にやさし い農産物の生産を進めます。
- 〇地域に適した農作物の生産を推進するとと もに、梅を中心にした特産品の6次産業化 による、高付加価値化、ブランド化を図りま す。

<主な事務事業>

- 農業振興管理事業
- 農業制度資金利子補給事業
- 農作物病害虫防除事業
- 農業振興地域整備促進事業
- ・担い手育成事業
- ・人・農地プラン推進事業
- ・梅の特産化事業
- ・魅力ある特産物づくりと6次産業化支援 事業
- 就農希望者定住促進事業
- ③ ほ場整備等の農業基盤整備の推進
- 〇農道、水路などの農業用施設の計画的な 維持管理に努めるとともに、地権者との十 分な話し合いのもと、ほ場整備事業を活用 した農業基盤整備を進めます。

<主な事務事業>

- 農業用施設維持管理事業
- 土地改良事業負担金
- ・ ほ場整備事業

- ④ 畜産農家の育成と安定経営の支援
- ○畜産施設等の整備支援や衛生、防疫事業 により、安定的な畜産経営を支援します。

<主な事務事業>

• 畜産振興対策事業

⑤ 森林の保全と適切な環境整備

〇松くい虫などの被害対策や間伐の促進、遊 歩道管理、伐採管理を通し、環境保全など の多様な公益的機能の維持を図ります。

<主な事務事業>

- 森林病害虫防除事業
- 遊歩道維持管理事業

No.	指標の内容	現状値 (平成 29 年度)	目標値(指標) (平成 33 年度)
1	「農業支援の充実」に対する満足度 (5 点満点中)	3.3 点	3.5 点
2	農振・農用地内の耕作放棄地面積(ha)	49ha	39ha
3	新規就農者数	2 人	3 人

第2項 (1) 商業・サービス業、工業に関する基本計画

<政策> にぎわいを生み出す商工業の振興と起業・創業支援のまち

■政策の基本方針

大河原商圏の維持を図りながら、市街地商店街 の活性化やまちなかのにぎわい創出に向けた取り 組みを継続します。

企業誘致に向けて、支援策の拡充や新しい用 地の調査、検討を進めます。

「にぎわいプラザ」を活用し、新規起業や第二創業を育成するとともに、「食」を中心にした地域産業の活性化とブランド化を推進します。

■関連計画や法律・条令等

- 〇中心市街地活性化法
- 〇消費者基本法
- 〇大河原町中小企業振興資金·小企 業小口融資規則
- ○復興特区法、企業立地促進法
- 〇工場立地法
- 〇大河原町企業立地推進条例

■現状と課題

【商業・サービス業】

- 〇国道4号沿いの商業施設、新しい区画整理 地区の商業施設等により大河原商圏は維 持されています。しかしながら、市街地にあ る各商店街は、経営者の高齢化や後継者 不足などもあり、空き店舗や更地が多くな っており、大変厳しい環境となっています。
- 〇商店街や町内在住の自営業者は、現在でも「まちの見守り役」を担っています。今後の人口減少社会、高齢社会に伴う、コンパクトシティーの形成も踏まえ、市街地商店街の役割について見直しが必要となっています。
- 〇消費者行政では、特殊詐欺、多重債務等 の新たな問題が次々と発生し、それに対す る相談も増加しています。

【工業】

- 〇川根工業団地内に道路、工場用地の造成・整備を行い、3社の立地、工場拡大が実現しました。町唯一の工業団地である川根地区の土地も少なくなっていることから、今後は企業誘致の土地についての検討が必要となっています。
- 〇現在、国の制度及び町条例により、企業進 出や工場の拡張等の支援を行っています が、今後は社会状況の変化に合わせて、 制度の拡充、見直しが必要となってきま す。

【起業·創業支援等】

- 〇町では、平成 28 年度に「創業支援事業計画」を策定し新規起業や第二創業に対する支援を開始しました。続いて、平成 30 年秋には、中央公民館複合化によって整備した「にぎわいプラザ」内に起業創業に関する相談窓口を整備予定です。この施設を活用し、飲食業やサービス業等も含む起業・創業の促進に着手しています。
- 〇中小企業者は依然として非常に厳しい経 営環境に置かれており、中小企業振興資 金等の拡充をしていますが、今後は起業・ 創業もあわせた、金融斡旋等の支援の充 実が必要です。

■政策・施策の展開

く 政 策 >

①まちなかと商業・サービス業の 活性化

< 施 策 >

2.(2) にぎわいを生み出す商工業の振興と起業・創業支援のまち

②企業進出のための環境整備

③起業・創業支援と中小企業の育成 支援

■施策の方向性と主な事務事業

- ① まちなかと商業・サービス業の活性化
- 〇商工会、各商店会と連携し、商業・サービス業を中心とした活性化事業や高齢社会に対応できる商店街のあり方を検討します。加えて、「にぎわいプラザ」と連携し、まちなかの機能維持とにぎわいづくりを目指します。
- ○複雑化する消費者保護対策の充実を図り ます。

<主な事務事業>

- 商工会補助事業
- 商工会事業補助事業
- 市街地活性化研究事業
- 消費者対策事業
- ② 企業進出のための環境整備
- ○国の企業立地支援制度、震災からの復興 計画の支援制度、町の「企業立地促進条 例」などを有効に結びつけ、工場(進出企 業)の事業拡大と地域雇用を促進します。 また、町の支援制度は、地域や社会状況 に応じて、見直し、拡大等を行います。
- 〇川根工業団地内土地(町有地)の売却完了 を受け、今後は土地利用の転換も含めた、 用地確保について調査、検討を行います。 また、町内の空き工場(跡地)等の現状を把 握するとともに、活用支援策を検討します。

<主な事務事業>

- 工業団地整備事業
- 企業立地促進事業
- ③ 起業・創業支援と中小企業の育成支援
- 〇本町の中心性・利便性を活かし、「にぎわいプラザ」を拠点施設として活用します。商工会や地元金融機関等の関連機関と協力を密にし、プラザにおいて起業・創業者に対する支援窓口の設置や創業支援セミナーの開催などにより、新規創業等を図ります。
- 〇一目千本桜の持つブランド力を活かし、地域の食をテーマとして、新商品、新メニューの開発やチャレンジショップを展開し、創業や地元飲食店の事業拡大を支援するとともに、地域産業の振興と「大河原産」のブランド化を推進します。併せて、働きやすいまち、起業のチャンスがあるまちとしてのイメージ(ブランド)確立を図ります。
- 〇町内中小企業者に対する、経営資金融資制度等について拡充を図るとともに、創業 支援の制度等についても検討を進めます。

<主な事務事業>

- 起業 創業支援事業
- (にぎわいプラザ事業)
- 中小企業金融斡旋事業

No.	指標の内容	現状値 (平成 29 年度)	目標値(指標) (平成 33 年度)
1	「商業・サービス業の活性化」に対する満足度 (5 点満点中)	3.0 点	3.1 点
2	「企業誘致の推進」に対する満足度(5点満点中)	3.1 点	3.2 点
3	大河原町の商業総売上髙	48 億 28 百万円 (H26)	増加
4	商工会への加入事業者数(事業所)	541 人	550 人
5	起業・創業支援につなげた件数	_	7件

第3項 (1)観光、地場産業、一目千本桜に関する基本計画

<政策> 地域資源を活かし、ブランドが花開くまち

■政策の基本方針

地域活性化イベントの充実と観光物産協会の 支援、にぎわいプラザの活用により観光物産の振 興を図ります。広域連携による事業展開により、イ ンバウンド誘致も行います。

ー目千本桜の保護活動の強化と一層のブランド化を住民や企業と協力しながら促進するとともに、町のシンボル、まちづくりの象徴として継承します。

地域資源の発掘や高付加価値化を図りながら、 町の総合的なブランド化に結び付け、シティープロ モーションのメインツールとして活用します。

■関連計画や法律・条令等

■現状と課題

- 〇観光イベントとして、桜まつり、梅まつり、夏まつり、オータムフェスティバルなどがあり、 商工会による実行委員会等と町の共催により開催されています。どのイベントも恒例となっていますが、その内容は余り変化が無い状態です。
- 〇一目千本桜は、町のシンボル、町民の誇りになっています。また、全国的にも知られた町唯一の観光スポットとなっており、桜まつりには、毎年 20 万人以上の観光客が全国から訪れています。
- 〇平成 28 年度より柴田町と共同で白石川堤「一目千本桜」ブランド化事業を3年間実施し、インバウンドを含めた観光客受入環境整備やプロモーションを強化しました。その結果、海外からの観光客(インバウンド)も増加しています。
- ○平成 30 年秋の「にぎわいプラザ」整備により、観光物産協会が移転しました。常設の 観光案内及び地場産品の展示販売が可能 となり、観光物産やシティープロモーション の拠点として期待されています。
- ○大河原町観光物産 PR キャラクター「さくらっきー」は、町内外に愛好者を広げており、 今後その活用強化が望まれます。

- 〇一目千本桜以外に全国に発信できる観光 資源が少ない状況です。また、他のイベントも含み、地域経済の活性化との結びつき (収益)が弱いことが指摘されています。
- 〇一目千本桜の約3割は樹齢 90~100 年を 超える老木であり、観光資源だけでなく、一 般生活の安全面からも、管理と保護の強化 や適切な更新等、早急な手当てが必要とな っています。しかしながら、河川法により現 在の場所では植え替えが難しいことが最大 の課題となっています。
- 〇上谷・上大谷地区の白石川右岸への約 130本の桜の植樹等、桜を中心とした観光 エリアの拡大が期待されますが、今後とも、 白石川右岸河川敷整備等の結びつけや新 たな桜の植樹場所の調査、検討、そして、 広域的な観光振興等の展開が求められま す。

■政策・施策の展開

く 政 策 >

3.(1) 地域資源を活かし、ブランドが花 開くまち

く 施 策 >

- ① 大河原らしい観光物産振興
- ② 一目千本桜の保全·保護及びブランド化の推進
- ③ 地域資源の発掘とブランド化の推進

■施策の方向性と主な事務事業

- ① 大河原町らしい観光物産振興
- 〇観光物産協会は、観光や地場産品の情報 発信を強化するとともに、自主事業や独自 性が発揮できるよう、法人化に向けた取り 組み等の支援を強化します。また、観光物 産 PR キャラクター「さくらっきー」は、使用に 関するルールを明確化しながら、様々なシ ーンでの活用を推進します。
- 〇桜まつりをはじめとしたイベントや観光関連 事業については、幅広いニーズを意識しな がら、その内容の更新やリニューアルを図 ります。
- 〇柴田町や近隣市町と連携し、広域の観光 プロモーション等を展開し、インバウンドを 含む観光客の誘致を図ります。

<主な事務事業>

- 観光物産協会関係補助事業
- 観光物産振興助成事業
- 観光振興事業
- ② 一目千本桜の保全・保護及びブランド化の推進
- ○町のシンボルである一目千本桜は、地域 住民・企業はもとより、町外にも広く協力を 求めながら、桜樹の保全・保護を推進しま す。また、関連法規等に留意しながら、新 たな植樹場所等を検討します。

郷土愛の育成などにも利用しながら、まちづくりの象徴として、将来に継承していきます。

○一目千本桜の情報発信やプロモーションを 強化しブランド化を推進するとともに、保護 活動等も含め、町全体のイメージアップや ブランド化に結びつけます。

<主な事務事業>

- 桜樹保護事業
- 一目千本桜ブランド化事業
- ③ 地域資源の発掘とブランド化の推進
- 〇農商工連携による、特産品づくりや高付加価値化とともに、町の歴史、文化、景観や商業施設等の集積等も含む、様々な資源の再発掘と活性化との結びつけを推進します。
- ○「にぎわいプラザ」の施設を活用し、「食」を テーマとした、新商品、新メニュー等の開発 やイベント等を推進し、地域産業や観光の 活性化のみならず、まちなかのにぎわい創 出を目指します。
- 〇一目千本桜や「さくらっきー」を活用しながら、観光物産のプロモーションやブランド化を積極的に展開します。加えて、まちづくりの様々なシーンに結びつけ、シティープロモーションや町全体のブランド化事業の総合的な展開を目指します。

<主な事務事業>

- 農商工連携事業
- 観光資源拡大事業
- ・ 食のブランド化推進事業

No.	指標の内容	現状値 (平成 29 年度)	目標値(指標) (平成 33 年度)
1	「観光と地場産品の振興」に対する満足度 (5 点満点中)	3.1 点	3.2 点
2	観光物産協会への会員数	226 会員	拡大
3	観光客年間入込数	421,000 人	430,000 人
4	新しい特産品(新名物)づくり件数	_	3 件
5	白石川堤の桜樹本数	892 本	全国平均以上

第4項 (1) 労政に関する基本計画

<政策> 安心な暮らしができる、安定した雇用環境があるまち

■政策の基本方針

関係機関と連携を図りながら雇用促進と安定した雇用環境づくりを推進します。シルバー人材センター の活動充実を支援し高齢者の就業機会の確保と社会参加を促します。

■政策・施策の展開

< 政 策 >

< 施 策 >

4.(1) 安心な暮らしができる、安定した 雇用環境があるまち

① 雇用環境整備の推進

■政策·施策の目標指標 KPI

No.	指標の内容	現状値 (平成 29 年度)	目標値(指標) (平成 33 年度)
1	シルバー人材センターの登録者数	196 人	210 人

第5項 (1) 大河原町地方卸売市場 (特別会計) に関する基本計画 <政策> 地域農産物の流通拠点のあるまち

■政策の基本方針

農業と商業を結ぶ地域の流通拠点として、施設の適正な経営と管理を推進します。

■政策・施策の展開

く 政 策 >

< 施 策 >

5.(1) 地域農産物の流通拠点のあるまち

① 大河原町地方卸売市場の計画的 で適正な管理運営

第5章 学校教育・生涯学習

<志(こころざし)たくましく、おおらかに学び続けられるまち>

第1項 (1)教育行政に関する基本計画

<政策> 「笑顔」「元気」「学び」を育む教育環境をつくるまち

■政策の基本方針

教育振興基本計画に基づき教育・文化の振興に努め、学校教育では、児童生徒の個性を生かしながら学力向上を図り、社会の変化に自ら対処できる能力を養う教育を目指すとともに安全で安心して教育を受けられる環境の充実を図ります。

■関連計画や法律・条令等

- 〇教育基本法 〇学校教育法
- 〇大河原町教育振興基本計画
- ○大河原町少人数学級編制の実施 に係る任期付教職員の採用等に 関する条例

■現状と課題

- ○新学習指導要領に伴う教育内容の変化に 対応する施設設備・環境の整備が必要となっています。
- 〇学校施設については、築 40 年を経過した 施設もあり老朽化が著しい状況にあるため、将来的な少子化を踏まえ学校施設の 整備・再編に向けた方針を策定する必要が あります。
- 〇発達障がい等の特別な支援を要する児童 生徒の増加により、多様な障がい種別や 通常学級に在籍する児童生徒に対するき め細やかな指導が必要となっています。
- 〇特別な支援を要する児童生徒に対する就 学相談及び学校見学を保健師等とともに 行い、保護者の不安を解消し理解のうえで 就学できる環境の構築が必要となっていま す。
- 〇いじめ・不登校等の生徒指導上の課題や 複雑化する家庭環境へ対応するため、心 のケアハウスやスクールカウンセラー、スク ールソーシャルワーカー、関係機関等との 連携がさらに重要となっています。家庭生 活の安定や子どもたちに夢や志を抱かせ、 児童生徒の心の安定や自己有用感・肯定 感を持たせることが求められています。
- ○児童生徒の学力は、町独自の学力調査や 全国学力・学習状況調査の結果から、小学 校は全国・県内でも上位の結果を収めてい ます。中学校も徐々に向上していますが、 中1ギャップ等による学力低下が課題となっており、教職員研修の充実や小中学校 間での連携が求められています。

■政策・施策の展開

(政 策)
 1.(1)「笑顔」「元気」「学び」を育む教育環境をつくるまち
 ② 教育環境向上の推進
 ③ 子ども達の健全育成
 ④ 学力向上の推進
 ⑤ 就学指導の推進

- ① 教育の中立性と教育行政の安定性の確保
- 〇教育振興基本計画に基づき、少子高齢化、 学力向上、家庭・地域や子育て世代の教育 力といった今日的課題に対応した教育施 策を推進します。
- 〇将来的な少子化、学校施設設備の老朽化 に伴う学校施設の整備・再編に向けて検討 します。

<主な事務事業>

- 教育委員会運営事業
- ② 教育環境向上の推進
- 〇新学習指導要領の実施に向け、学習内容に 則した環境整備等を推進します。
- ○国際化・情報化社会に対応できる人材を育成するため、外国語教育を充実させるとともに、タブレット等を活用したICT教育の充実を図ります。
- ○学級編制弾力化により児童生徒へのきめ細 やかな指導を行います。

<主な事務事業>

- 教職員関係事業
- 外国語指導助手招致事業
- 学校図書司書補助員配置事業
- 学級編成弾力化事業
- 教員補助配置事業
- 幼稚園就園奨励費補助事業
- 私立幼稚園運営費補助事業

③ 子ども達の健全育成

- ○不登校、いじめ、非行等の様々な問題に対 する教育相談を実施します。
- ○「明日の青少年を育てる会事業」による社 会全体で子どもを育て見守る体制づくりを行 います。

<主な事務事業>

- 教育相談事業
- 明日の青少年を育てる会事業
- ・心のケアハウス事業
- スクールソーシャルワーカー活用事業

④ 学力向上の推進

- 〇町の学力向上策「3本の矢」の継続による 基礎学力の定着とおおがわら算数チャレン ジ数学オリンピック事業等の継続による「活 用する力」を育成します。
- 〇暗唱読本等を活用した言語活動の充実、 言語力の育成を図ります。
- ○校内研修の充実強化と実践的研究を推進 し、町全体で学力向上に取り組む体制づく りを促進します。

<主な事務事業>

- 学力向上推進事業
- 社会科副読本整備事業

⑤ 就学指導の推進

- 〇円滑な学校生活を送るために健康診断等 の就学指導を推進します。
- ○特別な支援を要する児童生徒のための体制整備や保護者との合意形成を丁寧に行います。

<主な事務事業>

• 就学指導事業

No.	指標の内容	現状値 (平成 29 年度)	目標値(指標) (平成 33 年度)
1	「学校施設・サービスの充実」に対する満足度 (5 点満点中)	3.2 点	3.3 点
2	学校施設等の大規模改修・長寿命化対策	40%	60%

第2項 (1)(2)(3)小学校に関する基本計画

<政策> 児童の「笑顔」「元気」「学び」を育む小学校があるまち 【大河原小学校】【大河原南小学校】【金ケ瀬小学校】

■政策の基本方針

平等に教育を受けられ、豊かな心と生きる力を 育む志教育を推進するとともに、計画的に学校施 設を改修することで児童が安心して学校生活を送 れる環境をつくります。

■関連計画や法律・条令等

- 〇教育基本法 〇学校教育法
- 〇大河原町教育振興基本計画
- ○大河原町少人数学級編制の実施 に係る任期付教職員の採用等に 関する条例

■現状と課題

- 〇小学校の運営については、教職員の適切 な指導による良好な学級運営がなされてい る半面、家庭的な課題を抱えた児童や学 校生活・授業に適応しにくい児童の増加、 教職員の多忙化など、教育現場の課題は 多く、学校全体として対応していくことが必 要です。
- 〇小学校の施設(校舎等)については、全て の学校で耐震化補強が終了していますが、 建築から 40 年を経過し、大規模改修や長 寿命化対策を講じなければならない校舎や 体育館があり、児童数の減少と併せ、今後 の整備計画と長期にわたる学校の在り方 を検討する必要があります。
- ○2020 年度(平成 32 年度)に学習指導要領が改訂となり、道徳の教科化や外国語教育の高度化、教科を横断したICT教育が重視され、国際化社会に適応できる広い視野とより高い知識・技能と豊かな心を持った人材の育成が求められています。
- 〇児童の学力は、全国・県内でも上位となっています。今後も、基礎基本の確実な定着と活用する力の向上のため、教職員資質向上や小中学校間での連携が求められています。

■政策・施策の展開

く 政 策 >

2.(1)(2)(3)児童の「笑顔」「元気」「学び」 を育む小学校があるまち < 施 策 >

① 円滑な学校経営の推進

② 学校施設の長寿命化・改築の推進

③ 豊かな心と生きる力を育む志教育 の振興

- ① 円滑な学校経営の推進
- 〇教職員の働き方改革を進めるとともに、教職員、教員補助者等の増員により児童との ふれあう時間を増やし、学習面、生活面の 指導の充実を図ります。

<主な事務事業>

- 学校運営事業
- 児童健康診断事業
- 学校業務員事業
- 給食配膳業務委託事業
- ② 学校施設の長寿命化・改築の推進
- 〇少子化への対応施及び長期にわたる学校 施設の在り方を検討し、各建物の老朽、耐 力度の状況を踏まえ、改修計画の優先順 位を考慮しながら、より良い教育環境づくり を進めます。

<主な事務事業>

- 学校施設維持管理事業
- 校舎改修事業
- 体育館改修事業
- グラウンド改修事業
- ・プール改修事業
- ③ 豊かな心と生きる力を育む志教育の振興
- ○防災訓練等を通じた自助・共助の実践力を 育成し、命を大切にする教育を推進しま す。

- ○教員補助員を配置し、特別な支援を要する 児童へのきめ細やかな支援を行い、「共に 学ぶ」教育を推進します。
- ○学校や家庭での読書活動の推進を図り、 想像力や思考力、読解力等を育む読書教育をさらに向上させます。
- 〇町の学力向上策「3本の矢」による基礎学力の定着を推進します。
- ① 幸せを呼ぶ「志教育」
 - ・暗唱読本「寿限無」、おおがわらの先人集 「志を未来に繋ぐ」、社会科副読本「わたし たちの大河原」の活用による志教育
 - ・「自力でやり抜く力」の育成
 - ・「明日青のつどい」の工夫による自己肯定 感を高める取り組み
- ② 分析し対策を立てる標準学力テスト 「R-PDCA」検証改善サイクル
- ③ 定着・発展させるデータベース活用
 - ・ICT活用「MIYAGI Style」の推進
 - ・家庭学習の手引き(家庭学習時間の確保)
- 〇急速に発展する国際化・情報化社会に対応できる人材を育成するため、ALT の配置による外国語教育の充実や、タブレット PC配置等による ICT 教育の充実に向けた学習環境整備を促進します。

<主な事務事業>

- 教育振興事業
- 就学援助事業
- 特別支援教育就学奨励事業
- 図書整備事業
- 情報教育推進事業

No.	指標の内容	現状値 (平成 29 年度)	目標値(指標) (平成 33 年度)
1	全国学力・学習状況調査の全国平均正答率との 乖離をプラスにする(国語、算数の乖離平均)	4.8	全国平均以上
2	町内小学校図書貸し出し数の増加	58,491 冊	70,000 III

第2項 (4)(5)中学校に関する基本計画

<政策> 生徒の「笑顔」「元気」「学び」を育む中学校があるまち 【大河原中学校】【金ケ瀬中学校】

■政策の基本方針

平等に教育を受けられ、豊かな心と生きる力を 育む志教育を推進するとともに、計画的に学校施 設を改修し、生徒が安心して学校生活を送れる環 境を整備します。

■関連計画や法律・条令等

- 〇教育基本法 〇学校教育法
- 〇大河原町教育振興基本計画
- 〇大河原町少人数学級編制の実施 に係る任期付教職員の採用等に 関する条例

■現状と課題

- 〇中学校の運営については、教職員の適切 な指導による良好な学級運営がなされてい る半面、家庭的な課題を抱えた生徒や学 校生活・授業に適応しにくい生徒の増加、 教職員の多忙化やそれに伴う生徒とふれ あう時間の減少など、教育現場の課題は 多く、学校全体として対応していくことが必 要です。
- 〇中学校の施設(校舎等)は、すでに全ての 学校で耐震化補強が終了していますが、建 築から 40 年を経過し、大規模改修や長寿 命化対策を講じなければならない校舎や体 育館が出てきます。生徒数の減少と併せ、 今後の整備計画と長期にわたる学校の在 り方を検討する必要があります。
- 〇職場体験や立志式、地域防災訓練などを 通じて、夢や志を抱かせるとともに、進路を 選択・決定できる能力や勤労観、職業観を 身に付け、自立していくことができるように する志教育・キャリア教育の推進が求めら れています。

策 >

- 〇中学校は 2021 年度(平成 33 年度)に学習 指導要領が改訂となり、道徳の教科化や 教科を横断した ICT 教育が重視され、国際 化社会に適応できる広い視野とより高い知 識・技能、豊かな心を持った人材の育成が 求められています。
- 〇生徒の学力は、徐々に向上していますが、 中1ギャップ等による学力低下が課題とな っています。今後も、基礎基本の確実な定 着と活用する力の向上のため、教職員研 修の充実や小中学校間での連携、自己有 用感・肯定感を高める取り組みが求められ ています。

■政策・施策の展開

<

政

2.(4)(5)生徒の「笑顔」「元気」「学び」を 育む中学校があるまち

< 施 策 >

① 円滑な学校運営の推進

② 学校施設の長寿命化・改築の推進

③ 豊かな心と生きる力を育む志教育 の振興

- ① 円滑な学校運営の推進
- ○教職員の働き方改革を進めるとともに、教職員、教員補助者等の増員により生徒との ふれあう時間を増やし、学習面、生活面の 指導の充実を図ります。
- 〇おおがわら子どもの心のケアハウス、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用と連携を促進し、相談活動の充実と安心して学習できる環境づくりに努めます。

<主な事務事業>

- 学校運営事業
- 生徒健康診断事業
- 中体連関係事業
- 学校業務員事業
- ② 学校施設の長寿命化・改築の推進
- 〇少子化への対応及び長期にわたる学校の 在り方を検討し、各建物の老朽度、耐力度 の状況を踏まえ、改修計画の優先順位を 考慮しながら、より良い学校環境づくりを進 めていきます。
- 〇特に、大河原中学校体育館は、築 54 年と なっていることから、給食センターの新築移 転後に、建て替え計画を進めます。
- <主な事務事業>
 - 学校施設維持管理事業
 - 校舎改修事業
 - 体育館改修事業
 - グラウンド改修事業
 - ・プール改修事業
- ③ 豊かな心と生きる力を育む志教育の振興

- ○立志式や先輩に学ぶ会の実施を通して夢 や志を育成します。
- ○防災訓練等を通じ自助・共助の実践力を育成し、命を大切にする教育を進めます。
- ○学校や家庭での読書活動の推進を図り、 想像力や思考力、読解力等を育む読書教 育を向上させます。
- 〇町の学力向上策「3本の矢」による基礎学力の定着を推進します。
- ① 幸せを呼ぶ「志教育」
 - ・暗唱読本「寿限無」、おおがわらの先人集 「志を未来に繋ぐ」、社会科副読本「わたし たちの大河原」の活用による志教育
 - ・「自力でやり抜く力」の育成
 - ・「明日青のつどい」の工夫による自己肯定 感を高める取り組み
- ② 分析し対策を立てる標準学力テスト
 - 「R-PDCA」検証改善サイクル
- ③ 定着・発展させるデータベース活用
 - •ICT活用「MIYAGI Style」の推進
 - 家庭学習の手引き(家庭学習時間の確保)
- 〇急速に発展する国際化・情報化社会に対応できる人材を育成するため、ALT の配置による外国語教育の充実や、ICT 教育充実としてタブレット PC 配置等の学習環境整備を促進します。

<主な事務事業>

- 教育振興事業
- 就学援助事業
- 特別支援教育就学奨励事業
- 図書整備事業
- 情報教育推進事業
- スクールカウンセラー事業

No.	指標の内容	現状値 (平成 29 年度)	目標値(指標) (平成 33 年度)
1	全国学力・学習状況調査の全国平均正答率との 乖離をプラスにする(国語、数学の乖離平均)	-4.8	±0
2	町内中学校の不登校者出現率の縮減	4.1%	3%以下

第3項 (1) 学校給食センターに関する基本計画

<政策> 安全・安心で栄養バランスのとれたおいしい学校給食があるまち

■政策の基本方針

新たな学校給食センターを整備し、安全で栄養バランスのとれた給食を提供するとともに、徹底した衛生管理と給食施設・設備の適正な維持管理を行います。

■関連計画や法律・条令等

- 〇学校給食法
- 〇学校給食法施行規則
- ○大河原町学校給食センター運営に 関する規則

■現状と課題

- 〇町内の小学校 3 校、中学校 2 校に 1 日約 2,250 人分の給食を提供しています。
- ○給食費の収納については、各小中学校と 給食センターが密に連絡を取りながら、臨 戸徴収などを行い収納率の向上に努めて います。
- ○地元農家との連携を図りながら地産地消 の推進を図り、地場野菜等の利用に努め ています。
- ○文部科学省の学校給食基準に沿いなが ら、安全で栄養バランスのとれた給食を提 供しています。
- 〇調理業務及び運搬業務について、安全・安 心で安定的に供給されるよう業務委託を行 い、効率的かつ効果的な運営を行っていま す。

■政策・施策の展開

く 政 策 > 施 策 > 3 (1) 安全・安心で栄養バランスのと たおいしい学校給食があるまち ② 健康に配慮した給食づくりの推進 ③ 衛生と安全に配慮した施設の維持 管理 ④ 調理及び運搬業務の民間委託 ⑤ 学校給食センターの整備

- ① 適正な給食センター運営の推進
- ○学校給食運営審議会に、施設運営等の相談 を行ないながら、適正な運営を推進します。

<主な事務事業>

- 学校給食運営審議会事業
- ② 健康に配慮した給食づくりの推進
- 〇地産地消の推進とアレルギー対策の徹底 を図り、安全でおいしい、栄養バランスのと れた「大河原産」給食により、児童生徒の 健全な心身の維持と良好な食習慣の形成 に努めます。
- 〇栄養教諭による学校訪問指導の充実によ り食育の推進、生活習慣の改善を図りま す。

<主な事務事業>

- 給食費収納事業
- 給食材料購入事業
- 厨房機器整備事業
- 学校給食配送事業
- ・給食センター運営事業

- ③ 衛生と安全に配慮した施設の維持管理
- ○安全な給食を提供するため、徹底した衛生 管理と給食施設・設備の適正な維持管理を 行います。なお、新しい給食センターでは、 施設及び器材管理についても、民間への 一括委託となります。

<主な事務事業>

- ・ボイラー管理事業
- 施設維持管理事業
- 施設衛生管理事業
- ④ 調理及び運搬業務の民間委託
- 〇調理業務及び運搬業務の民間委託を行い、円滑で効率的な給食事業を行います。 なお、新しい給食センターでは、上記のほか、施設整備及び維持管理等も含み、民間への一括委託となります。

<主な事務事業>

- 調理及び運搬業務の民間委託事業
- ⑤ 学校給食センターの整備
- 〇安全・安心な給食を提供するため、新たな 学校給食センターを整備します。
- ○調理作業の見学コーナーを設けることで、 栄養教諭による給食指導と連携した食育 の充実を図ります。

<主な事務事業>

・ 学校給食センター整備事業

No.	指標の内容	現状値 (平成 29 年度)	目標値(指標) (平成 33 年度)	
1	「学校施設・サービスの充実」に対する満足度 (5 点満点中)	3.2 点	3.3 点	
2	食品品目数ベースでの地場野菜等利用割合(%)	23.7%	26.0%	
3	給食残食量の縮減	約 120kg/1 日	約 96kg/1 日	

第4項 (1)(2)生涯学習・中央公民館に関する基本計画 <政策> 共に活きる力を育む生涯学習の環境をつくるまち

■政策の基本方針

中央公民館を拠点として、住民がつどい、共に 学べる環境をつくるとともに、幅広い世代のニーズ に合った事業を展開し、誰もが学び続けられる環 境をつくります。

■関連計画や法律・条令等

- 〇教育基本法
- 〇社会教育法
- 〇大河原町教育振興基本計画
- 〇大河原町公民館条例
- 〇大河原町公民館管理規則

■現状と課題

- 〇近年の<u>家庭環境</u>の変化や地域コミュニティ の希薄化などにより、家庭と地域の教育力 の低下が課題となっています。
- 〇子どもたちの教育の一貫性を確立するため、小学校入学前の未就学児とその保護者に対してのサポートの拡充が必要となっています。
- 〇高齢化の進展により、高齢者の健康づくり や生きがいづくりの機会の提供がより一層 求められます。
- 〇未就学児から高齢者まで生涯にわたり学 ぶことができる環境の構築が求められてい ます。
- ○社会教育関係団体については、年々会員が減少し、活動も縮小傾向にあるため、後継者の育成に力を入れていく必要があります。
- 〇平成 30 年秋頃に中央公民館に生涯学習 課が移ることで、社会教育事業の一体的な 展開が期待されます。

■政策・施策の展開

 (政 策)
 4.(1)(2) 共に活きる力を育む生涯学習の環境をつくるまち
 ② 生涯学習・社会教育事業の推進
 ③ 生涯学習推進体制の整備
 ④ 生涯学習の拠点となる環境づくり 【中央公民館】

- ① 地域学校協働活動の推進
- 〇地域・学校・家庭が協働し、地域全体で子 どもを支えていく地域学校協働活動を推進 します。また、町内すべての小中学校のコ ミュニティ・スクール(学校運営協議会制 度)も視野に入れながら地域と学校の連携 を図ります。

<主な事務事業>

- 地域学校協働事業
- 生涯学習支援協力者登録活用事業 (学校教育支援事業)
- 家庭教育支援事業
- 放課後子ども教室事業
- ② 生涯学習・社会教育事業の推進
- 〇幅広い世代のニーズに合った事業を展開 し、生涯にわたり学び続けられる環境をつく ります。
- 〇生涯学習課が中央公民館に移転したことで、地域課題に沿った事業や講座を公民館事業と一体的に展開し、住民のいきがいづくりを推進します。

<主な事務事業>

- 社会教育事業
- 昆虫展開催事業
- 青少年問題協議会事業
- 中央公民館牛涯学習事業
- ボランティア講師による学習支援事業
- 文化的資源活用事業
- 芸術文化発表機会支援事業

③ 生涯学習推進体制の整備

- 〇生涯学習推進のための体制を整備すると ともに、社会教育委員会制度の充実と社会 教育指導員の設置を推進します。
- ○町民の文化活動を推進するため、文化協 会の活動に対して支援を行います。

<主な事務事業>

- 社会教育委員事業
- 社会教育指導員事業
- 仙南広域負担金(教育費)
- 大河原町文化協会活動支援事業
- ④ 生涯学習の拠点となる環境づくり 【中央公民館】
- ○社会教育の拠点施設とし、誰もがいつでも 生涯にわたり楽しく学ぶことができる環境を つくります。
- ○適切な維持管理を行い、快適な学習環境 をつくります。
- 〇平成30年10月からにぎわい交流施設としてリニューアルするため、中央公民館とにぎわいプラザが相互に連携した管理運営をすることにより、、人々が集いあうにぎわいの空間をつくります。

<主な事務事業>

- 中央公民館管理運営事業
- 施設等改修事業

No.	指標の内容	現状値 指標の内容 (平成 29 年度)	
1	「公民館・図書館の充実」に対する満足度 (5 点満点中)	3.1 点	3.2 点
2	中央公民館の利用者数	30,435 人	33,500 人
3	コミュニティ・スクール(学校運営協議会)体制の確立	_	5 力所

第4項 (3)金ケ瀬公民館に関する基本計画

<政策> 地域の人たちが主体的に学びつどう環境があるまち

■政策の基本方針

金ケ瀬地区の地域づくりの拠点施設として、地域ニーズに合った事業を展開するとともに、地域住民が主体的に施設運営を行う検討を行います。

■関連計画や法律・条令等

- 〇大河原町公民館条例
- 〇大河原町公民館管理規則
- ○大河原町金ケ瀬公民館図書室管 理運営要綱

■現状と課題

- ○平成 28 年度の利用件数は 563 件、利用者 数は 11,084 人で減少傾向にあります。
- 〇昭和61年7月の建築から30年が経過し、 施設の大規模な改修工事が必要になって います。
- 〇平成 28 年度の事業は、青少年教育 4 事業、成人教育 8 事業を開催したほか、ボランティア講師による講座も4講座を開催しました。
- 〇地域に密着した活動として、ゲートボール、 家庭バレーボール及びペタンクなどの体育 大会を開催しています。
- ○金ケ瀬公民館は、金ケ瀬地区の住民使用 がほとんどで、事業も地域に密着した事業 が多くなっています。

■政策・施策の展開

 4.(3) 地域の人たちが主体的に学びつ どう環境があるまち
 ① 適切な公民館の運営管理

 ② 快適な施設環境づくりの推進

 ③ 生涯学習事業の推進

 ④ 住民主体による管理運営の検討

- ① 適切な公民館の運営管理
- ○適切な運営管理を行い利用者が使いやす い公民館の運営を推進します。

<主な事務事業>

- ・ 金ケ瀬公民館管理運営事業
- ② 快適な施設環境づくりの推進
- ○公民館の施設改修、備品の充実等に努め、快適な施設環境づくりを推進します。

<主な事務事業>

- ・ 金ケ瀬公民館維持管理事業
- 金ケ瀬公民館改修事業

③ 生涯学習事業の推進

〇幼児から高齢者まで町民全ての学習機会 の充実及び公民館を利用した地域住民活 動を支援します。

<主な事務事業>

- ・ 金ケ瀬公民館生涯学習事業
- ・ 金ケ瀬公民館図書室運営事業
- ・ボランティア講師による学習活動支援 事業
- ④ 住民主体による管理運営の検討
- ○金ケ瀬地区の地域づくりの拠点施設として、住民による施設運営を検討します。

<主な事務事業>

• 住民主体による施設管理事業

No.	指標の内容	現状値 (平成 29 年度)	目標値(指標) (平成 33 年度)
1	「公民館・図書館の充実」に対する満足度 (5 点満点中)	3.1 点	3.2 点
2	金ケ瀬公民館の利用者数	10,581 人	10,600 人

第4項 (4) 駅前図書館に関する基本計画

<政策> 住民が学び続ける図書館があるまち

■政策の基本方針

誰もが何度も足を運びたくなるような図書館づく りを推進するとともに、住民がつどい学び合う環境 をつくります。

■関連計画や法律・条令等

- 〇図書館法
- 〇著作権法
- 〇大河原町駅前図書館管理規則

■現状と課題

- ○平成 28 年度の駅前図書館貸出人数は、 24,363 人と減少傾向にあるため、図書館と ともに再整備した絵本と学びのへやの活用 促進が求められています。
- ○図書への関心を深める機会を提供し、子どもの読書活動推進と図書館利用を進めています。今後は、より幅広い年齢層に利用してもらえるような工夫を凝らした図書館づくりが必要となります。
- ○絵本の読み聞かせボランティア及び点訳ボランティア、朗読ボランティアの協力により、 幼児や視聴覚障がい者が利用しやすい環境を整えています。
- 〇絵本と学びのへやの「絵本ふれあいエリア」「学習エリア」が効果的に活用できる環境の向上が求められています。
- 〇絵本と学びのへやに設置した放送大学ブースの活用し、住民に学びの機会を提供しています。

■政策・施策の展開

く 政 策 >

4.(4) 住民がつどい学び合える図書館 があるまち く 施 策 >

① 快適な施設環境づくりの推進

② 図書館利用促進事業の推進

- ① 快適な施設環境づくりの推進
- 〇親切・丁寧な窓口対応をはじめ、書籍等が 探しやすく、利用者が気軽に利用したくなる 環境づくりを推進します。
- 〇絵本と学びのへやを家庭教育支援の拠点 とし、親子間交流だけでなく母親同士のコミュニティを促進します。

<主な事務事業>

- 駅前図書館運営管理事業
- 駅前図書館施設維持管理事業

② 図書館利用促進事業の推進

- 〇絵本のお話し会、星空さんぽ及び除籍本 のリサイクル等のイベントを継続して実施 し、魅力的な図書館づくりを進めます。
- ○図書への関心を深めるきっかけづくりの場として幅広い年齢層への読書活動と図書 館利用を推進します。
- ○放送大学ブースの利活用を促進し、一般成 人に対しても学びの環境を提供します。

<主な事務事業>

- 駅前図書館利用推進事業
- 駅前図書館資料整備事業
- ・駅前図書館ボランティア活動事業

No.	掲標の内容 (平成 29 年度)		目標値(指標) (平成 33 年度)
1	「公民館・図書館の充実」に対する満足度 (5 点満点中)	3.1 点	3.2 点
2	貸出資料数(図書)	64,624 点	75,000 点
3	「駅前図書館」主催事業参加者数	183 人	400 人
4	「絵本と学びのへや」年間来館者数	5,131 人	15,000 人

第5項 (1)芸術文化・文化財に関する基本計画

<政策> 身近な芸術と歴史に親しみ、新たな文化を創造するまち

■政策の基本方針

歴史や文化資源を保護・活用することにより、多様な芸術文化を身近に親しめる環境づくりを推進します。

■関連計画や法律・条令等

- 〇文化財保護法
- 〇大河原町文化財保護条例

■現状と課題

- 〇仙南芸術文化センター(えずこホール)は、平成8年に宮城県により、仙南地域の芸術文化のために建設されました。その後、管理運営及び施設(本体)が移譲され、現在は仙南広域行政事務組合で管理運営を行っています。
- 〇現在えずこホールの維持管理、運営に関する負担は、大河原町(負担率 67%)、柴田町、村田町の3町で行っています。
- ○施設の老朽化が進み、経常的な維持管理 費用が増加するとともに、舞台等の大規模 な改修が必要となっています。
- 〇えずこホールは、本格的な芸術文化に触れる施設として多くの町民が利用していますが、まだ一部の利用者に限られている状況にあります。
- 〇えずこホールでは、ホールを利用した鑑賞 事業のほか、地域の住民によるワークショ ップ事業や小中学校と連携したアウトリー チ事業などに力を入れており、その独自の 取り組みは高い評価を受けています。

- ○国又は町の指定している無形文化財と有 形文化財及び埋蔵文化財の保護に努めて います。
- 〇史跡などの説明看板や標柱の設置、文化 財講演会、文化財めぐりなどを行うことで文 化財の普及に努めています。
- 〇民俗資料収蔵室は、数多くの民俗品が収 蔵されていますが、施設と収蔵品は経年に よる劣化が進み、今後活用するうえでも保 存方法などを検討する必要があります。

■政策・施策の展開

< 政 策 >

< 施 策 >

5.(1) 身近な芸術と歴史に親しみ、新たな文化を創造するまち

① 芸術・文化活動の推進

② 文化財の保護と活用

- ① 芸術文化活動の推進
- 〇学校教育や公民館事業等との連携と役割 分担を踏まえ、芸術文化活動の拠点としてえずニホールの活用を促進します。
- 〇えずこホールでは、地域に根差した参加・ 体験型事業を継続しながら、町民誰もが気 軽に芸術文化に親しめるよう、幅広い鑑賞 事業も充実するよう要請します。
- ○えずこホールの運営及び大規模改修等に かかる財政負担については、事業内容や 利用者の状況等に応じ、広域に広く負担を 求めることを検討するとともに、ホールの自 主的な財源の拡大等を求めていきます。

<主な事務事業>

- 圏域文化振興事業
- 巡回小劇場事業

② 文化財の保護と活用

- 〇町の文化財の研修会、展示会を企画し、 文化財保護の意識高揚を図りながら、史 跡等の適正な管理を行い、文化財の保護 と活用を推進します。
- ○民俗資料収蔵室と収蔵品の適切な維持 管理と保存に努めながら、収蔵品の常時 展示等を検討するなど、文化財の保護と 活用を推進します。

<主な事務事業>

- 文化財保護事
- 馬取山史跡公園管理事業
- 民俗資料収蔵室管理事業
- *書けるのであれば、検察庁利用を明記。

No.	指標の内容	現状値 (平成 29 年度)	目標値(指標) (平成 33 年度)
1	「文化・芸術」に対する満足度(5 点満点中)	3.3 点	3.4 点
2	えずこホールの来館者数	27,400 人	28,800 人
3	民俗資料収蔵室年間来館者数	66 人	20%増

第6項 (1)スポーツに関する基本計画

<政策> ライフステージに応じたスポーツを生涯楽しめるまち

■政策の基本方針

総合体育館を中心とした体育施設の維持管理 と指導者や団体の育成を図り、スポーツを生涯楽 しめる環境をつくります。

■関連計画や法律・条令等

- 〇スポーツ基本法
- 〇社会教育法
- 〇宮城県教育振興基本計画
- 〇大河原町教育振興基本計画

■現状と課題

- 〇平成 28 年度の総合体育館の年間利用者 数は101,355人、東部グラウンド、東部屋内 運動場は14,703人でした。
- 〇住民の健康志向と体力づくりへの意欲の高まりにより、健康づくりや体力づくりの指導 者養成やイベントの開催が求められいます。
- 〇総合型地域スポーツクラブについては、スポーツ関係団体、住民を対象とした勉強会を開催し、クラブについての認識、理解を進めてきました。
- 〇総合体育館、多目的グランド、テニスコートは、指定管理者制度の導入により、効率的な施設運営を図りながら、NPO法人による各種スポーツ教室・大会の運営等、様々な事業が展開されています。
- ○総合体育館を中心に施設の老朽化が進ん でおり、改修・修繕の必要性が高まってい ます。

■政策・施策の展開

< 政 策 >

< 施 策 >

6.(1) ライフステージに応じたスポーツ を生涯楽しめるまち

- ① 生涯スポーツの振興
- ② 体育施設の効率的な維持管理と 学校体育施設の開放と活用

- ① 生涯スポーツの振興
- 〇スポーツ推進委員など指導者の養成を図 ります。
- 〇小学生を対象としたスポーツ大会を実施するとともに、スポーツ団体が行う教室・大会への支援を行います。
- 〇総合型地域スポーツクラブについては、本 町の現状に合ったクラブの在り方を検討し ます。

<主な事務事業>

- ・スポーツ推進事業
- ・ 各種スポーツ振興事業
- 行政区等スポーツレクリエーション事業
- ・総合型地域スポーツクラブ事業

- ② 体育施設の効率的な維持管理と学校体育施設の開放と活用
- 〇指定管理制度を継続し、適切な施設運営を 行いながら、総合体育館等体育施設の適 正な維持管理と計画的な改修を行います。
- 〇学校体育施設の活用を推進し、自主的なクラブ活動を支援します。

<主な事務事業>

- 体育館及び校庭の開放事業
- 体育施設維持管理 運営事業
- 体育施設運営委託事業

No.	指標の内容	現状値 (平成 29 年度)	目標値(指標) (平成 33 年度)
1	「スポーツの振興」に対する満足度 (5 点満点中)	3. 3 点	3.4点
2	体育施設(総合体育館及び東部運動場)の 利用者数合計(年間)	116, 058 人	122, 000 人

第6章 行政・組織経営

<まちを未来へとつなぐ、きりっと丁寧な仕事をする役場があるまち>

第1項 (1)窓口サービスに関する基本計画

〈政策〉来庁者に優しく、便利なサービス窓口があるまち

■政策の基本方針

住民の視点に立ち、様々なニーズに対応できる 窓口サービスの提供に努めます。

ICTの活用やわかりやすい窓口の配置、庁舎案内、丁寧な接遇等、利用者に優しいサービス窓口づくりを進めます。

■関連計画や法律・条令等

- 〇戸籍法
- 〇住民基本台帳法
- ○大河原町印鑑の登録及び証明に 関する条例
- ○住民基本台帳の閲覧等に関する 事務取扱要綱ほか

■現状と課題

- 〇住民情報システムや戸籍総合システムの 運用により、窓口業務の迅速な処理を図っ ています。
- 〇住民生活の多様化に対応するため、金ケ 瀬出張所での証明書発行等のほか、毎週 水曜日の延長窓口や年度末・年度初めの 休日窓口開庁を実施しています。
- ○マイナンバー制度に基づく情報連携により、各種手続きの際の税の証明等の提出が不要となり、利便性は向上しましたが、カードの交付などの事務が増加し、手続きが煩雑化、複雑化しています。また、今後も関連システムへの対応が必要になっています。
- 〇住民サービス、窓口サービスの向上のため、平成30年4月に課の再編を実施しました。今後は、窓口のローカウンター増設や相談窓口の環境整備等が求められます。
- ○住民サービスの一環として、人権相談及び 法律相談を実施しています。

■政策・施策の展開

く 政 策 > < 施 策 > 1.(1) 来庁者に優しく便利なサービス窓口があるまち ① 住民情報システムの導入、戸籍総合 ② 窓口サービスの向上 ② 窓口サービスの向上 ③ 町民の人権や法律に関する相談事業の推進

- ① 住民情報システム及び戸籍総合システムの有効利用
- 〇システムの適切な運用と活用により、窓口 業務の迅速で的確な処理を目指します。ま た、住民サービスの向上につながる制度の 導入を検討します。
- ○災害等に対応できる情報のバックアップ体制を充実し、速やかな窓口業務の復旧を図ります。

<主な事務事業>

- 住民基本台帳事業
- 戸籍事務事業

② 窓口サービスの向上

- 〇窓ロサービスの向上と効率的なワンストップサービス実現のため、ICTの活用を図るとともに、将来のAIの導入についても検討します。
- ○困りごと相談や高齢者等、より丁寧な対応 が必要とされる場面においても、わかりやす く親身な説明を心がけ、住民の満足度向上 につなげます。

<主な事務事業>

- 窓口延長、総合案内事業(継続)
- ・窓口環境整備事業(庁舎管理事業に含む)
- ③人権や法律に関する相談事業の推進

<主な事務事業>

- 無料法律相談事業
- 人権擁護事業

No.	指標の内容	現状値 (平成 29 年度)	目標値(指標) (平成 33 年度)
1	「親切で親しまれる窓口サービスの推進」に対する満足度(5点満点中)	3.6 点	3.7 点

第2項 (1)財政経営に関する基本計画

〈政策〉健全で将来を見据えた経営感覚にあふれるまち

■政策の基本方針

少子高齢化社会や公共施設の更新等、行政経費が増大することが見込まれることから、経営感覚とコスト意識のもと、財政指標に留意しつつ、各種計画等と連動した財政計画づくりにより、自主性・自立性のある健全な財政経営に努めます。

税務行政においては、税に対する理解を求めながら、公正で適切な課税と公平で納税者に便利な納税と徴収に努めます。

町の財産管理については、将来の社会状況を 見据えながら、適切な管理と施設の更新を計画的 に進めます。

■関連計画や法律・条令等

- 〇大河原町財務規則
- ○大河原町財政調整基金条例ほか 基金条例
- ○大河原町財政事情の作成及び公表に関する条例
- ○地方公共団体の健全化に関する法律
- 〇大河原町公共施設等総合管理 計画

■現状と課題

【財政·会計】

- 〇本町の平成 29 年度末の予算規模は約 84 億 2,100 万円、起債残高約 60 億 7,400 万 円、基金残高約 24 億 1,000 万円となってい ます。
- 〇少子高齢社会の進行に伴う人口減少や国 の財政債務の増大により、町税収入や地 方交付税などの国からの交付金は減少し ていくことが予想されます。
- 〇町の公共施設は、一斉に更新の時期を迎 えており、対応が迫られている状況です。
- 〇公共施設等管理総合計画に基づいた施 設等の整備を図るため、公共施設等整備 基金を平成 29 年に設置しました。
- 〇ふるさと納税は、平成 29 年度実績で 201 件、約 800 万円の実績となっています。
- 〇会計課では、正確な出納管理と的確な資 金運用等を図っています。

【税務】

- 〇住民税においては、税務署と連携し電子申 告による利便性の向上等により、納税者の 理解と意識の向上を図っています。
- ○マイナンバー導入や、複雑化する制度へ対応する必要があります。
- ○固定資産税では、震災後増加した新築家 屋数が現在も同程度で推移しています。こ れにより事務量の増加した状況が続いてい きます。

- 〇未登記資産や納税義務者の補足困難事例 等への対策を早期に検討していく必要があ ります。
- ○徴収においては、収納窓口の設置、コンビ ニ収納及びクレジットカード代理納付の開 始により、住民の利便性向上を図っていま す。
- 〇滞納債権については、仙南地域広域行政 事務組合と、宮城県地方税滞納整理機構 と共同し、滞納整理を推進しています。

【財産管理】

- ○多くの公共施設が耐用年数を過ぎ、維持・ 管理費用も増えています。平成 27 年度に 策定した公共施設等総合管理計画では、 施設量の適正化、長寿命化、適切な施設 配置と民間活力導入の検討等を行っていく 必要があります。
- 〇土地については、未利用地の売却や公共 用地としての利用など検討が必要です。
- 〇役場庁舎については、太陽光発電設備の 導入のほか、照明のLED化を継続してお り、環境への配慮と経費節減を図っていま す。老朽化している設備機器の更新等、計 画的な改修計画を立てる必要があります。

■政策・施策の展開

(政 策) (施 策) 2.(1) 健全で、将来を見据えた経営 感覚にあふれるまち ① 安定して堅実な財政運営 ② さまざまな増収対策の実施 ③ 正確な会計管理の推進 ⑤ 公平な徴収の実施 ⑥ 町有財産の有効活用 ⑦ 効率的な庁舎管理等の推進

■施策の方向性と主な事務事業

- ① 安定して堅実な財政運営
- 〇コスト意識を大切にした予算編成や財務 書類の作成による指標化、そして適切な評 価の実施等により、的確で堅実な財政運営 に努めます。また、これらの情報公開によ り、広く住民に理解を得ながら、財政運営を 行います。
- ○プライマリーバランスに留意しながら計画 的で適切な地方債の借入と償還を実施す るとともに、中長期的な財政計画を作成し、 持続可能な財政運営を目指します。

<主な事務事業>

- ・財務会計システム管理事業
- 財政計画等策定事業
- ・ 公会計システム活用事業
- 地方債償還事業

- ② さまざまな増収対策の実施
- 〇ふるさと納税等の新たな増収施策に取組 みます。
- ③ 正確な会計管理の推進
- 〇正確な出入金管理と的確な資金運用等を 図ります。
- ④ 適正な税務行政の推進
- 〇引き続き、公平で適切な課税を図り、税の しくみや改正などについて住民に情報提供 し、啓発などにより租税に対する説明責任 や理解向上に努めます。

<主な事務事業>

- 住民税進行管理事業
- 軽自動車税進行管理事業
- 法人住民税進行管理事業
- 固定資産税進行管理事業

- ⑤ 公平な徴収の実施
- ○適正な納付管理に努め、収納率の向上を 図ります。
- 〇滞納案件については、公平な負担を求める ため、実態調査や財産調査、適切な滞納 整理を実施します。
- 〇収納窓口の充実とともに、コンビニ収納等 を継続し、納税者の利便性と収納率の向 上を目指します。

<主な事務事業>

- 税業務一般管理事業
- 収納関連進行管理事業
- 納税組合等管理事業

- ⑥ 公共財産の有効活用
- 〇公共施設等総合管理計画に基づき、老朽 化対策を図るとともに、施設種別に応じた 個別計画策定も進めます。
- 〇未利用地や定額で賃貸している土地につ いて、有効な活用や処分を検討します。

<主な事務事業>

- 公共施設等総合管理事業
- ・ 町有財産の管理事業
- 土地等町有財産未利用地の有効活用事業

⑦ 効率的な庁舎管理等の推進

○照明のLED化や節約運動等を推進し、経 費節減を図りながら、役場庁舎の老朽化 については、計画的に優先順位を設けて 施設の改修、設備の更新を行います。

<主な事務事業>

- 役場庁舎維持管理事業
- 公用車等維持管理事業
- · 公共施設 LED 化事業

No.	指標の内容	現状値 (平成 29 年度)	目標値(指標) (平成 33 年度)	
1	経常収支比率	88.4%(H28 決算)	88.5%	
2	実質公債費比率	0.7%(H27 決 算)	0.8%	
3	将来負担比率	14.5%(H27 決算)	14.6%	
4	財政力指数	0.61	0.62	
5	町税の収納率	95.3%	95.5%	

第3項 (1) 行政組織に関する基本計画

<政策> 時代の変化に対応できる役場組織を目指すまち

■政策の基本方針

多様化する住民ニーズに対応できるよう、組織 及び業務の再編を進めるとともに、様々な研修機 会を通じた職員育成を図り、信頼される組織づく り、職員(ひと)づくりを推進します。

■関連計画や法律・条令等

- 〇定員管理計画
- 〇職員育成計画
- 〇目標管理制度(人事評価制度)

■現状と課題

- 〇平成 29 年度末現在、185 人の職員定員となっています。職員数の抑制が続くなか、職員の年齢構成がアンバランスになっています。
- 〇保健師、保育士、土木建築技師等の専門 職の確保が難しくなっています。
- 〇子育て支援や高齢者福祉の充実を目指して、平成30年4月に課の再編成を実施しました。今後は、窓口の改善とともに、他の課においても、社会変化に柔軟に対応できる、効果的な組織及び業務の再編が求められます。
- 〇現状の人事評価制度は、目標管理による 職員の資質向上を目的としており、給与等 への結び付けは行われていません。 各担当者からのボトムアップを含めた目標
 - 各担当者からのホトムアップを含めた目標 設定に合わせ、上意下達型のシステムと なっており、評価のばらつきや職員の自主 性等について課題となっています。

- 〇職員研修として、地方公務員研修所における階層別研修や希望者による市町村アカデミーでの研修制度等があります。庁内における自主的な研修や職務に応じた専門的な研修への参加機会を増やしています。
- 〇定員管理(職員数)は、多くの退職者により 職員構成等に片寄りが生じています。ま た、保健師、保育士、建築・土木の技術者 等専門職の採用についても人材確保が難 しい状況にあります。

■政策・施策の展開

 < 政策 >
 < 施 策 >

 3.(1) 時代の変化に対応できる役場組織を目指すまち
 ① 信頼される組織づくり、職員(ひと)づくりの推進

 ② 定員管理適正化の推進

- ① 信頼される組織づくり、職員(ひと)づくりの推進
- ○社会変化に柔軟に対応できる、効率的な組織づくりのため、組織のフラット化の検討や 業務の再編を進めます。
- 〇専門職や情報化・国際化などへ対応できる 人材確保はもとより、住民との協働推進に 向けた企画調整能力等の向上を目指した 職員育成を推進します。
- 〇職員適正化計画において、減少していく人 員の中で、組織としての成果・業績を向上 させることはもとより、職員の人材育成や モチベーション(動機付け)を高め、人事評 価制度の改善と活用を推進します。
- 〇現在の職員研修体制の充実を図るとともに、民間企業や大学等の教育機関との連携と協力体制づくりを進め、職員が自発的に意識改革と能力開発に取り組める体制づくりを検討するとともに、職員一人ひとりのコンプライアンスに対する意識の徹底を図ります。

<主な事務事業>

- 組織再編等検討事業
- 人事評価事業
- 職員研修事業

② 定員管理適正化の推進

- 〇第5次定員管理計画に基づき、再任用希望者との調整を図りながら、計画的な職員採用を実施します。また、専門職・技術職の安定的な人材確保を図ります。
- 〇民間事業者等のノウハウを活用することで 住民サービスの向上が期待できるものにつ いては、民間委託、指定管理制度の導入等 を検討します。

<主な事務事業>

• 定員管理事業

No.	指標の内容	現状値 (平成 29 年度)	目標値(指標) (平成 33 年度)
1	「役場組織の行政改革の推進」に対する満足度 (5点満点中)	3.1 点	3.2 点
2	指定管理者制度を活用した施設数	3	4

第4項 (1) 行政経営と進行管理に関する基本計画

<政策> 時代の変化に対応できる改革を進めるまち

■政策の基本方針

PDCAサイクルによる適切な評価と改善による計画の進行管理を徹底しまし。安定したセキュリティ対策に基づくICT技術の活用により、職員の迅速で効率的な事務能力向上を図るなど、時代と社会の変化に合わせた行財政改革の見直しを進めます。

■関連計画や法律・条令等

- 〇新行財政改革大綱
- 〇政策企画会議実施要綱

■現状と課題

- 〇長期総合計画を頂点として、各種基本計画、実施計画等を策定し、これを基本として、事務事業を展開していますが、PDCAサイクルのうち、チェック(評価)とアクション(改善)の段階が徹底されていない状況です。
- 〇予算要求時の簡易な「事務事業評価」、住 民満足度調査による「施策・政策評価」、大 規模事業評価委員会による「大規模事業の 事前評価」を実施しています。
- ○総合的なセキュリティ対策として、インター ネットに仮想テーブルを設置し、外部から の侵入やウイルス対策としています。

- 〇平成 26 年度に新行財政改革大綱を策定 し、毎年度進捗管理を行っています。
 - 新行財政改革大綱は、平成30年度を計画期間としていることから、本長期総合計画の方針と時代変化に合わせて見直しを進めます。
- ○重要政策等の審議は政策企画会議及び庁 議で審議し決定しています。

■政策・施策の展開

4.(1) 時代の変化に対応できる改革を 進めるまち ① 計画策定と適切な進行管理・評価 の推進 ② 行政情報化の推進 ③ 総合的な行財政改革の推進

- ① 計画策定と適切な進行管理・評価の推進
- OPDCAサイクルを遵守した、長期総合計画 をはじめとする各種計画の進行管理を徹 底します。また、事務事業の実施の各種手 続きにおいて、PDCAサイクルが実施され るよう取り組みます。
- ○評価においては、「評価のための評価」や 評価による通常業務の停滞等に十分に留 意しながら、事務事業評価について強化を 図ります。住民満足度調査及び大規模事 業評価については、評価内容や必要性を 踏まえながら、制度の改善、見直しを図り ます。

<主な事務事業>

- ・総合計画の策定と進行管理事業
- 行政評価推進事業
- 大規模事業評価事業

② 行政情報化の推進

- 〇現在導入しているICTシステム等を活用し、 さらなる最適化を図ります。新しいシステム の導入については、必要性、費用対効果 に配慮しつつ、着実な取り組みを行いま す。
- OICTの研修機会等を充実し、時代の状況 変化に対応できる職員の能力育成と、情報リテラシーの向上を図ります。

<主な事務事業>

- I C T 機器管理事業
- ・セキュリティ対策事業
- ・総合行政ネットワーク事業

③ 総合的な行財政改革の推進

〇各課、各政策分野にわたる改善事業等をと りまとめ、総合的な行財政改革のしくみづく りを推進します。

<主な事務事業>

• 行財政改革大綱事業

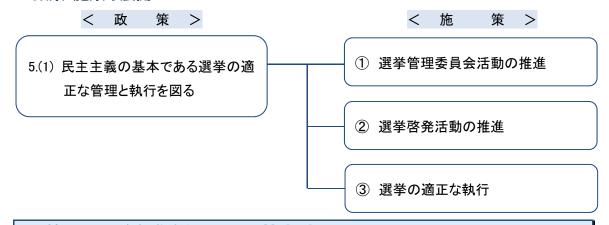
No.	指標の内容	現状値 (平成 29 年度)	目標値(指標) (平成 33 年度)
1	「役場組織の行政改革の推進」に対する満足度(5点満点中)	3.1 点	3.2 点
2	技術職の採用人数	2	2

第5項 (1)選挙に関する基本計画

<政策> 民主主義の基本である選挙の適正な管理と執行を図る

■政策の基本方針

■政策・施策の展開

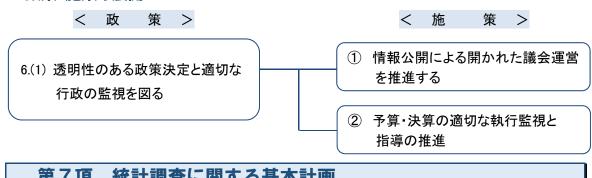


第6項 (1)議会に関する基本計画

<政策> 透明性のある政策決定と適切な行政組織の監視を図る

■政策の基本方針

■政策・施策の展開

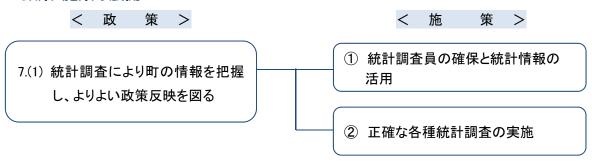


第7項 統計調査に関する基本計画

<政策> 統計調査により町の情報を把握し、よりよい政策反映を図る

■政策の基本方針

■政策・施策の展開



第6次大河原町長期総合計画

Ⅲ 資料編

1主要指標の見通し

1 将来人口

① 施策を講じない場合の人口推計

国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」といいます。)の「平成25年3月推計」を基にした推計を行い、本町の将来人口を予測しました。

【人 ロ デ ー タ 】住民基本台帳人口(1985年~2017年)

1年間隔の将来人口を算出するため、1歳間隔人口を採用

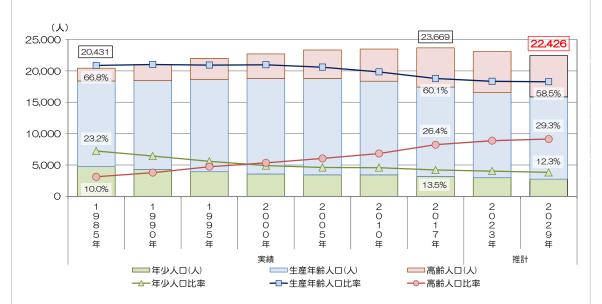
【出 生 率 の 設 定】社人研仮定値

【生存率・純移動率】社人研の生残率、純移動率の公表値は5年間隔となっている ため、直線補完により、1年間隔の値を算出して適用

【推 計 開 始】2018年から

2017 年(平成 29 年) 現在の人口は 23,669 人となっていますが、総合計画の計画期間の最終年度の 2029 年(●●11 年)には、人口が 1,243 人減少(5.3%減)し、22,426人となる見込みです。

年少人口は447人減少(14.0%減)、生産年齢人口は1,119人減少(7.9%減)、高齢人口は323人増加(5.2%増)となります。高齢人口は増加しますが、年少人口及び生産年齢人口の減少幅が大きいため、全体人口が減少し続けていきます。



施策を講じない場合の将来人口推計

② 施策を講じた場合の人口推計

総合計画の施策により、出生数 200 人/年の維持、25 人/年の社会増、病気や怪我による死亡者数の抑制を見込んだ場合の人口推計では、2017 年(平成 29 年)現在の 23,669 人と比較して、2029 年(●●11 年)には人口が 635 人減少(2.7%減)し、23,034 人となる見込みです。

年少人口は 237 人減少 (7.4%減)、生産年齢人口は 941 人減少 (6.6%減)、高齢人口は 543 人増加 (8.7%増) となります。

2029 年に人口 23,000 人を維持するための条件は以下になります。

条件①: 平成31年以降、人口減少下においても出生数200人を維持。

主な施策:若者の定住施策、子育て支援等

【参考】H21~H29 の 0 歳児人口(人)

H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
249	182	186	206	221	209	217	188	180

条件②: 平成 32 年以降、転入増・転出減で毎年社会増約 25 人を維持。

主な施策:雇用創出施策、定住促進施策等

【参考】H21~H29の人口社会増減(人)

H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
-74	-27	+266	+49	+2	-27	-53	-8	

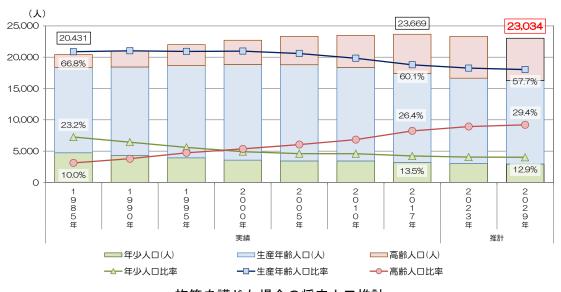
条件③:平成31年以降、高齢人口が増え続ける中、病気や怪我による死亡者数を抑

制。

主な施策:医療制度の充実、健康増進施策

【参考】H21~H29の死亡者数(人)

H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
186	221	218	241	237	199	196	235	250



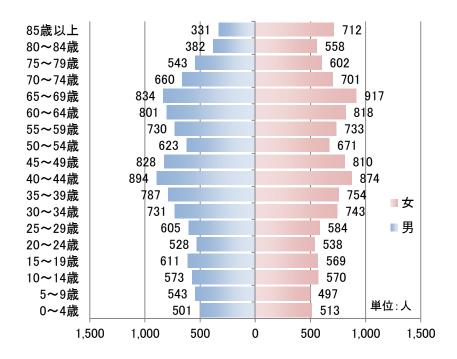
施策を講じた場合の将来人口推計

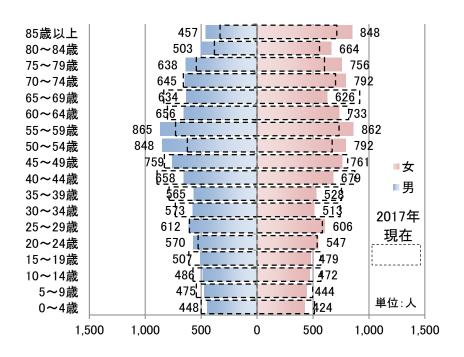
③ 人口構成の変化

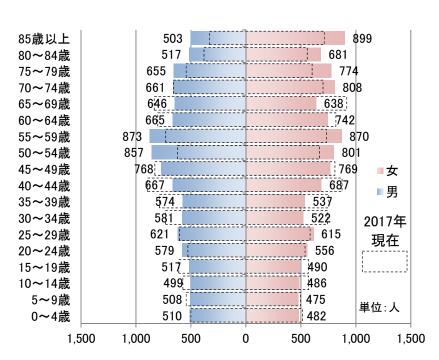
平成 29 年現在の大河原町の人口構成は 40~44 歳、65~69 歳の人口が多い、ひょうたん型の人口構成となっています。

計画最終年の 2029 年 (●●11 年) では、50~59 歳が最も多くなり、70 歳以上の高齢者は増加し、39 歳以下はおおむね減少しています。

施策の実施により、全年齢層で人口増加を図りますが、特に次世代を支える 14 歳以下の年少人口の増加を目指します。







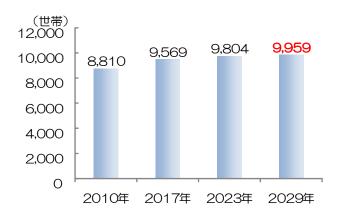
計画最終年(2029年:施策実施あり)の人口構成

2 世帯数

宮城県の推計結果や大河原町の第5次総合計画で示されている世帯数推計も参考にしながら、1世帯当たりの人口から推計した多項式回帰式による推計により、本町の将来における世帯数を推計しました。

【人 口 · 世 帯 数 】住民基本台帳人口 (1985 年~2017 年) 【推 計 開 始】2023 年から

2017 年 (平成 29 年) 現在の世帯数は 9,569 世帯となっていますが、総合計画の計画期間の最終年度の 2029 年 (●●11 年) には、10,000 世帯程度となる見込みです。



将来における世帯数の見込み

3 就業者数

累乗回帰式による推計により、本町の将来における産業別就業者数を推計しました。

【産業別就業者数 】国勢調査(1990年~2015年) 【推 計 開 始】2017年から

2017 年 (平成 29 年) の産業別就業者数は第 1 次産業が 292 人、第 2 次産業が 3,626 人、第 3 次産業が 7,548 人となっていますが、総合計画の計画期間の最終年度の 2029 年 (●●11 年) には、第 1 次産業が 232 人、第 2 次産業が 3,254 人、第 3 次産業が 7,077 人となる見込みです。

また、総合計画の施策実施効果により、2029 年 (●●11 年) に人口 23,034 人を見込んだ場合、第 1 次産業が 238 人、第 2 次産業が 3,342 人、第 3 次産業が 7,260 人となる見込みであり、2023 年、2029 年における第 3 次産業がやや回復する見込みです。



産業別就業者数の推計(施策を講じない場合)



産業別就業者数の見込み(施策を講じた場合)

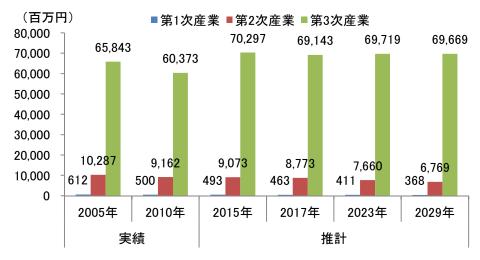
4 町内総生産・町民所得(分配)

累乗回帰式による推計により、本町の将来における産業別町内総生産を推計しました。

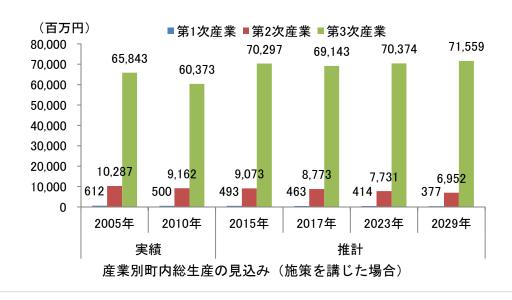
【産業別就業者数 】国勢調査(2005年~2015年) 【産業別町内総生産】宮城県資料(2005年、2010年) 【推計開始】2015年から

平成 22 年 (2010 年) の産業別町内総生産は第 1 次産業が約 5 億円、第 2 次産業が約 92 億円、第 3 次産業が604 億円となっていますが、総合計画の計画期間の最終年度の2029 年 (●●11 年) には、第 1 次産業が約 3. 7 億円、第 2 次産業が68 億円、第 3 次産業が697 億円となる見込みです。

また、総合計画の施策実施効果により、2029 年 (●●11 年) に人口 23,034 人を見込んだ場合、第 1 次産業が約 3.8 億円、第 2 次産業が約 70 億円、第 3 次産業が 716 億円となる見込みであり、2023 年、2029 年における第 3 次産業がやや上昇する見込みです。



産業別町内総生産の見込み (施策を講じない場合)



5 前期計画 5 か年度の財政の見通し

2019 年 (平成 31 年度) を初年度とする 2023 年 (●●5 年) までの 5 年の実施計画 事業を考慮した財政の見通しを示します。

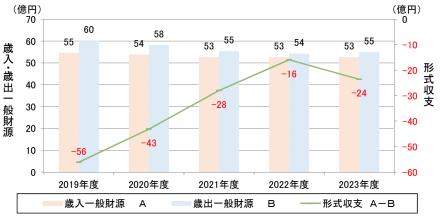
【2019 年度(平成 31 年度)~2023 年度(●●5 年度)前期計画期間の財政の見通し】

(単位:千円)

区 分	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
地方税	2, 760, 347	2, 757, 328	2, 754, 355	2, 751, 427	2, 748, 543
地方交付税	1, 442, 720	1, 445, 445	1, 448, 176	1, 450, 913	1, 453, 655
地方譲与税・交付金・ その他一般財源等	1, 261, 073	1, 181, 073	1, 061, 073	1, 061, 073	1, 061, 073
歳入一般財源 A	5, 464, 140	5, 383, 846	5, 263, 604	5, 263, 413	5, 263, 271
歳出一般財源 B	6, 025, 528	5, 815, 025	5, 543, 320	5, 422, 722	5, 498, 927
形式収支 A-B	△561, 388	△431, 179	△279, 716	△159, 309	△235, 656
財政調整基金残高	1, 375, 995	1, 100, 173	975, 814	971, 862	891, 563

(財政調整基金は、平成30年3月末現在19億21,022千円から平成30年度財源不足を差引。毎年度基金利子5,357千円を加算、前年度繰越金1億50,000千円を加算。後年度も同様とした。)

- ※本財政の見通しは、平成29年5月末現在で把握している財政資料に基づいて作成している。
- ※本財源の見通し期間内において財源不足を生じる可能性があり、人件費・物件費・投資的経費の圧縮を行っている。 ※平成 30 年度予算を基準に後年度に増減するものを算入している。固定資産台帳を基に耐用年数が終了するものを建 替えすると想定して費用を算入している。
- ※前年度繰越金を1億7千万円と推計。予算の繰越金2千万円を差引き、毎年1億5千万円を財政調整基金に積立て。 前年度剰余金の2分の1の積立てだが、試算の関係で全額を積立て。



歳入・歳出一般財源と形式収支の見込み



2 住民満足度調査結果の概要

1 調査の概要

◆目的

「第6次大河原町長期総合計画」の策定にあたり、まちづくりに対する意向や行政サービスに係る意識 (満足度) などを調査し、計画に反映することを目的として実施しました。

◆調査方法

配 布 対 象: 町内の満 18 歳以上の住民から 2,000 名を無作為抽出

配 布 回 収:配布回収ともに郵送

配 布 数:2,000票

調査期間: 平成 29 年 5 月 15 日~平成 29 年 5 月 31 日

◆アンケート票の構成

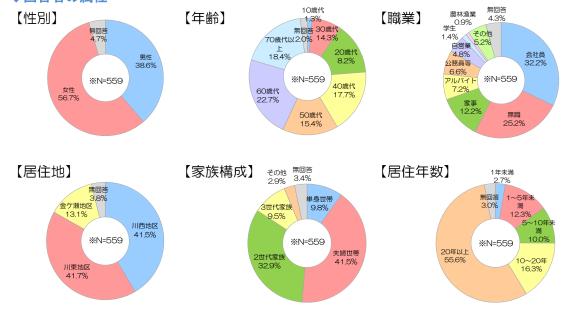
設問の構成	設問の概要			
大河原町の行政施策・取組	大河原町にお住まいの皆さんからみた、大河原町の行政施			
みの評価	策・取組みに対する満足度・必要度(優先度)についてお			
	伺いしました。			
大河原町のまちづくりに	大河原町にお住まいの皆さんのまちづくりについての考			
ついての考え	えを伺いました。			
大河原町の今後の土地利	大河原町にお住いの皆さんの今後の土地利用や環境保全			
用や環境保全・形成につい	等の考えについて伺いました。			
ての考え				
回答者の属性	アンケート結果を統計的に分析するために、回答者の属性			
	について伺いました。			

2 調査結果

◆有効回答数

• 559 票 (回収率: 37.3%)

◆回答者の属性



◆満足度の分析

- ・全体的に前回調査よりも満足度が低下している施策が多い状況です。
- ・前回評価よりも満足度が上昇した施策は、「子育て支援の充実」、「企業誘致の推進」が ともに+0.2 であり、「子育て支援の充実」については、子ども医療費無料化の 18 歳ま での拡大、所得制限の撤廃が評価、「企業誘致の推進」は川根工業団地への企業立地、 工場拡幅が評価されたものと考えます。
- ・ほかには、「分かりやすい情報公開の推進と情報共有」、「健康づくりの推進」、「福祉の 充実」、「親切で親しまれる窓口サービスの推進」がともに+0.1となっています。
- ・前回の満足度調査から満足度が低いままになっているのは「安全で便利な道路の整備と 維持管理」、「商業・サービス業の活性化」となっています。
- ・前回評価よりも満足度が大きく低下した施策は「空き家対策の推進」、「上水道の充実」がともに-0.5、「広域行政の推進」、「都市施設・公共交通の充実」がともに-0.4となっています。
- ・「空き家対策の推進」について低評価を付けた人の意見では、空き地の草刈り等の手入れをしてほしいとの意見や、高齢者の単身世帯・夫婦世帯の増加をにらみ、グループホーム等への借り上げ転用等推進を希望する意見がありました。
- ・「上水道の充実」について低評価を付けた人の意見では、水道料金が高すぎるとの意見がありました。

◆必要度の分析

- 必要度は、ほとんどが現状維持(4.0)以上の充実・拡大を望む数値となっています。
- ・前回評価よりも必要度が上昇した主な施策は、「学校施設・サービスの充実」(+0.3)、スポーツの振興(+0.2)、「広域行政の推進」(+0.1)となっています。
- ・前回評価よりも必要度が低下した主な施策は「わかりやすい情報公開の推進と情報共有」、「商業・サービス業の活性化」、「親切で親しまれる窓口サービスの推進」、「役場組織の 行政改革の推進」がともに-0.2 となっており、要求が満たされてきた反面、中には満 足度も低い施策もあり、単に必要と感じていないともとらえられます。
- ・「わかりやすい情報公開の推進と情報共有」、「親切で親しまれる窓口サービスの推進」 については、満足度が向上し、必要度が低下していることから、ある程度、改善が進ん だものととらえられます。

◆重点的に取組むべき施策(必要度が高く、満足度が低い施策)

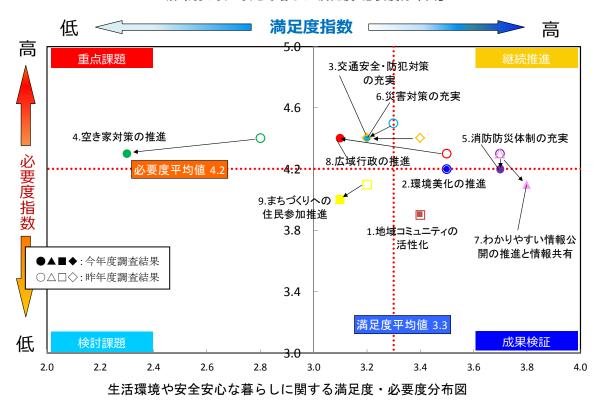
・必要度が高く、満足度が低い「空き家対策の推進」、「広域行政の推進」、「安全で便利な 道路の整備と維持管理」、「都市施設・公共交通の充実」、「企業誘致の推進」、「観光と地 場産品の振興」、「学校施設・サービスの充実」が重点的に取り組むべき施策といえます。

表 満足度・必要度の評価値一覧

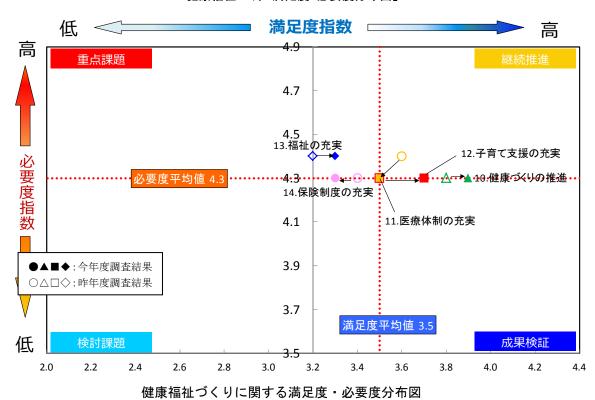
今回調査結果	前回調査との比較			
生活環境や安全安心な暮らし	満足度	必要度	満足度	必要度
地域コミュニティの活性化	3. 4	3. 9	0.0	0.0
環境美化の推進	3. 5	4. 2	0.0	0.0
交通安全・防犯対策の充実	3. 2	4. 4	-0.2	0.0
空き家対策の推進	2. 3	4. 3	-0.5	-0.1
消防防災体制の充実	3. 7	4. 2	0.0	-0.1
災害対策の充実	3. 2	4. 4	-0.1	-0.1
わかりやすい情報公開の推進と情報共有	3.8	4. 1	0.1	-0.2
広域行政の推進	3. 1	4. 4	-0.4	0.1
まちづくりへの住民参加促進	3. 1	4.0	-0.1	-0.1
健康福祉づくり	満足度	必要度	満足度	必要度
健康づくりの推進	3. 9	4. 3	0.1	0.0
医療体制の充実	3. 5	4. 3	-0.1	-0.1
子育て支援の充実	3. 7	4. 3	0.2	0.0
福祉の充実	3. 3	4.4	0.1	0.0
保険制度の充実	3. 3	4. 3	-0.1	0.0
都市基盤と街づくり	満足度	必要度	満足度	必要度
安全で便利な道路の整備と維持管理	2.8	4.6	-0.1	0.0
都市施設・公共交通の充実	2. 9	4. 2	-0.4	-0.1
上水道の充実	3. 5	4. 3	-0.5	0.0
下水道の充実	3. 4	4. 3	-0.3	-0.1
公園・緑地の整備	3. 2	4. 2	-0.2	0.0
産業と観光	満足度	必要度	満足度	必要度
農業支援の充実	3. 3	4. 2	-0.1	0.0
商業・サービス業の活性化	3. 0	3. 9	-0.1	-0.2
企業誘致の推進	3. 1	4. 4	0.2	0.0
観光と地場産品の振興	3. 1	4. 4	0.0	-0.1
教育・文化	満足度	必要度	満足度	必要度
学校施設・サービスの充実	3. 2	4.6	-0.3	0.2
公民館・図書館の充実	3. 1	4. 3	-0.3	0. 1
文化・芸術	3. 3	4. 2	-0.3	0.0
スポーツの振興	3. 3	4. 2	-0.1	0.2
役場の運営	満足度	必要度	満足度	必要度
親切で親しまれる窓口サービスの推進	3. 6	4. 2	0. 1	-0.2
役場組織の行政改革の推進	3. 1	4. 1	-0.1	-0.2

端少

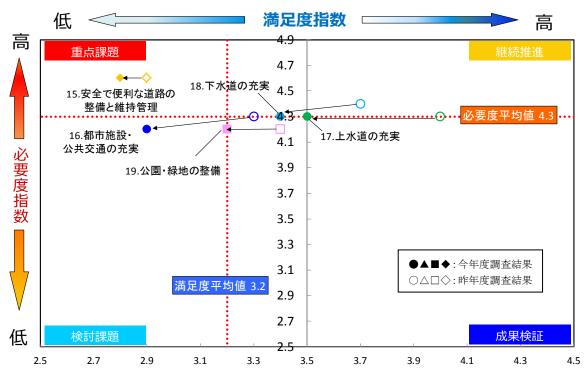
生活環境や安全安心な暮らし「満足度・必要度分布図」



健康福祉づくり「満足度・必要度分布図」

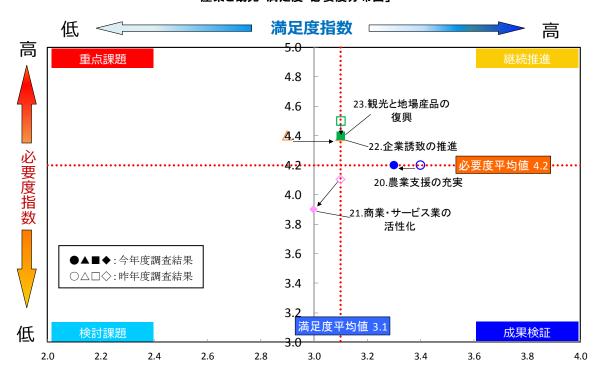


都市基盤と街づくり「満足度・必要度分布図」



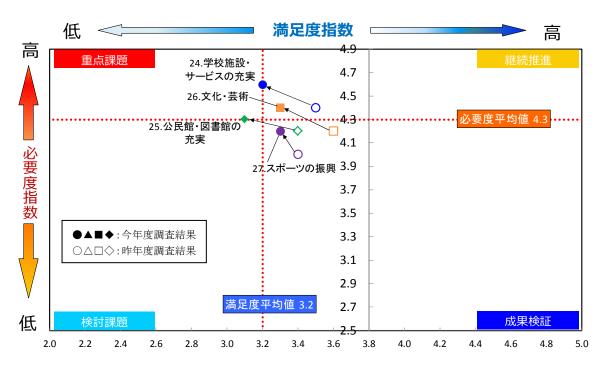
都市基盤と街づくりに関する満足度・必要度分布図

産業と観光「満足度・必要度分布図」



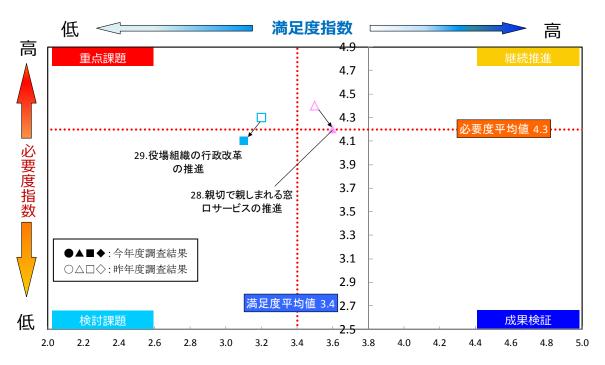
産業と観光に関する満足度・必要度分布図

教育・文化「満足度・必要度分布図」



教育・文化に関する満足度・必要度分布図

役場運営「満足度・必要度分布図」



役場運営に関する満足度・必要度分布図